

第百八十九回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十二号

平成二十七年五月二十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江藤 拓君

理事 加藤 寛治君 理事 齋藤 健君  
理事 宮腰 光寛君 理事 吉川 貴盛君  
理事 渡辺 孝一君 理事 玉木雄一郎君  
理事 松木けんこう君 理事 村岡 敏英君  
理事 石田 祝稔君  
井野 俊郎君 伊東 良孝君  
伊藤信太郎君 池田 道孝君  
石崎 徹君 今枝宗一郎君  
岩田 和親君 金子めぐみ君  
神谷 昇君 鈴木 隼人君  
瀬戸 隆一君 田野瀬太道君  
高木 宏壽君 武部 新君  
津島 淳君 中川 郁子君  
中村 裕之君 中山 展宏君  
西川 公也君 橋本 英教君  
藤丸 敏君 古川 康君  
前川 恵君 宮崎 謙介君  
宮路 拓馬君 森山 裕君  
築 和生君 山本 拓君  
若狭 勝君 金子 恵美君  
小山 展弘君 佐々木隆博君  
篠原 孝君 福島 伸享君  
井出 庸生君 稲津 久君  
佐藤 英道君 齊藤 和子君  
島山 和也君 仲里 利信君

農林水産大臣政務官 佐藤 英道君  
農林水産大臣政務官 中川 郁子君  
農林水産大臣政務官 小川 恵弘君  
(株)会社小川牧場代表取  
締役

参考人 (東京農業大学農学部教授) 谷口 信和君  
参考人 (鈴盛農園代表) 鈴木 啓之君  
参考人 (龍谷大学農学部教授) 石田 正昭君  
参考人 (有限会社横濱ファーム代表取締役社長) 笠原 節夫君  
参考人 (表取締役社長) 川上 一郎君  
参考人 (鳥取県農業会議会長) 新福 秀秋君  
参考人 (農業生産法人有限会社新福青果代表取締役社長) 太田原高昭君  
参考人 (北海道大学名誉教授) 奥井 啓史君  
農林水産委員会専門員

委員の異動

五月二十七日

同日

委員の異動

補欠選任

石崎 徹君

宮崎 謙介君

岩田 和親君

鈴木 隼人君

藤丸 敏君

高木 宏壽君

篠原 孝君

小山 展弘君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

それでは、初めに、小川参考人、お願いいたします。

○小川参考人 おはようございます。群馬から参りました小川です。よろしくお願いいたします。初めての機会でありますので、なかなかうまくしゃべれないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、私の経営概況を説明していきたいというふうに思います。

私は、今六十一歳でございまして、昭和四十八年に就農いたしました。当時は父親がやっております、酪農、それから野菜、米麦というふうな複合経営でやっております。その後、私が入ったということで、昭和五十年に牛舎を新築いたしました。酪農専業を目指してやってきました。

その後、酪農の場合ですと、生産調整といまして、急に、前年の乳量に対して、それ以上出荷してはだめだというふうな、今まで三度ほどそういった経験がありましたけれども、昭和五十五年にそういったことで生産調整がありまして、なかなか収益がふえないというふうなことで、一応、乳肉複合経営というふうなことで、乳牛に生まれた雄牛の肥育を始めました。

その後、いろいろあったんですけども、TMRという、要するに群管理の牛の飼養管理が始まりました、つないで飼っていた牛舎でありましたけれども、フリーストールという、今はもうフリーストール、バラー搾乳というのは一般的になりましたけれども、それを昭和六十一年に、群馬県下でも五番目か六番目ぐらいの早さで始めたわけです。

その後、今TTPPもいろいろ議論になっておりますけれども、牛肉の輸入自由化というふうなことが始まりまして、乳牛だけではちょっと厳しいのかなというふうなことで、F1、交雑種の肥育を始めたんですけども、それもやはりなかなか厳しいかなと自身は思っています、和牛の受精卵で、乳牛に借り腹をして和牛を生産しようということ、平成九年に、ドナー牛というふうなことで、卵取りの和牛を導入したのが和牛繁殖経営のきっかけでございます。

平成十九年に、いよいよ後継者、長男、次男が入りまして、酪農ですと、やはり二人入ると二百頭ぐらいは最低搾らないとだめだというふうなことがありまして、新たに牛舎をつくって、施設、牛を二百頭導入すると二億円ぐらい、やはり一頭百万ぐらいかかるんですね、今でもそうですけれども。そうすると、二億も借り入れを起こして果たして大丈夫かなというふうなことがありましたので、繁殖和牛の専業経営というふうなことで、平成十九年に酪農をやめて現在に至っている次第でございます。

二十五年に、個人の経営だったんですけども、一応株式会社というふうなことで、会社を起しまして今はやっております。

それから、昨年度、コントラクター、これは、新規需要米の関係のWCSを近くの集落営農の法人につくっていただきました、その前までは酪農の機械を使いながらやっていたんですけども、作業期間を長くとり、面積がふえますと、なかなかトラクターでやるのも困難なものですから、昨年、WCSの専用機を購入いたしました、去年は二十ヘクタール契約して、私の方でいただいたような状態でございます。

現在、繁殖和牛は、親牛で百五十頭、年間の子牛販売頭数でおおむね百二十頭ぐらいです。私が始めて以来かなりたっているんですけども、非常に子牛も相場が高くて、一息ついていないんですけども、今まで子牛の相場が低迷した関係で生産農家が減ったのと、親牛の頭数が減ってなかなか市場に出てくる子牛の頭数が少ない関係でこういった高値が続いているのではないかとこのように思っております。販売金額にして、およそ六千二百万円ぐらいの販売代金になっております。

飼料作物につきましては、イタリアンライグラスとソルゴーという体系で、延べ面積でおよそ十二ヘクタールつくっております。ことしのWCSは、やはり米麦農家が、米の値段が低迷したもので、卵取りの和牛を導入したのが和牛繁殖経営のきっかけでございます。

ですから、特に、つくりたいんだけれども、畜産農家の契約がなかなかできないという関係がありますけれども、私のところでは、去年の二十ヘクタールは二十九ヘクタールに拡大しております。ただ、一台の専用機でありますので、これ以上ふえるとなかなかできない、これ以上ふやすにはもう一台買わなければいけないというふうなことなんですけれども、なかなかそういった情勢にもなっております。

簡単に概要を説明させていただきました。

そして、特に現在の農協の問題点として、今、私が所属しているのはJA佐波伊勢崎といいますが、一応、正組合員が七千二百六十九名、准組合員が一万二千八百十五名、合わせて二万八千四百名の組合員がおります。

農畜産物の販売額なんですけれども、昨年、大雪の被害によりまして野菜の関係の販売高が非常に落ちました。例年ですと大体百億円ぐらいの販売額だったんですけども、昨年の実績でいいますと、総額で八十六億です。その中の園芸部門、野菜、これが非常に落ちたわけなんですけれども、これが五十四億。通常ですと七十億から八十億弱ぐらいまでだったんですけども、再建がなかなか進まなかった関係等もありまして、五十四億四千円でした。畜産については三十四億。酪農が一番多くて、次に肉牛、養豚というふうなことになるんですけども、そのほかに、米等が七億五千万というふうなことになると思います。

そうした中で、高齢化なものですから、担い手の育成が進まなくて、なかなか後継者が育たないわけですね。その原因というのは、経営がなかなか安定していかないのと、将来の不安があるのと、なかなか後継者が育たないというふうなことであります。もっと積極的にJA等も担い手の育成をやっていたらいいかなというふうなふうに思っています。

それともう一点、やはり職員の関係なんですけれども、金融機関等の指導の関係もあるんですけども、異動は五年を目安にというふうな指導がありますので、いわゆる営農担当の経験が豊富な職員が頻繁にかわってしまうということで、地域との密着も進まないし、組合員にすると、昔に比べて何か親しみが少ないねなんて言われて、そういった弊害が出ているかというふうに思っています。

それと、農協自体も事業本部制をしておりますので、営農部門、金融部門、それから生活とかなかれていますけれども、そういった連携をなかなかしていないという弊害が起きております。現場のニーズが、営農で融資等の要望があっても、内部の連携ができていない関係で、補助事業等も末端にまでなかなかつなげてこないというふうな問題があるかと思っております。

それと、これからどんなような農協になってほしいかという私の希望なんですけれども、農業経営というものは、やはり多様な、いろいろな農業があると思うんですね。そうした中で、やはり小規模、高齢化が進んでおりますので、そうした農業者には、今、直売所等が当JAも六カ所あります。そうした中で、そういった高齢者を中心とした、多品目を栽培している農家が非常に励みを持ってやっておりますので、そういったものをより一層進めてほしいというふうに思っております。また、六次産業化なり、加工等も含めてやって、なるべく高付加価値の販売を目指してもらいたいというふうに思っております。

それと、課題として、大規模農家といいますが、大型の、やはり後継者のいるような農家に対しては、そういった規模の大きい農業経営を農協の方としても目指してもらいたいというふうに思っております。

ただ、農業法人なり、大きくなりますと、農協が離れて進んでおまして、実際は、大きくなると農協から離れていっちゃうという実態もあります。これは、やはり農協がそういったニーズをなかなかつかみ切れていない。ですから、やはりそういった大きな農家、担い手のいる農家の要望を受けとめて、そういった人たちにも応えられるよ

導がありますので、いわゆる営農担当の経験が豊富な職員が頻繁にかわってしまうということで、地域との密着も進まないし、組合員にすると、昔に比べて何か親しみが少ないねなんて言われて、そういった弊害が出ているかというふうに思っています。

それと、農協自体も事業本部制をしておりますので、営農部門、金融部門、それから生活とかなかれていますけれども、そういった連携をなかなかしていないという弊害が起きております。現場のニーズが、営農で融資等の要望があっても、内部の連携ができていない関係で、補助事業等も末端にまでなかなかつなげてこないというふうな問題があるかと思っております。

それと、これからどんなような農協になってほしいかという私の希望なんですけれども、農業経営というものは、やはり多様な、いろいろな農業があると思うんですね。そうした中で、やはり小規模、高齢化が進んでおりますので、そうした農業者には、今、直売所等が当JAも六カ所あります。そうした中で、そういった高齢者を中心とした、多品目を栽培している農家が非常に励みを持ってやっておりますので、そういったものをより一層進めてほしいというふうに思っております。また、六次産業化なり、加工等も含めてやって、なるべく高付加価値の販売を目指してもらいたいというふうに思っております。

うな農協になつてほしいというふうに思っております。

それと、やはり当然、生産原価等を下げるためには、生産資材をもっと安くするというふうなこともしてもらいたいと思います。

それと、今、中間管理機構によって、農地の集積などもこれからの課題としてあると思いますけれども、そういった農地の集積によって効率的な農業経営を行えるようサポートしていただければありがたいというふうに思っております。

それから、販売の部分でいいますと、野菜等で価格変動が激しいものですから、経営の安定がなかなかできないわけですね。やはり、加工等も含めた中で、契約栽培等、そういったものを推進することによって、販売価格を安定することが大きな農家を育てるというふうなことになるかと思ひます。

それと、地元の商工業者等、商工会なり商工会議所と農協との連携がなかなか進んでいないのが現状であります。六次産業化なり、そういった面からすると、商工会議所との連携を図り、地域の活性化に進んでいくような方向でやってもいいというふうに思っております。やはり地元の、餅は餅屋ではありませんけれども、得意な分野はそういった人たちにやってもらいたいというふうに思っております。

それから、連合会、特に全農等に対する要望なんですけれども、加工施設それから流通面をこれから連携していく必要があるわけですから、単位農協ですと、なかなか投資額が大きくて、それと、通年でそういったものを供給するということを考えると、温度差を利用したりレー栽培等をするということによって施設の稼働率を上げるというふうな面で、全農等に対してはそういった面で期待をしているわけです。

中央会は、監査等では実績があるんですけれども、身内の監査みたいなことに意外となりがちで、監査報告は出ているんですけれども、強制性がないものですから、なかなかその辺の徹底がで

きていないような気が私はしております。

これからの農協改革に対して期待することは、役員の経営者としての意識改革、やはり農協であつても、時代に対応した、いろいろな流れがありますけれども、そういった情報を集めながら、経営者として、一般の会社の経営者と同じように経営感覚を持つてやってもらいたい。

職員は、やはり基本的には組合員のための職員ということでありまして、そういった組合員を中心とした運営を手がけるように、何かといひますと組合組織の、農協組織のための、そういった職員もまだ若干おりますので、そういった面で改善をしていただきたい。

それと、組合員については、やはり個々の農業経営者でありますので、確立するということは当然でありますけれども、やはり今、地域連携なり地域活性化のためには、個々の経営だけじゃなくて、いろいろな経営を含めた中で連携をとつて、地域として農業を振興し、また、いろいろな他産業とも連携しながらやっていくという気持ちになつていかないと、これからの農協は変わつていかないうふうなふうに思っております。

以上が私の意見でございます。(拍手)  
○江藤委員長　ありがとうございます。  
次に、谷口参考人、お願いいたします。

○谷口参考人　ただいま御紹介いただきました谷口です。

きょうは、日本の農業の今後のあり方を大きく左右する農協関連の法案についての参考人ということで呼ばれましたことを大変光栄に思っております。

この後の参考人の中に、二名ほど私と同じように大学の教師をしている方が入っておりますけれども、二人とも農協問題の専門家、農協そのものの研究者であります。私も同じようなことで、農協について深い関心を持って研究はしておりますけれども、三人が似たような話をしても余り役に立たないというふうに思いましたので、私としては、今の日本農業のそもそもの問題は何か、

その中で農協はどういう役割を果たすのかという視点から話してみたいというふうに思ひます。

お配りしてありますレジュメに即しまして、かいつまんで話したいと思ひます。量が多いわけです、全部話していると多分時間が足りませんので、要約いたします。

まず、大きな枠組みは、現在の農政改革をめぐる全体像、これと農協改革の位置というものを少しはつきりしてみたいと思ひます。どういう意味で農協改革が必要なのか、あるいはしなきゃいけないのかということだと思います。その上で、二番目に、農協改革の個々の論点について私なりの考え方を、一番で述べた大きな枠組みの観点から述べてみたいというふうに思ひます。

現在の日本農政が直面する課題の構図というのを図に示しました。これは、多様な担い手との関係であります。

私が強調したいことは、この四つの枠組み、四方にある四つの枠組みの問題が、それぞれ個別に扱われて、農水省の事業で既に取り組まれております。大事な点は、個々の課題を個々に取り扱うのではなくて、これをまとめて、束ねて取り扱うことが求められている、そのことを抜きにしては現場の問題が片付かないということが私は重要だというふうに思ひます。

具体的には、耕作放棄地があり、この耕作放棄地の再生、復旧、活用ということを通じて新規就農者というものを結びつけていくことが大事だと思ひます。

同時に、新規就農者は、系統出荷という枠組みの中だけでは、必ずしもみずからの成果を実現できる場というのは得られない可能性があります。そういう中では、直売所といったものも活用する。つまり、販路として、従来の市場出荷、系統出荷という枠組みだけではなくて、地産地消ということベースにした直売所をも重視した体系に持つていかなくちゃいけないだろうというふうに思ひます。

大事な点は、直売所というのと、従来、高齢者、

女性、小規模、つまりプロフェッショナルでない生産者のための組織というふうに認識されておりますけれども、これはもう実態を踏まえない古い議論だというふうに私は考えております。全国全体的にいうわけではありませんけれども、非常に出荷額の多いような直売所、販売額の多いような直売所においては、例えば北海道においてもそうだと思いますけれども、一番大事な点は、専業的な生産者が積極的にこれを位置づけて、市場出荷と同等の、あるいはそれ以上の位置づけを与えてこれに参画しているという事実であります。

例えば、A県の施設園芸をやっている方は、七千万から一億円の売り上げがありますけれども、そのうちの過半を直売所に出しています。農協の直売所に出して、市場出荷よりも安定しているということ喜んでいて、どこが彼を引きつけているかというと、非常に単純です。それは、価格が自分で決められる。

価格が自分で決められるということの意味は、生産費と価格との関係が自分の中で明確になつていて、市場価格が高くてもある一定価格で売る、つまり、自分の経営の再生産ということを前提にして、一カ月、二カ月単位ではなくて、一年、二年単位でもって生産が可能になるような仕組みに組織していく、そのために規模拡大していく、そういう形の中で直売所が位置づけられている。

この最大の問題は、やはり価格が非常に安定しているということ、経営の再生産が非常に円滑に進みやすい土台が与えられている、そういう位置づけをしております。ですから、大規模な経営は直売所と関係ないんだという議論はもう古いだろうというふうに思ひます。

と同時に、その直売所は、みずからの直売で、自分の経営体とところで売るという形だけではなくて、今言つたように、直売所という形でもって多様な生産者が集まることによって、都市の、あるいは農村の需要者との関係を結びながら展開するような、比較的大規模な直売所というところが

位置づけになると思います。

そういう三つの枠組みのもとで、恐らく、左側の下にありますように、水田農業、畑作農業、あるいは酪農、果樹といった日本の広範な農業が再生されていくという仕組みがあるんだろうと思います。

そういう真ん中のところに、担い手として家族経営がいて、これがなかなか困難を抱えているというのが実態だろうと思います。そういうものの一つの代替、補完、支援という政策の一つとして、農協が出資する農業生産法人や、あるいは農協が直営といったような経営があるというふうに思っております。

大事な点は、今、そこでは農協との関係でその大体的姿を描きましたけれども、そこに多様な担い手が存在しているという事実なんです。

下の方に描きました日本農業における担い手というのは、この図の真ん中にありますように、家族農業経営が基本であることは間違いありません。しかし、家族農業経営だけで成り立っている姿は既に過去形であります。

現在形では、右の方に、企業化を進めて会社法人になる経営、あるいは地域の協同組合的な性格を色濃く残した農事組合法人型の生産農協型のもの、そして、さらに、実は今度の都市農業基本法においてもそういう方向が目指されると思いますが、けれども、市民農園や自給的市民、自給的農家あるいは副業農家といった方々が、積極的に直売所なんかとの関係結びながら農業生産を進展させていく、場合によっては、規模拡大して新規参入して登場してくることは十分に起きております。

同時に、もう一つ大きな流れとして、家族農業経営の補完として、先ほど言いましたようなJA出資法人等々の流れ、あるいは集落営農、市町村農業公社。

問題は解決できる、そういう段階にあるんだというところを我々がどこまで正確に認識するかということが鍵だということでありまして、そういう観点に立つたときに、二ページに行きますけれども、一方で、規模の経済を重視し、労働力を排除してコストダウン、薄利多売という方向は、地域経済の活性化とある意味では対立的な側面があります。つまり、一部の経営だけが伸びるという側面があります。他方で、六次産業化からいく流れは、労働力を吸収し、高付加価値化、相対的な高価格化ということでありまして、地域経済の活性化と親和的であります。大事な点は、AかBかどちらかということではなくて、この両者を適切に組み合わせて地域農業を組織化することになります。

全体としては企業性の格の深化に向かっておりますけれども、組織原理においては、多様な差異を含む多様性を重視しながら地域農業の組織化を図ることが大事だということに思います。その限りでは、ボトムアップ型の地域農業再編成の方針が非常に大事だということになります。

その上で、アベノミクス農政の枠組みと農協改革の位置ということでありましてけれども、一年目が農政改革、四つの改革、そして今年次は農協改革、農業改革ということで三つの改革。大事な点は、全体を総括する名称がないんですね。恐らく、基本計画がそれだということになりますけれども、基本計画という言葉では余りに味気ないだろうというふうに思います。

他方で、農林水産業・地域の活力創造プランということになりまして、これは中身があるようではないような一般的な名称です。そういう意味で、農政全体をこういう方向で将来やりますよということ農業者のハートに訴えかけていくようなネーミングがないんですね。この点が非常に残念だと思います。

全体の構図は、私が年報の方に描きましたように、その図にあります。基本的な枠組みはこのとおりだと私はつかんでおりますけれども、大事な

点は、TPPの参加と、そのもとで、これを前提にして、これでも耐えられる農業者をどうつくるかということに取れんし過ぎていっているんですね。ですから、企業的な経営を参入させて、そこでもやれるような経営体をつくるということになっておりますけれども、一方で、右側の方の地方創生との関係が甚だ希薄になっていきます。つまり、地方創生と農業のかかわりは非常に希薄で、創生は訴える形になっております。この点は非常に重要な問題だと思えます。

そして、二つあります。重大な弱点として、四つの改革を阻害する全中、農協という説明がされてはいるんですけども、極めて不十分ではないかなと思います。TPP締結のためのややスケープゴートにされているのではないかなというふうには私は思っております。

同時に、TPPを締結した場合に、どういう日本農業の未来が描かれるのかという点については、残念ながら、影響についてはほとんど触れられていない。

しかし、現実的には、ことしも五月になって、またバタが足りなくなりました。去年、一年前も同じように足りなくなりました。北海道の酪農経営を含む日本農業の最優秀生が、TPPを含む将来を憂えて次の後継者にバトンタッチしていく、諦めている。本当に展望がない、これが象徴的だと思います。そういう点で、TPPのもとでも生き残れる農業についてはどんな姿があるのか、もつともつときちゃんと描くことが大事だと思います。

それから、地域協同組合論、これを排除して地方創生が語れるかどうか、これも大事な論点だというふうには思っております。

三ページに入ります。アベノミクス農政の第一弾の目玉として、中間機構が一度過ぎました。そして、中間評価が最近農水省から発表されました。何か失敗したかのよう議論が多いんですけども、私はそう単純に見ておりません。一進一退だと思います。現実

問題として、六万三千ヘクタール、流動化がふえました。しかし、目標と比べると、残念ながら低調だというのが一つです。

そして、もう一つ大きな点は、中間機構ではなくて、むしろ集積円滑化団体ということで、地域の農協を中心とした組織の方が流動化に大きな貢献をしているという現実があるということなんです。これだけ金と、政策的にも人も動員して、農水省を挙げてやったにもかかわらず進まなくて、さほど進めていない方が進んでいるというのは一体何なのかということを我々はもうちょっと考えることが大事だと思います。

と同時に、二十七年度はある程度進むというふうに見ておりますけれども、これは借入れが先行してあります。そして、やがてそれは貸し付けと結びつくということになると思いますけれども、実は、一番大きいのは、例えば例を一つ挙げますと、某県では、こういう状況に合わせて集落営農をやつとつくりました。つくった途端に、さあ、みんな土地を出して担い手を一緒にドッキングさせようと思つたら、出したけれども、自分のところに戻ってくる保証が全くないというところで、円滑化をやっているんですね。

つまり、せつかくつくて構造改革を進めようという政策が、円滑化団体の昔の仕組みの方に乗っついて、中間機構に移動していない、こういう問題が現実にあります。これはやはり大きな問題だろうというふうに思います。

制度設計上の問題としては、売買と所有権移動の問題の差を理解し切れていないのではないかなというふうには思っております。

売買は永久的に離れますから、どこに行こうと勝手だという面があります。しかし、賃貸借の場合には、やがて自分のその土地が相続にひつかかるかもしれない、転用にひつかかるかもしれない、とにかく何か戻さなきゃいけないことが生じる可能性は十分にあり得るわけです。しかし、現実的には、一旦貸したものを引き戻すという例は非常に少ないんです。少ないけれども、その可能

性は留保しておきたい、担保しておきたいということになります。

となると、自分が参画している農協の人ならば、自分も組合員なわけですから、返してくれと言え返してくれるという点で安心感があります。ですから、お上に預けるよりは農協に預けた方がよいというこの感覚は、現場の農民のごく普通の感覚としてあります。だとすると、そういうところの力を十分に使わずに、上から、全部土地を召し上げるような雰囲気で作られると、どうも現場の人はついていきにくいという感じがあるのが実態だろうと思います。

決して、中間機構の政策が間違っているというふうに声を上げて言う人は多くはないと思います。しかし、何かフィットしないなというこの感覚を十分に酌み上げないと、二年目以降、十分な成果を上げられないのではないかなというふうに思います。恐らく二年目は一年目の刈り残しを刈るだけであって、二年目に新規にとつとふえるという流れに繋がっていかないんじゃないかなというふうに心配しております。

そういう意味で、賃貸借が市町村レベルで行われてきたという過去のことを踏まえるならば、もつと中間機構の機能を市町村、農協レベルにおろして、つまり地域の現場におろすような形に組織的な変更も含めて修正を加えていかないと、大目標を達成することができないのではないかなというふうに思います。

同時に、人・農地プランとの連動を切ったということが非常に大きいと思います。建前上は一緒になっています。しかし、これは、繰り返して、人・農地プランと一緒にやるかどうか論点になりました。なぜ論点になったかという点、結局、全国企業が公募でもつとどこでも入りたいという要求に応えるために公募制度というのを導入してしまつたわけです。しかし、現場に担い手がいるのに、なぜ公募しなきゃいけないのかというのは余りはつきりしません。

そういう意味では、ここに書きましたけれど

も、順番が、序列が必要だと思えます。つまり、地域内の人から順番に、遠ざかるに従って優位性が下がっていく。地域にいるなら、そこに任せればいいじゃないかというふうに思います。そのあたりの序列がないまま、全で一緒にして、力の強い人、計画のすばらしい人となると、全ての計画を電通がつくつて、それを全国に配ればオーケーという農政改革になってしまうのではちょっと寂しいのではないかな、もうちょっと地域の声を酌み上げていくことが大事だというふうに思えます。

さて、その次に、四ページのところですけれども、くどくど言うつもりはありませんので、一番大きい問題は、農地市場に対するミスリーディングがあつたのではないかなということです、中間機構に関しては。

それは、現在は農地の担い手市場なんですね。出す方は、出しても借りてくれる人がいないという状況です。ですから、借りる方はどこでも借りられる。極端に言えば、借りたくないというより、借りないということもできます。ですから、耕作放棄地は、この数年間、再度ふえ出してしまつていて、かつてずっと減つてきたんですね。それが逆になつてきている。これは大きな問題だと思えます。

そういう点で、ここに書いたように、担い手の序列も含めて、地域内から遠ざかつていくような形で組織化に変えていくことが大事だと思えます。

全体の対策の評価については、aからfまで書きました。やや上から目線、強権的、補助金での政策誘導が過ぎるのではないかな。そして、下からの組織化にもつとつと切りかえていくことが必要ではないかなということでもあります。

そして、現在、農協陣営が取り組んでいる地域農業振興プランや地域営農ビジョン運動、こういうものと連動しながら、具体的に、人に農地を張りつめるだけではなくて、地域農業をどのように組織化するかという大局的な観点からの政策構

築、再構築が必要ではないかなと思えます。

農協の方については、以下、細かく述べております。もう時間が来ておりますので、ごく簡単にポイントだけを述べて、まとめたいと思います。

一つは、農協、農業委員会、農業生産法人制度改革が一本になっておりますけれども、これを束ねる論理が必ずしも明確ではありません。

前半と後半の議論もはつきりしないんですけれども、この後半の議論、後半というのは、アペノミクス第二弾のこの三法案でありますけれども、これについても明瞭じゃない。そういう点では、もう少し丁寧な議論をしてほしい。通すか通さないかではなくて、現場の方々が、これでやりましょうという気持ちになるような政策体系にすることが今一番求められていて、そういう意味での丁寧さが必要な段階にあるのではないかと思います。

それから二番目に、協同組合としての農業協同組合が本当に不要なのかどうか、これが非常に論点だと思えます。

というのは、協同組合の株式会社化という全体を貫くトーンがはつきりとした太い線でありま

す。だとすると、協同組合法の議論をしてもしようがないのであつて、農協を会社法に変えればよいという話になつてしまします。

そうではなくて、その下にいろいろ書いてあります。事業運営原則の明確化等々も賛成ですけれども、これについても、利用高配当、つまり配当に重点を置くような組合組織ではなくて、利用、結果そのもので利益が発生する、そういうふうにする

ことの方が基本であつて、何か出したものが戻る、金利生活者のような生活を農民に求めるのは余り妥当ではないんじゃないかなというふうに思

います。

しつかりさせながら、現場に浸透させることが大事だというふうに思っております。

そして、農協の組織変更についてですけれども、これも、なぜ一般社団法人や生協、あるいは医療法人、こういうものに変えなきゃいけないのか。余りはつきりしていないというふうに思います。特に、全農の株式会社化ということと、その全農の下にぶら下がる単協、株式会社の下に農業協同組合がなぜぶら下がつて一つの組織になるかということとは、余りわかりやすい説明はされていないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、農協改革がなぜ全中改革、解体として構想されねばならないのか。中央会不要論で農協運動が実際に束ねられるんだろかという不安があります。

実際、私が今やっている農協出資法人についても、当初は単協のレベルでの運動から始まりまして、これを全中がきちんと位置づけることによって、一挙に全国的な運動に広がりました。一九九〇年代にはたかだか数十件の事例しかなかったわけですが、現在では五百件、恐らく、日本の農業生産法人の三割弱までが、農協出資法人という一つの経営体が占めるようになってきております。その最先端には、三百ヘクタール、四百ヘクタールの規模の経営体すら、水田農業において成立しております。売上高も、五億円、十億円といったものも出現しております。そういう意味で、全中がそういうことの旗振りをしてきた役割をもつとつと積極的に評価することが大事ではないかと思えます。

それから、担い手を中心とした職能組合論というのは非常に重要なロジックでありますけれども、これはそういうふうになつた場合、それらの方々は協同組合でやらないんじゃないか。つまり、力の強いものは伸びましようという論理でいった場合に、やはり株式会社のように、票がいっぱいある、つまり、株をたくさん持っているものの発言権が強い組織の方がいいというふう

行くわけですね。それは、そもそも協同組合の枠とは違う話でありまして、株式会社でやればよいという方向で行ってまいります。

ですから、協同組合の枠の中での職能組合の強化という議論が、今の、一般企業の参加しているような法人の方々の利益に本當に合っているかという点、どうもそうではないんじゃないかな、ちよつとずれがあるのではないかなというふうに思います。

さらに、六ページのところで申し上げたいのは、職能組合としての農協にとって准組合員は必要な存在なのかということでもあります。

今回は結論を出しませんでしたが、准組合員については、どちらかといへば、やや冷たい仕打ちで、農協から排除する方向に向かっているかと思ひます。

しかし、農協の准組合員制度というのは、そこに細かく書き込まれたけれども、実は農協にとって不可欠の存在だというのは、単純に農協運営にとつて不可欠ではなくて、專業的農業者にとつても、彼らがいることによって自分たちの事業や何かが支えられているという側面があるわけですね。つまり、地域においては、両者が相互に役割を果たしているという事実があります。こういう点をどう評価するかということです。

同時に、実は、准組合員制度を地域農協論という枠組みでのみ論じられておりますけれども、私は、担い手問題の観点からしますと、多くの土地所有者、農家の方々を包含するところに准組合員というのはいらんだと思ひます。かつては大規模な農家だったけれども、分家、相続等々の関係でもう農家の資格もほとんどないが、実質的な土地所有者である、そういう方々の農地を抜きにして地域農業は語れないわけです。また、農地流動化も語れないわけです。

だとすると、それらの方々が入っている農協という枠組みを活用する形で、実は農業構造改革は進みやすいという事実があるとすれば、これを專業的な農家も含むような形で、内包す

ることの方が、現実の農政改革、農業構造改革を進める上では役に立つのではないかなというふうに思ひます。

そして、職能組合と地域組合の二つの性格を合わせ持つ総合農協だからこそ、高齢化、少子化が進む日本社会の今後について、さまざまな事業を通して、都会の方々にこういう道もあるんだということを指し示しているという点では、実は一周おくれたんだですけれども、今や農協が先頭に立ってしまつていて、そういう現実があります。このことをどう生かすかということでもあります。

最後のところにちよつと書きましたけれども、例えば佐久総合病院は、長野県においては、篠原さんは詳しいわけでありまうけれども、信州大学の医学部の附属病院よりも病床数が多いんですね。最大の病院なんです。これは農協、JAがつくってきた病院なんです。これは要らないという議論でいいのかどうか。そうじゃないだろうと思ひます。そういう点で、これが総合農協の枠組みの中で、その支援のもとにでき上がつてきているということですね。例えば、神奈川県においても、伊勢原に農協病院が最近できました。こういうものを我々はもつと評価することが大事だと思ひます。

その上で、最後に三つつけ加えて、終わります。

一つは、農協と農政運動の関係です。

これは、野党の提案の方で、政治的中立性の問題が出されています。私はそうすべきだと思ひます。農政運動と協同組合運動そのものをこちゃこちゃにするというのはやはり正しくない。時代の要請からすれば、これは別に考えてべきだ。その中で、自民党を支持し、公明党を支持し、あるいは、場合によっては共産党を支持するということもあつてもいいかもしれません。それはそれらの運動の方々が決めればいい話であつて、農協そのものの、本体がそれをどう支持するかということは別の話だろうというふうには私は考えております。

す。そういう点で、この点について野党提案が触れているのは非常にいいと思ひます。

それから、今大きな問題として飼料用米の政策があります。この問題は、瞬く間に百万トンというレベルに、一年目、二年目まで到達しかつています。そのときに全農、全中が果たしている役割は極めて大きいのです。これから本格的にやろうという声が出たところで初めて進んでおります。

私は飼料用米について詳しいので、中身について言いたいことはいろいろありますけれども、とりあえず前に向かつて動き出したことは事実です。ですから、これをさらに中身、内実を充実させていくことが、日本農業の再生にとつて極めて重要な切り札になると思つております。そういう観点から、全中、全農のイニシアチブをそぐような方向というのはどうなのかなというふうな疑問があります。

そして最後に、地区重複農協の設置可能規定が野党提案で出ておりますけれども、これも非常に重要な点で、なぜかという点、現実には、多くの先進的な法人農業経営は一地区だけで存在しているわけではあります。複数地区に存在しております。A市にある法人がB市にも支店を持つていたりするわけですね。そのときに農協が違つて、いろいろやりにくいことがいっぱいあります。

そういう点で、アカカルト方式で選択できるような状態になつていくこと自体は、農協の中に競争原理をある程度持ち込んで、刺激しようという関係から見ても大事です。それを生かしていく方向で構造改革を進めることができるのではないかと私は思つております。そういう観点で、これは、実は法人化等々を含む日本農業の構造改革にとつて極めて重要な問題提起だというふうに受けとめております。

ちよつと尻切れトンボでありますけれども、大事な点は、こういう議論をぜひ国民全体に広げてほしいなど。農林水産委員会だけの議論ではなくて、マスコミを含めて積極的に開示して、日本農業の方向について、TPPを含めて議論すること

が大事だというふうに思つております。

(拍手)

○江藤委員長 ありがとうございます。

次に、鈴木参事人、お願いいたします。

○鈴木参事人 おはようございます。愛知県碧南市から来ました鈴木啓之と申します。きょうはよろしくお願ひします。

私は、碧南市で鈴盛農園という屋号で農業経営をしております。現在三十一歳です。

実は、今から六年前まで、自動車関係のケミカルメーカーにおいて、直営店舗で統括店長の仕事をしておりました。結婚を機に退社をして、改めて農業の世界に参入してまいりました。それまで農業には全く接点がなかったもので、もちろん知識もない、人脈も何一つありませんでした。そこから一年弱、愛知県の農業大学校で基礎的な研修をした後、地元農業法人で二年間研修を重ねて独立をいたしました。二〇一二年に新規参入で経営を開始してから四年目の、まだまだ小さな経営体であります。

それと同時に、現在、北海道から沖縄までの日本全国三十九歳以下の農業青年一万三千名が所属する全国農業青年クラブ連絡協議会、通称四日クラブの第六十一代目の会長をさせていただいております。

話を鈴盛農園の方に戻させていただきますが、鈴盛農園は私が代表を務めておりますが、先ほどの四日クラブの業務などでの出張も多いため、今、妻を女性農場長として、野菜の作付スケジュール、品種の選定だったり、スタッフへの作業指示、また六次産業化として農産物の加工などを担当してもらつています。

私は、もともと両親が農業をしていたわけではないので、新規参入で農家世帯となりました。それゆえ、家族労働力は妻のみです。それではやはり規模拡大ができませんので、現在、ほかに研修生を一名、それからパートスタッフ二名を常時雇用し、繁忙期には地域のシルバー人材を利用して

農業に取り組んでおります。

また、私自身が改めて外部から農業の世界に新規参入してきたということもあって、これから農業を始めた人ですとか、農家で働いてみたいんです、そういう若者が訪ねてきてくれることも多くなりました。現在、鈴盛農園のスタッフの平均年齢は三十歳で、非常に若い農業者集団になっております。

現在は、面積は約二ヘクタールの農地を利用して、年間で三十種類、約百品種の野菜を、ハウスや温室を使わない露地栽培で育てています。

私のいる碧南市というのは、冬ニンジンやタマネギの指定産地となっていることから、作業体系の機械化が進んでいたり、販売価格も安定しているということで、農業後継者が豊富で、優良農地は全くとっていいほど余っていない状態です。今は本当に、いい農地があくと、陣地の奪い合いをしているような地域です。

その中で、僕のような新参者にはどうしても農地が集まらないため、非常に非効率なのは重々承知の上なんです。三つの市をまたいで農地を借りて農業をしております。遠い畑では、農園の本拠地から三十キロ以上離れたところもありまして、往復の移動時間だけでも一時間半ほどかかります。そこに、トラックにトラクターを載せて走って行って、作業をして帰ってくる、そういった形の農業をしております。

また、現在お借りしている農地は、野菜栽培に必要な水源、水がなかったり、もともとちよっと耕作放棄地のようになっていて、最初に見に行ったらときは雑草が何メートルかに伸びていたようなところであったりという、いわゆる条件不利地がメインです。

その中でも、僕のような新規参入者が借りられる農地は、やはりほかの農家さんが手をつけないような、やり手のない農地になりがちです。よく中山間地の耕作放棄地の増加が問題として叫ばれている一方で、農地不足によって、そこまでない規模拡大ができない地域もあるということでは

あります。

そういった限られた農地で野菜を栽培するた、畑一枚当たりの収入をいかに大きくできるか、そこがすごく重要になってきます。そういう観点でも、販売という部分も安易に人任せにはできないというふうに思っています。

私どもの生産量は、ニンジンでおよそ五十トン、サツマイモ十トン、タマネギ七トン、ジャガイモ四トン、そのほか細かい野菜をつくっておりますが、鈴盛農園では、栽培する野菜は全て直売事業での販売をしております。ですので、今回の改革の一つの主題でもある農協への系統出荷というのは実は一切行っておりません。

今では、自社農園での直売ですとか、自分のところのホームページのウェブショップ、それから道の駅、地域直売所での販売、これで野菜、農産物の六〇％を直売しております。そのほか、大手農産物宅配サービスだったりスーパーとの契約で農産物を販売しております。

私の知り得る限りでは、こういう販売も自分のところで行っているという農業者、農業法人はあえていません。担い手ですとか我々のような青年農業者のいわゆる農協離れというのは加速傾向にあるのではないのかなというのも現場にいながら感じております。

これまで、農産物の販売というと農協への系統出荷というのが基本であって、その他、身内ですとか周辺の人に少し直売をする、ごくわずかな直売であったり、一部だけ市場に持っていくんだという販売が多かったと思うのですが、かつてより販売先も多岐にわたって広がる今の状況では、農協への出荷というののも一つの販売チャネルにすぎなくなってきたのではないかなというふうに感じております。

そんな中で、私たちが農協への系統出荷をしていないというところだったんですけれども、それに二つの理由があります。

一つは、自分たちが営業努力をして直売をした方が、ずばり、野菜を高く販売できるからです。

また、少しこれはきれいごとになるんですけど、でも、全ての野菜を僕たちスタッフの顔とそれから名前が見える状態で販売していますので、お客様の喜びの声は直接いただけます。それがみんなのやりがいにつながっています。

また、それより重要なのが、この前のあの野菜、ちよっと苦かったとか、去年よりちよっと甘みが少なくなっていないかというお客様からのクレームを直接聞けることこそが我々の強みであると思っております。

市場からのクレームはどうしてもサイズや規格に關するものが多いと思うんですが、一般消費者からのクレームは味に關するものが多いです。そのため、私どもは、規格が出しやすい、簡単につくれる、栽培が容易だよという品種ではなくて、つくるのは少し難しいけれども味はおいしいよという、味を重視した品種選定を行っております。そのため、規格外品の発生というのがやはりふえます。収量は減少します。ですので、そんな中でも再生産できる価格を自分で決めて直売するというのが非常に重要となつて、全て人任せ、農協系統任せの出荷をしていては経営が成り立たないという側面もあります。

そして、系統出荷をしないもう一つの理由として、部会に所属する必要があるからです。

部会に所属すれば、もちろんのことですが、その中でルールを守らなければいけません。例えば、部会員は勝手な直売をしてはいけません。例え、部会員の開発をしてはいけません、ホームページを自分で開設してはいけません、メディアへの許可なき出演を禁止しますなど、さまざま縛りがあるということも聞きます。

足並みをそろえてやっていくということ、それは地域の農産物のブランドを守るという観点においては非常に重要だと思えます。ですが、それは同時に、出るくいは打たれるというか、出させない、誰かがぬきんでることを抑止するというところでもあります。

そのような中、私は、農業界に参入してきて、

六年前からずっと掲げているテーマがありました。きょうお配りさせてもらったレジュメ資料にも書いてあるんですけど、それは、「日本の農業をカッコよく。」というテーマです。

農業は、やはりどうしても後継者不足という問題もありますが、未来の子供たちにとっても当たり前のように職業の選択肢にあるような状況にしていきたいし、ひいては、憧れられるような農業にしたいというけないというふう考えていますし、それをやるのはやはり外部から入ってきた自分のような人間ではないかというふうな勝手な使命感すら抱いております。

そのため、積極的なメディアへの出演による農業の魅力のアピールも大事にしていますし、先ほどのホームページやSNSなどを利用した情報発信も、一年三百六十五日、ほぼ毎日行っております。きょう、こういった機会をいただいて、こういった場に立たせていただいていることも非常に光栄なことだと思っております。ありがとうございます。

農業は地域商売であるので、一人だけ出ていく、目立っていくというのはやはりどうしても悪とされてきたところがあると思えますが、あえて矢面に立つてもその魅力を伝えていくということ、これは、これからの新規就農者、新規参入者はこういう部分も取り組んでいくべきだと思っております。

そういったことをしていくには部会の縛りというのがあるが大なり小なりあるもので、もちろん、そういったことをしても大丈夫だよということもあると思うんですが、やはりどうしても僕のところの中ですらういっただけ部会の縛りというものがあるって不可能だったんで、部会に所属するということをしませんでした。

端的にまとめますと、自分で営業努力をして直売した方が収益性が高いということ、もう一つは、部会の縛りがあつては思い描く農業がでなくなるということ、この二つの理由から、私ども鈴盛農園では農産物の系統出荷を行っておりませ

ん。  
では、逆に、農協がどのようなになれば僕は出荷をしたくなるのかなということも考えたことがあるんです。

まず、私どものような個人農家と比べて圧倒的な物量があります。農家数の多さと集まってくる物量の多さがありますので、それを生かして有利販売をしていただきたいなと思います。

僕自身、営業活動をしていく中でネックになるのが物量です。耕作面積がまだ少ないこともあって、契約出荷においては物が足りなくなってしまうというリスクがあるので、契約出荷の出荷量を減らさせてもらうとか、または必要量が用意できないので契約に至らないということも多々あります。

農協にはそれを集める力があるので、ただ集めて流すということではなくて、産地ブランドと安定大量出荷ということを武器にして積極的な営業活動をしていただき、本場に、私どもが営業努力をして出すような販売価格を軽々と上回るような金額で販売をしていただけるようになると、販売チャネルとしての魅力も上がってくるんだらうなというふうに思います。

もう一つは、部会に所属する農家と、私のように所属をしない、個人で販売する農家の間を埋めるような役割も農協に担っていただけたらありがたいなと思っております。

これまでの農業界においては、部会に属さず、一匹オオカミのような農業をしている、変わり者と言われるような人が地域には少なかったと思うんですけれども、それゆえ、例えば相手にしないですとか、あそこはちよつと違うという形で過ぎてきたことかもしれないんですけれども、時代が今変わっておりますので、栽培方法ですとか出荷方法などにオリジナリティーを追求する個人の農家というのはふえています。間違いない、そういった農家は今に無視できない存在になっていきます。

もちろん、これまでのやり方を忠実に守って

れる農家を守るのも非常に大事な農協の役割だと思いますし、そういった農家とこれからの新しく入っていく形の農業者との距離をうまくつないでいくことも今後の農協に期待しております。

そのためには、農協の理事に、農協とちよつと距離があるような農家も積極的に採用していただくとか、法案の中で認定農業者とか販売に強い者を理事に入れるというところの中に、やはり地域でこれからを担っていくような、私どものような青年農業者を採用していただく卒などをよりふやしていただけたらとありがたいなというふうに思います。

もう一点が、農協の事業利用についてなんですけれども、私どもは、肥料や種苗、それから資材や機械の購入における農協の利用率は、金額ベースでいうと全体の約五%で少ないんですけれども、残りは、地域の種苗店や機械メーカーから直接購入したり、ホームセンターや農業用品専門店など、そういったところとの取引をさせていただいております。

組合員皆平等という言葉もありそうですけれども、何か農協にはちよつと商売つ気がないような感じがするんです。もちろん、ほかの企業と同様に、早期予約割引ですとか大口利用者への割引ということはあるんですけれども、例えば、農業用品専門店は、すごく積極的に足を運んで土壌診断や施肥設計の提案をしてくれそうです。ホームセンターでは、割と柔軟性のある値引きですとかサービスを行ってくれます。

そう言う、土壌診断や施肥設計はうちでもやっているよという地域農協もあるかと思うんですけれども、私が言いたいのは、積極的に農家のもとを訪ねてその提案をしているかということころであります。

まあ、私がそういう農協系統出荷をしていない農家なので、もしかするとそのサービスを享受できていないだけだと言われればそれまでなんですけれども、出荷先が農協であるかないかということは関係なしに、資材販売をふやすための営業

活動はやはりすべきだと思いますし、その結果、肥料、農薬の販売数量がふえることで仕入れ価格を抑えて、農業者へ還元できるといふこともあると思います。

ただし、農協の肥料は高いというふうに言われるんですけれども、実は品質はいいんだというふうにも言われる、そういう声もよく聞きます。では、そういったいいものを販売しているということがあるのであれば、資材価格の努力による引き下げはもちろん、待つだけではいい農家への提案型のサービスを強めるなどして農業者の方に歩み寄っていただけたらと、強制的に利用するのではなくて、みずから農協を利用したいなと考える農家はふえるのではないかと思います。

ここまで私なりに農協に求めるものというのをお話しさせていただきました。すけれども、地域農協によつては、実は、これらのことを全てクリアして、農家にも求められる農協になっているところもあると聞きますし、最近では、そういった農協がよくテレビに取り上げられていたりすることもあります。最終的には、やはり農協職員の人間力というところが非常に重要になっているようなことも感じます。

実は、私たち、農協への出荷がなかったり事業利用率も五%と、ほとんど縁がないような状態なんです。現在、少しずつですが耕作面積が広がっているのは、実は、一人の農協職員さんの力添えがあるからなんです。

地域の中では、どれだけ悪条件な農地でも耕作放棄地にしたいくないというその考えと、どんな農地でもいいから規模拡大したい、貸してほしいという我々は利害が一致しておりますので、その間に入つて農地のあつせんをしていただいているのがその農協職員さんです。

職員の間での仕事への熱量というのか温度差と、いふのはどの世界にもあることだと思ふんですけれども、一人でも多くの職員さんが広い視野で地域農業というのを見ていただけて、熱量を持つて取り組んでいただけたらと強く望んでおります。

農業者に直接的に関係があるのは、やはり全農、全中というよりも地域農協だと思うのですが、地域農協から盛り上がりつつあることは非常に大事だと思います。その点、全農さん、全中さんには、その組織力を生かして、やはり基本的な職員の人材育成、教育であったり、優良事例として先ほどのうまいっている農協の情報というのをきちんと地域まで落とし込んでいただくような、そういう教育をしていただけたらとありがたいと思います。

私自身も、いろいろ農業をやつていくに当たつて、経営の計画を立てて、未来のビジョンを描いていくと、あつ、今思い浮かんだモデルというのは小さな農協だと思ふときがやはりすごくあるんです。そのときに、やはり農協というのはビジネスモデルとしてはすごくすばらしいものなんだなというのを感じたりもします。

ただ、現状でたくさん課題を抱えているということも事実だと思いますので、これからも創意工夫をして、本場に、時代に合った農協の形をつくり出していだいて、我々農業者にとってなくてはならない組織となつていただけたら、そんな改革になることを期待しております。

以上が、私、鈴盛農園代表鈴木啓之の意見です。

ありがとうございます。(拍手)

○江藤委員長 ありがとうございます。

次に、石田参考人、お願いいたします。

○石田参考人 私は、龍谷大学の石田でございます。

参考人として、本日は、内閣提出の改正法案について意見を述べさせていただきます。お手元のA4が用意していませんので、これに沿つてお話ししたいと思います。

ちよつと書いていないことがございまして、第一は、戦後農協のアイデンティティー、ここでは自己認識と書きましたが、おのれは何者ぞというものを今回の改正案は否定していると思います。

今回の改正案の根本は、私は、協同組合という普遍的な存在、これに対する配慮もない、それから、戦後農協という歴史的個体、これに対する配慮もない。本来的には、普遍的存在と歴史的個体の配慮のもとに改正案がつくられるべきだと思っておりますが、その両方ともないということは、根拠のない未来志向の改正案だ、一言で言っちゃえばそういうことになるのかなと思っております。

これは前置きでございまして、一に入らせていただきます。

おのれは何者ぞ、これは農協自身も理解しなきゃいけませんし、皆さん方もしっかり理解していただいて議論していただきたいと思っておりますが、戦後、農協法は昭和二十二年に制定されましたけれども、その制定の過程の中で、今から申し上げる四つのようなことが歴史的個体としては継承されてきたということが重要だと思えます。

まず第一は、三元交配だということです。戦前の産業組合と農会、それからアメリカの販売農協。協同組合として、形としてはそれが一番純粹なものかといえ、アメリカの販売農協だと思えますが、いずれにしても、この三つが交配されて出てきている。その結果はどういうことだったのかというと、生まれながらにして職能組合であり、かつ地域組合である、ここにあります。

今回の法律案は、先ほど歴史的個体に対する配慮がないと申し上げましたけれども、職能組合純化路線を強く打ち出しておりますが、先ほどからいろいろな参考人、谷口参考人が述べたと思いますが、職能組合としての協同組合というのはほぼ持続可能性がないというのが私の考えでございまして、あるとすれば株式会社法に転換せざるを得なくなる、そういう法律のたてつけになっているというふうに思っています。

それから、二点目でございしますが、戦後農協はやはり小農、家族農業の組織だということでございます。

この家族農業というのは、太閤検地以来の四百

年以上の歴史を持っている、代々続いてきている定住者の組織でございます。この人たちは、地域の資源だとか、環境だとか、文化とか、社会、経済、これの守り人というか担い手というか、四百年以上続けてきたわけでございます。サラリーマンがあちこち行ってビジネスを展開するような、移住者じゃないんですね。

この人々を本当は盛り上げていく。この人たちは、本来はシチズン、市民、地域を守るぞ、こういう意思を持っている人なのでございまして、この人々を否定して何で地方創生ができるんだということでございます。地方創生と今回の農協法改正は全然相入れない、そういうたてつけだと思っております。

それから、三つ目ですけれども、農協というのは、大きな海に例えれば、表層は経済原理で動いてございしますが、海の深層は社会原理というか、地域の人的関係の中で動いてございします。

オーナー企業のように生き馬の目を抜くようなことはおおよそ正反対の組織だということでございまして、変わるとすれば世代交代が進む中において徐々に変わっていく。これを今回は、とにかく五年以内にこうしろというような形で言っておりますが、余りにも拙速であるというふうに思います。

四つ目でございますけれども、地域インフラであるということでございます。

これは、歴史からいうと、品川弥二郎内務大臣が信用組合、そしてその後、産業組合をつくりましたが、一九〇〇年に制定されたあの法律はなぜつくられたのかというと、明治二十二年の町村制を確たるものにしたということ、産業組合ないし信用組合を構想したということ。

どういう意味か。地域には、役場、最低でも小学校をつくるために町村制がしかれたわけですから、それをつかりしようという過程の中に郵便局、さらに産業組合というものが位置づけられました。つまり、これはそのレベルでいう地域インフラでありまして、地域の人にとってはなくては困

るという基本的な性格を持つていと思っています。

以上、四つ申し上げましたけれども、このことは当の農協の人たちもしっかり理解しなきゃいけないし、皆さん方が議論する上でも、このことをしっかり頭に入れた上で今度の改正法案はどういう性格のものかということを御議論いただきたいと思っております。

それから、もう少し細かく入りまして、農協法改正の問題点を申し上げます。

第一は、根本的に、協同組合原則、自由、自主、民主の原則に違反しております。協同組合原則の第四原則、自治、自立、それから第二原則、民主制の原則がございしますが、これに違反している。

例えば、理事の割り当て制、クォータ制を今導入いたしております。認定農業者であれ、実務精通者であれ、理事に入っていたかどうかは決して悪いことではないと思っております。それを、法律で半分以上入れるという、この割り当てが問題なのでございまして、認定農業者であっても、自分の経営が忙しいから入りたくないという人だっているわけですから、入って俺は協同という取り組みを頑張るぞ、そして、地域の組合員の皆さんから信任を得るという形で理事に上がってくるのが一番望ましいのであって、半分以上入れなさい、どんな人でも入れろなんて、こういう法律のたてつけは協同組合を全然理解していないというふうに思っております。

それから、今度の法律の中で、第七条、事業運営原則というのが私は最大の問題だと思っておりますけれども、これは、現行法の第八条、最大奉仕、非営利原則、これを修正したのですが、これ自体に法律上の不備があると思えます。これは後に申し上げます。

それから第三に、これも皆さん方に議論していただきたいと思いますが、今回ののは、食料・農業・農村基本法の精神に違反していると思えます。

食料・農業・農村基本法の第五条、農村の振興

には、農村は生産の場であると同時に生活の場である、こう述べられています。そして、生産条件、生活基盤、これをよくする、そしてさらに、その地域の福祉の向上を目指すというのが食料・農業・農村基本法です。さらに、その後に、第九条は、こういう基本的な理念を実現する上で、農業団体も鋭意努力しなきゃいけないと書いてあるわけですよ。農業団体が地域の生活基盤をよくする、地域の人たちの福祉を高めるという役割が法律でうたわれている。

しかし、今回、そんなことをやるな、農業者だけの役に立つ農協になれと。それであれば、この第九条、これは、皆さん方、あるいは提案した農林水産省ですか、内閣ですか、どういうことを考えているんですかという御議論をぜひしていただきたいと思っております。

もちろん、これは、協同組合第七原則、地域への関与というところでも抵触すると思っております。

それから第四に、規制改革に値しない規制強化が進んでいる。

私に言わせれば、地域農協の自由を縛っているのは中央会じゃありません、法律です。まさに行政庁なんですよ。この行政庁の権限、監督権、認可権、これを減らすことが地域農協の活発な活動を促進するわけです。それを抑えていくということは、もろに行政庁の力だけが強くなる。これは逆ですよ、規制強化。

一つ例を申し上げます。現在、既に正組合員資格は定款自治に委ねられているということになっております。では、現実に各農協が正組合員資格を緩めようと提案しようと思つて県に行きますね、そうしたら、もう受け付けてくれないわけですよ。模範定款例はかなり自由に書きなさいというふうになっているんだけれども、行政庁が受け付けられないわけです。それを受け付けてくれたのが東京であり、兵庫六甲、神戸市です。今回、岐阜が、二つの農協が変えてもらった、こういうふう

に僕に情報が入ってきましたけれども、これは要

するに、県がそういうふうに対応がばらばらなんですね。  
いずれにしても、行政庁の認可権や監督権、これを縮小するということが、本当の地域農協の活性化に役に立つという御議論をぜひここではしていただきたい。

それから、第五番目であります、附則が多用されているということです。

附則というのは、私の理解では、本則と同じ効力を持つ、しかし、経過措置だ、こういうふうな理解しております。農協法上に措置された中央会は認めないというような御発言が安倍さんからあったと思いますが、この中央会の改革は今度全部附則に入っていますけれども、本則と同じ効力を持つということであれば、何だ、農協法に措置された中央会制度じゃないか、こう言えるわけですよ。

しかし、これは経過措置だと言ったら、五年後どうなるんですか、五年後になったら消えちゃうかもわからないですよ。そういうことを言ったら、都道府県中央会は連合会として措置しますよと書いてあるけれども、五年後どうなるんですか、これが消えちゃったら一体何になるんですか、もう自動的に一般社団法人になるしかないじゃないですか、こういうたてつけになっております。全中も消えちゃう、全部なくなってしまう、中央会制度が農協法から消える可能性があるというふうなことを御議論をぜひお願いしたいと思ひます。

次に、いろいろ文句はあるんですけども、もうここが本当の重要な点だということだけ申し上げたいと思ひます。

三、修正を求める事項で、第一は、いわゆる戦後体制からの脱却ということで農協をこういう形で取り上げるのであれば、まず、本来的には目的から変えなきゃいけないんじゃないですか、事業運営原則からじゃなくて、目的、第一条から変えるべきだ。

第一条の何が問題かというと、私は、第一条の

中で、最後でございますが、「もつて国民経済の発展に寄与する」、つまり、国があるよ、それから全国連があるよ、県があるよ、そして地域農協があるよというたてつけになっております。そうではないでしよう。皆さんたちがもしこういう戦後体制からの脱却と言ふのであれば、お国のための農協から地域のための農協になるべきだ、こういうたてつけにしないといけないわけで、第一条のここに、「もつて国民経済の発展に寄与する」を、もつて地域の発展に寄与する、ここから書き直さないと本当ではないと思ひます。

それから、第七条の修正を求めたいと思ひます。

第七条は、先ほど申し上げましたように、現行法八条、非営利、最大奉仕原則でございます。行政庁の説明をいろいろ聞いて、皆さんは丸め込まれているんじゃないかなというふうな理解しておりますが、第一項は、これは現行八条を移したもので、組合員への最大奉仕をするとなつています。

六次産業化だ、輸出だとかといつて、農業所得増大への最大配慮ということを言っております。

それが実現できたかどうかを五年間あれすと言ふんだしたら、これこそ附則に持つていけばいい話で、それを第二項の中にどんと書き入れるわけですよ。

第三項は、従来の非営利原則をやや細かく書いてただけで、我々専門家から見れば、何でこんなことを書く必要があるのかという内容でございます。最大に利益を上げて、それは組合員に還元する、あるいは将来のために内部留保する、当たり前のことでございます。これは非営利原則そのものでございませう。

なので、私に言わせれば、最大奉仕、非営利原則、第一項、第三項だけでいいので、なぜ第二項を書き加えなきゃいけないのか。こんなのは削除した方がいいと思っております。

その削除の理由を申し上げます。  
今回の農協法改正の一番の大きな問題点は、小

泉郵政改革と同じ、要するに、安倍農協改革で信用、共済事業を分離しよう、これなんです。その前に中央会をたたきましよう、こういう構図でやっているわけで、その手段が准組合員事業利用規制でございます。この規制が、今回は調査ということで附則に盛り込まれましたが、そもそもそういうものがどういう理由で入ってくるのかという、この第七条第二項、農業所得増大への最大配慮をしていますか、県の人たちが検査に行つて、あなた方はそういうことをやっていますか、きちんと書類を出さない、ついでに准組合員の事業利用を出さない、こう言われるわけでございます。

ところが、考えてください、次の理由ですが、第一項と第二項は矛盾するということですが、准組合員といえども組合員でございます。現在の農協法では、第十二条で組合員資格が列挙されています。だから、その中に准組合員たるような人も入っているわけです。だから、そこは、組合員に最大奉仕しなきゃいけない、そういう人たちが、准組合員も入っているんです。第二項では、まさにそのうちの農業者だけの役に立つ、さらに認定農業者的な人たちの役に立っている、こういう発想になつてございます。

現行法十二条の組合員資格と、十六条で初めて正と准の区分が、権限が違ふよということが書かれて、十二条は、組合員は正、准ともに組合員。そうしますと、第一項では組合員へ最大奉仕、第二項では正組合員のみ奉仕しよう、こういうことで矛盾しているんじゃないかというふうに私は思っています。

それから、最後でございますが、要するに、表面上を捉えれば、農業所得の最大化、これは当然農協がやらなきゃならない仕事でございますから、組合員への最大奉仕の中に入ります。ですから、あえてここに二項で書き出す必要はないと思つています。

こういう三つの理由でございます、この第七条第二項の削除、それから第一条の修正をぜひ御

議論いただき、なぜそういうことを御議論いただくかきやならないのかというのを今申し上げました。

いずれにしても、この法律そのものが根柢のない未来志向のものだというところで、ここにお集まりの方々の立法院としての御議論を賜りたいと思ひます。

以上でございます。(拍手)

○江藤委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○江藤委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井野俊郎君。

○井野委員 参考人の皆さん、貴重な御意見をありがとうございます。

まず冒頭、小川さんにお伺いさせていただきます。

小川さんは、私の地元、J A佐波伊勢崎の理事でございます、今度新たに常勤理事にこの五月に就任されて、まさに農業改革、農協改革において、これから大きな役割を期待されている御就任であると私は感じております。

先ほど、小川さんの方から、今後J Aは、六次産業化としては地元商工会議所等の連携は当然必要であるし、また、全農については地域間の調整とかそういった役割もぜひ担つてほしい、あわせて、何よりも役員は、経営者としての意識改革であつたり、職員としての意識改革が重要だというふうなお話をされておりました。

私も本当にそのとおりであると思つております。幾ら組織をいじったところで、やはり現場で働いていただく方の意識等が変わらない限りは何も変わらない、農家のためには全くなならないんだという思いはまさにそのとおりであると思つております。

そこで、まず、今回の農協改革では、理事等の

過半数は、農業の専門家といましようか、認定農業者であるとか、そういったたてつけにしておきますけれども、こういう議論により、単位農協等が変わっていくと考えていらつしやるのか。どうすれば単位農協が変わっていくと考えていらつしやるのか、お聞かせいただければと思います。

○小川参考人 お答えします。

理事の過半数を認定農業者または経営能力のある者というふうにありますけれども、過去にも、理事で出てくる人の中には、余り農業をやっていない人が比較的多かったわけですね。また、農協職員から上がってくる農協の理事も比較的多いわけでございます。

特に農協職員ですと、やはり組織を守るといふうな部分が往々にしてあります。確かに精通はしておりますけれども、そういった面で、果たして現場の農業者の意見をどこまで拾えるかという面で、私は、今回の理事を認定農業者もしくは経営のプロということは非常に賛成しております。

やはり、現場の意見が理事会等で反映され、農協がそういった面で経営改善ができれば、組合員のための農協に一步近づける、そういうふうにしてまいります。

以上でございます。

○井野委員 ありがとうございます。

続きまして、今度は谷口参考人にお伺いさせていただきます。

先ほど谷口さんのお話にありましたとおり、農業といふものは多様な担い手がいるといふのはまさにそのとおりだと思います。小規模な農家から、ある程度大規模な農家の方もいらつしやいます。

ただ、その中で、冒頭の小川参考人のお話にもありましたとおり、大規模な方は農協から離れて独自で販売をされるという方もいらつしやいますし、鈴木参考人のように、ある程度、規模が大きくなって、そういった意味では、自分で、独自のブランドといましようか、そういう形で売ろうという方もいらつしやるわけです。こういう多

様な担い手に対して、ある意味農協という組織が十分全て対応し切れなかったという面はやはり否めないのかなと思っております。

では、この多様な担い手の存在を認めた上で、農協といふものが、まさに多様な担い手の意向に沿うといましようか、要望に沿う形になるかという点、その点はどうか考えていらつしやるのか、お聞かせください。

○谷口参考人 その点は大変難しく、答えはないと思います。

というのは、農協によつて相当違いがあります。そのときに、非常に大きな違いの一つが、地元ではない人を農協職員にどれまで入れられるかという度量の大きさがあります。それから、地元の関係者じゃない、しばしば四年制大学を卒業したような方々を高い賃金を払っても入れようという意思を持つて引張ってくるような気概があるかどうか、そういうことがかなり大きく作用しております。

ですから、農協によつて、そういうことができているところについては、大変広い視野から多様な担い手を育てていくようなことができている地域は十分にあると思います。

ちよつと話はかわりますけれども、先ほど鈴木さんがやつたところ、あいち中央農協は、私は長い間面倒を見ていて、何がすごいかというと、あそこは担い手が多過ぎるんですよ。いかに担い手を減らすかが主要課題なんですね。私がいつも講演に行くところ、いかに減らしたらいいかという話をしろといふふうに言うんですけども、これは大変困るんですよ、い過ぎて困るというの。それぐらいのことを実は農協が育ててきたという事実があります。

ですから五千ヘクタールに、例えば土地利用型農業で百五十戸、一人三十ヘクタールにしかならないじゃないか。全部とっちゃって、あと誰が残りをやるんだ。なくなっちゃうんですよ。ですから、やめさせろという話になるぐらいのところもあるんです。これは、やはり農協が長い間育て

てきたという歴史があつて可能なんですね。ですから、農協イコールだめとか、そう単純じゃなくて、地域ごとに大きな差があるといふふうに思ひます。

その際のポイントの一つは、今言つたように、やはり職員のところにどれだけ優秀な方を引張つてこられるかということだと思います。それができているところはほとんど、ほとんどというのは言い過ぎですけども、地域外から、いわゆる縁故だけではない採用の方をどれだけ入れられるかということがあつて、このことが大きな力になつていゝ面は現実にあるといふふうに思つています。

ですから、その点は組織論そのもので全部片づくかといふと、組織の運用の仕方という点で、まさに人材育成という問題に尽きてくる課題なのかなといふふうに考えております。

以上です。

○井野委員 ありがとうございます。

続きまして、鈴木参考人にお伺いさせていただきます。

先ほど鈴木さんの方から、今は農協系統出荷等は一切していないけれども、幾つか、例えば営業努力をして販路拡大をしてもらつたり、客の反応がわかるような形であればとか、さまざま、こういうことをやつてくれる農協であれば自分も利用したいといふお話をいただきました。

これは当たり前のことかと思ひますけれども、例えば、いわゆる組織論になると、よく、協同組合は利益を目的とするのではなく、小さい農家さんがいろいろ集まつて自分たちの中の組織をつくつて、自分たちの立場といましようか、利益を最大化していくといふところであつて、株式会社とはその点が大きな違いなんだ、そういう組織論の議論があるわけでありまして。

鈴木さんにとっては、むしろ協同組合、すなわち、株式会社と違つて協同組合は、ある意味悪く言えば、農家から利益を取らないから協同組合を利用しようとかいふよりも、株式会社であつて

も、自分にとつて、鈴木さんにとつてメリットが大きければ、当然、メリットがあればそつちの方を利用して、会社が利益を得られてもそれは構わないといふことなんだと思ふんです。要は販路とかそういった意味で、先ほど系統以外の、資材を購入するのは地元の、カインズホームみたいな農業資材を売っているところだといふふうに思ふんですけれども、それは多分株式会社だと思ふんですね。

だから、協同組合か株式会社かという、どちらかを選ぶ基準としては、そこは大した意味がないといましようか、自分にとつてどつちがメリットがあるかどうかのみの判断になるということではないでしょうか。

○鈴木参考人 本場にドライに言えば、いわゆる販売先の一つとして農協への出荷が高くなるというところであれば本場に考えていきたいなとは思ふんですけれども、では、そのときに、逆に株式会社相手の方がドライにいきますよ、それまでのことがないといふのか、いろいろながながないの。そういう意味でいつたら、判断の基準として、株式会社の方が商売の相手としてはドライにいきけるかなと思ひます。

ただ、農協自体の持つていゝ、協同といふのか、本場に地域インフラだといふのは、より地域の人口の少ないところに行けば行くほど感じるんですよ。農協がなきゃ、ここにこのスーパー、Aコープなりとかがないとこの地域の人は困つてしまふよなとか、そういうことも思つて、その必要性といふものは十分感じているんですよけれども、商売としては、株式会社だとドライに商売できるのかなと思つております。

以上です。

○井野委員 ありがとうございます。

続きまして、石田参考人にお伺いさせていただきます。

私は、お話を聞いていて、一つ大いに疑問を持つたところが実はございまして、この二の④番、地域農協の自由を縛つていゝのは行政庁であ

るといってお話をされておりましたが、正直、私が地元のJAさんから、行政、市だとか県があるから俺らは自由に活動できないんだという話は特に聞いたことはなかったわけでありまして。先ほどのお話によると、何か、県が認可しなかった点があった、それがイコール、農協の自由な販売であったり自由な資材調達とか、そういう自由な経営をどうして縛ることになるのか、その点をもう少し教えてください。

○石田参考人 農業協同組合には定款があるというのは御存じですか。では、あの定款を変えるときには、総代会で承認も得なきゃいけません、同時に行政の認可もいただかなきゃならぬということも御存じですか。それを知っていなければちょっと議論にならないんですけれども。今、全然そこで問題をJAが感じていないというのは、自分たちが変えようとしていないからですよ。簡単に言えば、今度、例えば暴力団のような人たちも組合に入ろうといったら、その排除規定をどう変えなさいと行政からおりて、中央会からおりて、各々、当然それは県が受け取る、認可される、この繰り返しだったわけですよ。

ところが、例えば正組合員、うちの地域では農地面積十アール以上といったって、もうそういう人もいなくなってきたという農協の現状があるわけですよ、現実には、そこそこを、耕作面積要件を外そうと思つて持つていったって、受け取ってくれないんですよ、県は。だから、そういうことを私は申し上げているので、通常は定款変更をするときに行政の認可が必要ですよ。それが気に食わなかったら受け取らない。認可する以前の問題。しないとかじゃない、受け取らないという仕組みになっているんですよ。だから、当然受け取るものじゃない。簡単に言えば、お国から言われ、中央会から通して流れたものを持つていく、これは通りますよ。そういう現実を御理解の上、御了解願いたいと思います。

○井野委員 では、地元のJAの小川さんにお伺

いしたいと思いますが、先ほどお話があったように、私の地元のJA佐波伊勢崎についていいですけども、行政により、その自由な経営が全くできないというか、それによってそういう法改正をしてほしいといましようか、その点が今回のJA改革においては残った課題だということ。うな認識があるのかどうか、お聞かせください。

○小川参考人 私も二期目の理事ということで、五月の二十二日に再選されたわけですけども、特に地元の市町村とそういうことで自由な農協活動ができないというふうなことはございません。先ほど面積要件とか十アール以上とかというふうなことがありましたけれども、そういうものの中には准組合員という制度もありますので、正組合員でなくても農協利用は当然できるわけですし、また、資材等も買えるし、販売もできます。ですから、地元の行政からそのようなことではなかなか自由な農協活動ができていないということ、は、私自身は感じておりません。

以上でございます。

○井野委員 続きまして、今回のもう一つのポイントが、私が思うには、連合会、全中というところの改革になってくるんだと思つております。この点については、鈴木さんはちょっとあれなのかと思うんですけども、全中という、中央会という組織の話になりますので、これは小川さんと谷口さんに少しお伺いします。

全中の今回の改革、いわゆる一般社団には移行するけれども、それなりの調整だったり、そういう役割は引き続き担ってもらおうというのが今回の改革案でございますけれども、全中の組織のあり方として、例えば監査の問題等もありまして。先ほどちょっと小川参考人はお触れになられておりましたけれども、監査の有無で全中の役割が変わるのかとか、はたまた、この全中という組織、今回の制度改革によって、今後、全中という組織にどういう役割を果たしてもらいたいと思つて

います。

○小川参考人 全中の役割というふうなことでありますけれども、社団法人になつても、地域の事例等を今でも広めておつたりしておりますので、そういった面では大丈夫かなと。

ただ、監査法人につきましては、独立監査法人でなくて内部で今やっております、それを独立監査法人にするというふうなのが今出ておりますけれども、先ほどもちょっと述べましたけれども、なかなか、受けている農協の方で、ちょっと強制力もないので、受けとめが若干甘い面が今までのあったのかなというふうに私は感じております。

そういう面では、やはり農協自身も、これから健全経営のためには、そういう独立監査法人というふうな面で受けるのもいいのかな。全中の機能、監査法人についても外部に出すというふうな話もありますので、その点の心配もないのではないかとこのように私は感じております。

以上です。

○谷口参考人 この点は、私は非常に単純だと思います。というのは、一般株式会社、とりわけ上場している企業の、株式会社の会計監査が行われているロジックと、そもそも農協の業務監査と会計監査が同時に行われているということの意味が全く異なっているのではないかなと思います。

具体的に申しますと、私はJA出資法人の研究をしておりますから、農協の会計のやり方を、業務監査のやり方をそのまま出資法人も持つていきます。ですから、その法人については、私は今まで二百ぐらい全国で見ました、各地の。ばらばらなんです。それくらい地域の事情によつて、どういう業務内容を持つていくか、それを会計に反映させるかというのは一律にいかないんです。それくらい日本の農業というのは多様性を持つています。

そのときに、全国一律で、株式会社で統一する対象として、一本のルールでばつとわかるように

してほしいというロジックとはそもそも違うんですよ。ミカンの経営と酪農の経営が同じロジックでもって会計監査して、業務監査して、さあオーケーですよというふうにはならないわけですよ。それは違つていいわけですね。なぜならば、例えば、物を売つたり買つたりするときのタイムスパンが全然違うわけですよ。片一方は、野菜だったら、一週間、二週間、一カ月、三カ月、短い単位で考えられます。酪農だったら、最低でも十六カ月以上、二十四カ月、三十カ月になります。場合によつては三年になります。ミカンだったら、場合によつては七年とか八年とか十年とか、お茶だつたら三十年とかになります。この期間でもって物を考える、スケールで、業務監査や会計監査が行われるものとそうじゃないものが一緒になるかというとならないわけですね。

ですから、そういう個性を前提とするとすれば、公認会計士が全国一律のルールでばつと切つてわかるかといえばわからないと思います。それでわかつたものでいった場合には、業務がうまくいかなかったと思います。会計上うまくいって業務が失敗する、こんなばかんなことは僕はないんだと思います。くしくもそうなるでしょう可能性が高いということを私は心配しているということですよ。

○井野委員 終わります。ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津久でございます。

これから参考人の皆様に順次質問させていただきます。

まず、大変お忙しい中、こうして足を運んでいただき、先ほど大変貴重な御意見をいただいたので、ありがとうございます。心から厚く感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

それで、時間も限りがありますので、早速質問に入つてまいります。最初は小川参考人に、農家の経営規模の大規模化と農協とのかわりと

いうことについてお伺いしたいと思っています。

小川参考人は、乳牛の複合経営から今度は肉牛に変わっていかれて、そして大変規模も大きい中でされていると認識して、きょうは、本当はバターの不足の問題とかコントラクターとか飼料米の話も聞ければ大変ありがたいんですけども、そういう機会ではありませんので、農協法に関連しての質問になります。

小川参考人は、これまでいろいろな機会にお話しされていることの中で、やはり、意欲のある農家は経営の規模拡大を真剣に考えている、そういうことがまずあって、これから、今回の農協法の改正に伴う、いわゆる改革の中で大規模化が図られていくようなことを期待したい、こういう御発言もなさっていらっしゃると思うんですけども、私もある意味土地利用型農業のことを考えていくと、それは当然あると思いますし、酪農、畜産においても同じようなことが言えるのかなと思っています。

そこでお伺いするんですけども、今回の法改正が農家経営の大規模化にどのようなつながっていくというふうにお考えか、あるいは期待されることでも結構ですけれども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○小川参考人 今回の農協改革等につきましての、改革がどのようなふうな質問でありましたけれども、これは農協自身がいかんにかかわるかどうかというふうには私は思っています。

意欲のある農家は、農協を使うか使わないかも含めて選択はできます。そういった意欲のある農家をいかに農協がバックアップできるか、それが肝心だと思います。その前提として、やはり農協自身がどういうふうに変わっているか。前例主義ではなくて、昔から続いている農業ですけれども、やはりこれだけ農業者が減ったというのは、環境の変化があり、経済の変化があつて現状があるわけですから、これからどういうふうに変わるかというの、そういう農協自身も変わっていくか、農業者も残れない場面も出てくるかと思

います。

ですから、最終的には、私は、この農協改革は農協の意識改革につながつて、担い手を育て、そして地域の活性化に進めばよいのではないかと、ぜひそのような方向で今回の改革を進めてもらいたいというふうに思います。

以上でございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

今、農協の意識改革に伴つて、また、そうした農家への支援をしっかり図っていくことを今回の改正の中で期待していきたいというお話をいただきました。

そこで、農協の果たすべき役割ということについて、これは谷口参考人にお伺いしたいと思うんですけども、谷口参考人は、東京農大あるいは東京大学で大変な御活躍をなさっていることも承知をしておりますし、また、これまでのさまざまな場面でのお話、講演等についても、やはり農協の果たすべき役割は大変重要であるし、また、必要を見直しも図っていくべきだ、そういうお話をされているというふうな承知をしております、私もある意味同感するところを非常に多く持つておりました。

ただ、参考人のお話の中で、いわゆる全中を変えれば何か変わるという趣旨のものではないんだと。やはり農家経営をこれからよくしていくために、あるいは所得を上げていくために必要なものとして、参考人は、農協は販売力強化、それからコスト削減にしっかり取り組むべきだ、今回の改正ではそこをしっかりと支援をしていかなきゃいけないだろう、こういう趣旨の御発言をなさつておられまして、いわゆる農協の販売力強化、コスト削減、この辺のことについての参考人の御所見をいただければと思います。

○谷口参考人 その問題を含めて、大規模経営との関連も含めて議論したいと思っています。

一つは、大規模な経営になつて所得が上がるようになるとJAから離れる。つまり、所得を上げることとJAに参加することは相反するというふ

うに見る見方が多いんですけども、実はそれは大きな間違いで、例えば、先ほどから出ているあいち中央農協をとりますと、私は、一九八九年から三年間、二〇〇二年から二〇〇六年までの四年間、一年のうち一カ月はあそこで常駐するくらいのもりで地域支援をしました。

そのプロセスの中で感じている非常に重要な口ジックがありますけれども、それは、農協が大規模経営を後になつて支援したのではなくて、生まれるときから支援したんですね。だから、離れないんです。大きくなつた後にこっちに来いと言つたって、誰も行きません。自分らを育ててくれたことは恩義を何にも感じていないのに、自分に都合がいいときに来いと言つたって来ません。

ですから、大事な点は、最初から育てるという意味で、そのプロセスのところに、とりわけ法人化というところについて、農協が今まで十分にやれてこなかったという側面があると思います。つまり、家族経営を極端に重視し過ぎて、家族経営はベースなんだけれども、家族経営から法人化して大規模化する経営も含めて、地域の多様な担い手を尊重して育てていく、地域農業のために育てていくという観点からすると、不十分な点が多々あつたというふうに思います。

そういう観点からすると、一つだけ例を挙げますけれども、JA浜中町というところで、北海道の酪農経営の場合には、JAが出資法人を立ち上げて、その出資法人に一般企業九社に出資してもらつて、そこに一般企業の一般企業の出向社員を入れて、その方がやがて自立して、農協出資の法人から、いきなり一般の法人経営が百八十八ヘクタール、三百頭の規模で成立するというところに、農協が先頭に立つてやっていると、いかにもいろいろな形のものでできているという事例が別にあるんです。現行の枠の中でもあります。

しかし、そういう点で、結局、販売戦略も含めて、地域農業の維持という観点から農協はいかなる役割を果たすのか。そのときに、販売戦略と同

時に担い手ということを、相即不離の関係として、表裏一体のものとして取り組むかということに尽きていると思います。

そういう点でいえば、やはりJAの意識改革が大事です。協同の組織だからもうからなくてもいいのではなくて、もうかつたお金をいかに地域のために、あるいは組合員のために還元するかということに、あるいは組合員のために還元するかということに、あるいは組合員のために還元するかという観点で運営していくことが大事だと思います。

そういう点では、農協の意識改革が大事であつて、そういうことを、全中、県中を初め、系統組織が丸となつてやっていくことが大事だということに思っております。

以上です。

○稲津委員 ありがとうございます。

私も北海道でございまして、浜中町のJAの取り組みは、以前も直接訪問して伺っていますけれども、まさに今参考人がおっしゃるように、JAの浜中、そして町もそうです、それから地域住民、農業者も一体になつて、この町の、いわゆる生きていくための総合的な戦略をそこで求めて築いてきた、その中心的役割が酪農であり、JAだつたという。こうした参考例がさらに展開されていくと、非常にこれからまた期待がされるのかなと。大変大事な視点での御意見をいただいたというふうに思っています。ありがとうございます。

続いて、鈴木参考人にお伺いしたいと思っています。

鈴木参考人は、四日クラブの六十一代目の会長という点で、いわゆる若手農業経営者として大変な御活躍をされているというふうな承知もしています。これからの日本の地域の農業者としての、まさに先駆的なお仕事をさらにしていただけているんじゃないかなというふうな期待をしています。

それで、いただいた資料の中で、大変私も関心を持ったことが一つありまして、それは農地中間

管理機構との関係のお話なんです。

これは間違っていたらお許しいただきたいですけれども、なかなか農地の取得というところでは御苦労なさったような認識でいるんですけれども、今後、農業参入していきたい、あるいはこれまでもと違う農業経営をしていきたいという中で、やはり一定程度の農地を取得したい、ここに新しい仕組みとしてこの農地中間管理機構が出てきたんですけれども、まだ緒について一年ぐらいですから、いろいろなことをまだ成果は問えないと思うんですが、そうした中で、参考人は、私がすごく期待しているのが農地中間管理機構です、こういう御発言をなさってしまして、そして耕作断念地というお言葉を使っていらいしますけれども、そうしたのもも集めて、将来的に中間管理機構のもとで農地を取得あるいは農地を貸与できるような、そういう仕組みをぜひとも今後もしていただきたい。

これは、関連するものとしては、実は今回の法改正の中で農業委員会制度の改正の取り組みもありますので、ここに少なからずリンクしてくると思うんですけれども、この中間管理機構について期待されていること、あるいは、ぜひこうすべきだという御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

○鈴木参考人 農地中間管理機構に関しては本来に期待をしております、ただ、今、やはりまだまだ農地の預け手の方が少ないという現状だということも聞いておりますし、僕も今三つの市に、農地中間管理機構に、公募に応募をしまして、農地が出てくるのを待っている状態なんですけれども、それに関しては、これからもっと農地中間管理機構の方に農地が集まるように、そういった取り組みをしていただきたいというふうに強い期待は持っております。

また、農地中間管理機構がもし本場に動き出せば、こういう農地をどんどん探して規模拡大をしていきたいという農家はこれからふえてくると思いますし、また全然別で、新規参入で入ってくる

ときに、農地を探す一つの方法として中間管理機構が一番最初に使われるものという存在になってくると、新しく農業に取り組む人にとつてすごく助かると思いますし、農業が活性していくと思いますので、中間管理機構にはそういった点を期待しております。

○稲津委員 ありがとうございます。それでは次に、石田参考人にお伺いしたいと思います。

参考人もたくさん論文、また提言をなさっていらつしやいますし、日本農業新聞にも折々記事も書かれていことも承知をしております。

そうした中で、実は、先ほどの御説明のほかに、私はどうしても、ぜひこれは石田参考人にお伺いしたいというふうに思っておつたんですけれども、それは、いわゆる農協の理事も含めて構造的なことをお触れになっておられるところがあつて、いわゆる女性とか青年、多様な方が農協の経営というか、そこに入っていくべきである。それから、地域にとらわれないで、人という視点で考えていってはどうか、そういう御提言もされているのを見ました。

そういう意味で、農協の、特に理事になるんでしようか、その辺の体制について改めて御意見をいただければと思います。

○石田参考人 地区にとらわれないで選ぶべきだというのは、どこで書いたのか、ちよつと自分でも思い浮かびませんが、基本的には、女性や青年農業者の声を聞くというのは大切だと思っておりますし、今回の農協法の中でもきちんと措置された。

ただ、配慮するということで、どういうくらいまでの配慮をするのが望ましいか、これはまた別だと思ひますが、明らかに、少なくとも女性に関しては、女性の担い手なり、女性会で活動している人たち、あるいは、女性正組合員の数と比例したような女性総代あるいは女性理事を選ぶべきだろうと思ひます。

二〇〇〇年ですか、女性正組合員二五%以上、

女性総代一〇%以上、女性役員二人以上ということとを自分たちで決めて、現在十七年たつておりますが、達成しているところもございまして、達成していないところもある。つまり、ここで言う、直ちに變化するとはなかなか言えない組織なんだけれども、少しずつきちんと組織されているといふことがあるんだけれども、今回こういう形で入ってくると、これは私は評価している。

評価しないところは、要するに、認定農業者だから理事がいんだ、そういう認識は間違つていると申し上げて、協同活動の意思のない人まで理事にする必要はないでしょう、簡単に言う、こういうことなんです。そのあたりのところが欠けちゃつていて、認定農業者だけというのは、何か非常に、協同組合の運営原則に反していると思ひます。

地域を超えてというのは、ちよつと私の記憶では思ひ出せないんですが、私の本意は今申し上げたようなところにございます。

以上です。

○稲津委員 ありがとうございます。

今、参考人からもお話がありましたように、女性それから若い方々の理事等への就任というのは非常に大事なことで私は思ひます。

実際に生産現場へ行きますと、家族経営でやっていると、どちらかというと、おじいちゃん、おばあちゃんに鬼籍に入られて、元気なおばあちゃん、それから御夫婦で経営しているとか、六次化の現場に行つてもやはり女性が主力になっていたり、それともう一点は、これから若い方々に大きな期待をしておきたいという意味では、私は、参考人から非常に大事なお話をいただいたんじゃないだろうか、このように思ひます。ありがとうございます。

それで、時間も大分参つたんですけれども、これは小川参考人と谷口参考人に、それぞれ同じ質問になりますけれども、ぜひお伺いしたいと思ひます。

というのは、いわゆる准組合員のことについて

今後どう考えていくかということなんですけれども、やはり全国的な大きな流れとしては、少子高齢化で人口減少社会に入っていく。そうなりますと、今後一層、正組合員の減少というのは、これはいたし方なく、そういう場面がどんどん来る可能性が非常に高い。そのときに、実際に准組合員も大変大事な役割を担っている。

そこで、利用規制の話なんか出てくるんですけれども、今後、准組合員をどのように対応していったらいいかという、大きく言えば、組合員という理念に対する話になると思うんですけれども、この点について、ぜひお二方から御意見をいただきたいと思ひます。

○小川参考人 准組合員についてお伺いがありますけれども、これも地域によつて随分違う面があるところによると、北海道の農協では、ある農協で七割近くは准組合員で、正組合員が少ない。私の認識からすると、北海道は農業地帯なので、正組合員がかなり多くて准組合員の割合が少なかなと思ひましたら、やはり地域のインフラとしての離農した人の受け皿等で准組合員の割合がふえているというふうな話も聞いておりますし、また、都市近郊の農協でも、今、特に消費者等で安心、安全な食品を求める面が多いというふう

に思ひます。そういった点で、地元の安全、安心なものを欲しいという消費者も随分おられます。そういった関連で、准組合員として加入してくれる方も多いかというふうにご感じております。やはり、ただ単に何%以上とかそういう数字でなくて、地域に合ったような仕組みにぜひ変えてもらいたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○谷口参考人 どうもありがとうございます。

私は、准組合員については先ほど詳しく述べたつもりでおりますけれども、少し重なるかもしれませんが、三点ほど申し上げたいと思ひます。一つは、准組合員は地域差が非常に大きいという

ことを我々は理解しなきゃいけないだろう。正

組合員以上の地域差が大きい。

北海道の場合には、一九八〇年代半ばまでは離村と離農がイコールだったんですね。ですから、農業地域から離農された方は、ほとんど札幌、せいぜい旭川ぐらいに移動していただければいいけれども、それ以後、結局、農地を手放しても旭川や札幌近郊に新しい住宅を求めるだけのお金が得られない、つまり、地価格差が非常に大きくなって、在村で離農するという形に転向しましたよね。そういうプロセスの中で准組合員がふえているということですね。

ですから、そういう点で、非農家の都市住民が准組合員になっているという形で、都府県で、都市近郊地帯で考えられるものとはちよつと質が違ふ要素を濃厚に持っているということですね。

他方で、都市近郊においても、実は准組合員の、もともと数の大半というのは、もともと農家であった方が、徐々に相続や分家、いろいろな形で、農業中心ではなくなつてきていて、しかし、わずかに土地を持っている、あるいはそういう関係で農業につながっているという方が多かったところに新規住民がたくさん入つてきて、そういう方がなつていくということです。

ですから、准組合員については、よほど地域ごとの差をきちんと理解した上で対応策を考えないかぬというふうになると思います。それを制度で一本で絞つて、こうすべきだと全国一律に言うのは、どこまで妥当なのかについてはどうも疑問があつて、地域ごとの農協の個性を尊重できるような規定にすれば済むのではないかなというのが私の率直な意見です。

それからもう一つは、正組合員の減少について言うと、先ほど申しましたJA出資法人が最近やっている最大の仕事のひとつが新規就農者研修なんですね。つまり、農協陣営は、本格的に正組合員そのものを直接ふやそうということで取り組み出している。このことの意味は非常に大きくて、そういうことの音頭を、全中を初め私どもが頑張つて一緒にやっているわけです。

そういうことを考えると、やはり、全国組織を持つている役割は非常に大きいということ、准組合員制度のところにについても、多様な地域の評価をしながらそれを提案できるということが非常に大事なかなと思います。

もう一つ、准組合員制度との関係で申しますと、神奈川県でJAさがみというのがあります。藤沢を中心しながら広域で合併した農協でありますけれども、ここは、先ほどの、いい農業的要素を都市近郊で持っているという点でいうと、実は驚いたことに幼稚園を持っているんですね。インフラという点、何か中山間地域とか都市的じゃないところでJAが頑張つてそういうのをやっているかと思つたら、そうではないんですね。まさに神奈川県の大都市のど真ん中のところ、つい最近やめましたけれども、つい最近まで幼稚園を経営しているというようなことが起きていたんですね。

ですから、そういう地域ごとの細かな実情を踏まえないで、一律に、農協の事業について、ただほかに移せばいいという議論には簡単にはならない。もうちよつと緻密な取り組み、議論をする必要があるんじゃないかというふうに思つております。

以上です。  
○稲津委員 終わります。  
○江藤委員長 次に、篠原孝君。  
○篠原(孝)委員 民主党の篠原でございます。きょうは、参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

私は国会議員になつて十一年ぐらいたつんですけれども、委員会の中で、こんなことを言つては、同僚議員に失礼になるかもしれませんけれども、一番勉強になるのが参考人質疑でございます。そんな中でも、特にきょうは、非常にユニークないろいろな意見を聞かせていただきました。本当に勉強になりました。

それで、率直に私も質問させていただきたいと思いますが、普通は、参考人の皆さんに来ていた

だいてるので、御丁寧に、失礼のないような質問ばかりしている傾向があるかと思いますが、私は、ちよつとそういう遠慮はやめさせていただきまして、率直に聞かせていただきたいと思ひます。それなりの敬意は払つてやりますので、お許しください。

まず、小川参考人ですけれども、非常に地域のリーダーというところで、事前にいただいた経歴というのを見ますと、認定農業者協会の会長を平成九年から十六年、それからヘルパー組合長、それから繁殖牛の連絡協議会の会長、農協の青年青色申告会の会長、経営士協会の会長といろいろおありになるんですね。今問題になつていられる農協と農業委員会とかかわりをどう持つてこられたか、特に、これだけ立派な人だったら、農業委員をやらされてどうか、やつてもいいような気がするんですね。そこにはないんです。農協と農業委員会とかかわりがどうであつたか、これが一つです。

それから次に、今問題になつています、皆さんも言いました、農業委員も半分以上、農協の理事も半分以上を認定農業者にするという、石田参考人からすると、規制強化だ、とんでもない、規制改革といつて規制強化しているという皮肉ついている。そのとおりだと思ふんですね。これは、私は現実離れしていると思ふんですね。現場感覚としてどのように思われるかというのが一つ。

それから次に、営農指導事業は大事だ。僕はそれのとおりだと思ひます。五年ごとにかわるのもよくない。

私の記憶では、私のじいさんは、営農指導員と仲よくなつちやつて、毎晩飲んでいて、この営農指導員は何かうちのじいさんの飲み友達かと思つていたら、農協の職員だったのを後で知りましてびっくりいたしましたけれども、彼にしてみれば、仕事の一環でうるさいじいさんのところへ来てはやつていたんだと思う、いろいろな役員をやつていたりして。そういうコミュニケーションがなくなつてきているんですね。

それともう一つ、農業改良普及員というのもあるんですね。その農業改良普及員と営農指導員というのは、両方必要といえは必要なんですけれども、これは僕の意見ですけれども、農協に負わせるのはかわいそうです。だから、営農指導事業でもうけていないなんというばかなことを言い出す人がいるが、それならどうやつてもうけるんだと。これは、国が相当やつていい、あるいは国がお金を出して農協に任すとか、そういうふうにした方がいいような気がするんですね。農業改良普及事業を含めた営農指導事業についての御意見。

この三点、お答えをいただけたらと思います。  
○小川参考人 率直に私の方も答えていきたいというふうな思ひます。

まず最初に、なぜ農業委員の経歴がないかといひますと、農業委員は、全国、多分そうだと思うんですね。地域に何人、集落ごとに何人というふうなものがありまして、集落の中で、幾つかの地域の中で農業委員を回すような形になつていくんですね。ですから、若い者は黙つていらつと。

今までの農業委員ですと、大体七十を過ぎた名譽職のような人が農業委員として登用されて、私ごときの三十代、四十代はとでもそういうふうなことは、手を挙げれば、あいつは変わり者だというふうなことで、なかなかそういう話も来なかつたのも事実です。一時ちよつと出てみないかという話も来ましたが、たまたま機会が合わなくて、つい何年か前ですけれども、それはありませんでした。

やはり農業委員も、御承知のように、地域のリーダーみたいな、年をとつた人になる機会が比較的多いものですから、リタイアしたような者になる名譽職みたいなものですから、なかなか現場の生産者になる機会には少ないわけでございます。

二番目の、認定農業者、もしくは五割以上というふうな質問でありましたが、私の方から

考えますと、五割というふうなことを入れなかつたらどうなるかと。

現状からすると、余り農業生産をしていないような人が理事として上がってくる場合も非常に多いです。逆に、これを入れなかつたら、ほとんど現場を知らないような、実際、認定農業者で自立して農業経営をやっている人は、そんな暇はないから嫌だよと断る人の方が現実として多いのです。ですから、これを入れられないデメリットと入れるメリットを考えますと、私としては入れた方がはるかにメリットがある。そうでないと、さっきの農業委員と同じように、リタイアした人だとか、一部は、ほかの事業をしながら、理事に名誉職として来るような人もありますから、絶対にこういうことを入れていった方が、農協自身また農業者としては歓迎しております。

それと、三番目の営農指導に関しては、やはり、地域に帰って見ますと、営農指導員、県の普及員自体が非常に人数が少なくなっております。これはいろいろな諸事情があつてそういうふうになつたかと思ひますけれども、現場としては、農業改良普及員が、私どもの仲間も、なかなか人数が少なくなつて、地域とのかかわり合いが少なくなつて、もつとふやしてほしいというふうな意見もありますけれども、国なり県なりの事情で現状となつていられるように私自身は理解しておりますので、ぜひとも、皆さん、この委員会を通して、そちらの方にもより一層力を入れていただければありがたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○篠原(孝)委員 次に、谷口参考人ですけれども、ペーパーを見せていただきまして、非常によく整理されているんですが、遠慮されているようでして、我が方のかどうか民主党政の提案に対して、いいことについてだけ賛成というもので、だめな方に余り明確にだめとなつていなかったような気がするんですが、だめな点が政府提案は多いような気がするんですが、余り時間がないので、ここがおかしい、ここは削除なり、余計な改革

だ、改正だというのを二点挙げるとしたら、どこになりますでしょうか。

○谷口参考人 質問の趣旨が十分のみ込めないんですけれども、野党の提案について、悪いところを言えということですか。

○篠原(孝)委員 いや、野党の提案はいいです。褒めていただいてありがたいでございます。

政府提案について、悪い点を二つお願いします。

○谷口参考人 悪い点を二つというところ、これは難しいな。二つだけに絞れ、二つだけに絞つて言えということですか。

それは、一番大きいのは、協同組合を基本的に認めないような方向で議論になっているということです。農業協同組合を含めて、協同組合そのものを重視しない。

ですから、生協はどうなんだ、例えばそういうことですよね。同じように、例えば生協で見た場合に、准組合員に似たような問題があると思うんです。

例えば、もともとは店舗があつて、班が組織されて、そこでもつて注文を集めて、店舗に行つて買つてくるという仕組みだったものが、いつの間にか、バルシステムのようになつて、全店舗販売なしで、通販だけのようになつていくなものになつていますよね。

そうすると、そういうところの組織の事業のために人々が集まつて議論してどうこうする、そういうのが面倒くさいという実態があつて、つまり、忙しくて、特に女性の方々が勤められるようになってきて、そういう方々の境遇というのは何か准組合員と非常にダブるんです。だからといって、そういう女性を排除するとはいひかなくって、そういう方を入れた形でしか組織できないと思ふんです。

は、その多様性をうまくつかんでいくようなことが大事かなというふうに思ひます。

そういう点で、株式会社だけが世の中にあればいいという社会というのは、ちよつと寂しいのではないかな、少なくとも私はそういう社会には生きたくないな。株式会社主力であつても、協同組合もそれなりにきちんと位置づけられているというところが望ましいのであつて、つまり、そういう点でいうと、生物一種類のみという社会とか自然界を求めるといふのは、どうも歴史、自然界の流れに反しているのではないかと思うのです。多様性こそが先進国の一番のメルクマールだなどというふうには私は思つております。その点が大きいところですよ。

もう一つは、これはなかなか難しいんですけれども、農協改革自体がどうこうということよりも、切り離されて議論しているということですよ。

前半の四つの改革との関係がやはり全然見えてこない、とにかく組織いじりになつちやうつていふことが、余りに唐突に出てきたということ。私が私にとつては一番おかしくて、それが条文のどこだと言われれば、全部貫いていふと言わざるを得ない感じがします。

以上です。

○篠原(孝)委員 では、鈴木参考人をお願いいたします。

鈴木参考人の方のような方に農業界に入つていただいて、本当にありがたいでございます。今までの経歴とかを讀ませていただきましたけれども、本当に活力を与えていただけて、ありがたい感謝いたします。

それで、興味がある点なんですけれども、ブライバシーにかかわることなんです、ブライバシーといつたつて、そんな大したことじゃないんですが、谷口参考人の中に、担い手の序列として、地域内、隣接地域内、同一市町村内、同一県内というふうな順番になつていましたけれども、そういう点では、農業に縁のない世界から、おぼ

あちゃんの話がありましたけれども、今のところどういふかかわりがあったのかというのが一つです。それから、エコファーマーになつておられますけれども、有機農業とかかわりというのか、その点ほどの程度かということ、それから、二年間研修して就農して、青年就農給付金は使つておられるかどうかということ。それから、農協についていろいろ御意見をおつしやつていまして、農協の組合員になつておられるのかどうかということ。このブライバシーなことが一つです。

それから次に、私は鈴木さんの経歴を見て、農業界に入つて、まだ何年ですかね。(鈴木参考人「六年です」と呼ぶ)六年でどういふところへ来て、本当に弁も立つし、滑舌もいいし、顔もいいです。農業界の清泉進次郎のような感じだと思ひます。だけれども、ほかの業界で、その業界に入つて六年目でどういふところに参考人に呼ばれて、それから、これはよくないんですけれども、規制改革会議のワーキング、そこにも意見を言つておられるわけですね。それは、ちよつとは戸惑つておられるんじゃないかと思うんですが、その点に戸惑ひはありますでしょうかということ。

それから、三つ目です。話を聞いていますと、本当に、今、小川参考人の話の中にありました、農業委員になつていただきたいです。二ヘクターはつちで量が確保できないというのは、仲間をつくつて農協を乗っ取る、乗っ取るというと、ちよつと言葉はよくないですが、ある意味そういう言葉の方が正確かもしれないですが、やつていただきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

農業委員に立候補し、農協の理事になつて改革していただきたいと思ひますけれども、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 では、一番最初の祖母のことからなんですけれども、祖母がもともと農業をやつていたんですけれども、もう面積も非常に少なく

なっておりまして、最後、僕が農業をやりたいと思つて祖母のところを訪ねたときには、耕作していた面積が二反、二十アールで、碧南市の下限面積が三反なので、もともと登録してあることではない、農家世帯ではあったんですけれども、本当に下限面積を下回っているような状態でした。そういうこともあつて、改めて別世帯として農家になるという形をとっております。

祖母との関係性というのだとそのあたりで、ただ、農業自体はやっておりまして、僕自身も農作業に関してもかそういったところで指示を仰いだんですけれども、そのときがもう八十三歳でしたので、僕が農業をやりたいと思つているんだという話をしたら、やはり安心感もあつたのか、すぐにアルツハイマーが発症してしまつて、そういったこともあつて、農業大学校に研修に行かせていただきました。

エコファーマーになつてということで、今は、もう県の基準値よりもさらに低い基準になるとエコファーマーという形ですけれども、それよりも低い状態でやっているんですけれども、出てくる畑が毎年毎年ふえている状態で、しかもちよつと耕作放棄地だったような状態の場所が多いということもあつて、最初に出てくるときに、地主さんの方でしっかりと草だけは枯らしておいたからねという形で貸していただくこともあつて、例えば有機をうたうということになると、有機JAS法にのつた形であるというふうになると思うんですけれども、ちよつとそこまでのことは、経営という意味で考えても、今とるよりも、まだエコファーマーの基準で、さらにそれよりも極力低い農薬の使用率だったとかさういったところでやっていきたいなというふうに思つております。ですので、いわゆる有機農家とかではないということですね。

続いて、農協の組合員なんですけれども、組合員にはなっております。最初に農業を始めようと思つたときに、やはり農業を始めるといえば農協だというふうに思つて、そこで話をしに行つて、

組合員には今もなっている状態です。研修して、就農してということで、青年就農給付金を利用していただくということで、このあたりは利用させてもらつております。

続いて、参考人に戸惑いがあるかということだったんですけれども、確かに、内閣府のワーキンググループにも参集いただいて、きょうもこういったところに呼んでいただいて、戸惑いがあるかないかといえ、やはり少しはあります。僕は、独立就農してからでいえば今年四年目です、農業界に入ってからでも七年目です、では、これまでの、昔の農村はどうだったのかという話になつたときには、文章で読んだものぐらひのことしかやはりわからないので、今答えられることと答えられないことというのはどうしてあると思つています。

それでも、いろいろとこういうところに呼んでいただけたということは、何か自分にできることがあるんじゃないかということだけを糧にして、堂々とここに出てきております。

あと、理事についてということなんですけれども、やはり認定農業者がなるとか、僕の意見の中では青年農業者ということだったんですけれども、農協が嫌いというわけではないので、そういう理事になれる枠、席があることは非常に助かるなと思ひます。

では、農協を、言葉があれでしたけれども、乗っ取つてというような形だったんですけれども、僕もどちらかというと、先ほど、研修生が今一名いるということだったんですけれども、やはり自分のところで研修生を入れて、その研修生を一人の農家として独立させて、さういった本当に自分の手の届く範囲のグループ化というのはすごく考えています。

なので、それは、結局、それでいて農業をどうのこうのということではないんですけれども、さういふグループ化をしていく中で、まさに協同組合の大先輩である農協の中のことというのを知つていきたいし、こちらからの意見も言つていきたい

いので、やはり理事の席に入れる状態になつていつていただけるとありがたいと思ひます。以上です。

○篠原(孝)委員 最後に、石田参考人にお伺ひしたいと思ひます。

農協法の関係については、厳しい御意見をいただきました、私は同感することだらけでした。

今回の改正は、農業委員会法も結構いじくつてあるんですね。だから、認定農業者の件で半分にするというのはいかなるものかというのがありまして、農協法も、農業委員会法と農業生産法人についてどういふふうにお考えかということ、それからもう一つ、農協をやたらでつかく合併、合併が進んでいますけれども、多分これについては、こんなんでつかくなるばかりじゃおかしいんじゃないかという御意見だと思ひますが、それについての御意見もお聞かせいただけたらと思ひます。以上でございます。

○石田参考人 私は、教授になつたのが一九九五年ぐらひだったと思うんですけれども、そのときから三重県農業会議の第六号議員で、現在も第六号議員でございます。

ですから、今回の農業委員会法あるいは農業会議の組織改革、これはいじくつてよくなるものかな、ほとんどよくならない、むしろ悪くなるというふうに思つています。

なぜならなかつたんですかと、本当に農業をやっている方は、あれは大変な仕事ですから、現場に行つて確認したりなんなりしなきゃいけない、さういふような農業者さん、誰もがやりたいということじゃないから、結局は選挙制じゃなくて選任制になつていくわけですね。だから、地域の信頼される方が選任制の中で農業委員になつて、これが現実ですよ。

それから、その中で、では、半分にして、何人かを外部の知識人みたいなのを入れたらいいじゃないか、さういふような御提案だつたと思うんですけれども、首長次第でどんな人が入るかかわからないような制度になつていくんじゃないですか、議

会の承認を求めなきゃいけないということになつていと思ひますが。

いづれにしても、農業会議でも、改革したよといながら、何か、ネットワーク機構みたいなので、現状と変わらないような制度改革になつています。

なので、農業委員会法の改正のあたりはすごく詳しいわけじゃないですけれども、本場に現場を見てつक्तつたかという、さつき根拠のない未来志向の改革だと申し上げました。農業委員会についても同じようなことが言えるんじゃないかな、こんなふうな思つていますので、大体において、これを一緒に議論するということ自体が大変失礼なセッティングじゃないかなと思ひます。さうやって、きょうの午前の部なんか、ほとんど農業委員会のことは議論されないで終わつてしまふわけですよ。さういふこと自体が大問題じゃないかな、さういふふうな思つております。

もう一つ、ごめんなさい、質問は何でしたか。(篠原(孝)委員)農協の合併と呼ぶ合併ですね。これは先ほど申し上げようと思つたんですけれども、ぜひ皆さんに申し上げます。

第一の③に、経済と社会の二重性、変化は遅いが必ず変化すると書きまして、本当はそこでしゃべろうと思つたら、時間がなからやめたんです。

今度、島根県が県単一JAをつくりました。それから、あちこちで県単一JAを検討しているということが情報として入つております。玉木委員のところも既にされていると思ひますが、香川県でも、前の宮脇さんの時代からあつたから、二〇〇〇年ぐらひに合併になつていくわけですね。検討を開始して実現するまで二十年かそこらぐらひかかるわけですね。恐らく、協同組合というのはさういふタイムスパンで動いていくものであると私は理解しています。

それで、県単一JAというのは、恐らく、今度の代理業化、これが大体九年ぐらひ前に、法律上、農協法の中に定められていると思ひます。一

向に今まで、それを採用して、信用事業をみずから農協が軽減しようなんということとはなかつたわけで、結局何をやってきたのかというところ、金融事業の健全性確保というか、JA経営の健全性確保で、合併、合併、そして、行き着くところ県単一JA、こういうこととございます。

だから、今、県単一JAがこれからたくさん出てくると思いますけれども、どうしてそうなってきたのかといったら、要するに、その前からずっと、農協は信用事業を営んでいるから健全に経営しなきゃだめだ、こういうことでずっと指導や監督がされてきた結果、どうしたって大きくしなきゃ効率もよくならぬ、人もきちんと確保できぬという中で進んできているということとございます。

そういう中で、きょう、本日はだいま、おまえら、今度からはそうじゃなくて、信用事業、共済事業、分離しろ、こういうふうに言ったら、方向性は逆ですよ。私は、決してそういう方法は、代理業化を問題だと言っているわけじゃなくて、そういうことをやるのであれば、もっとアナウンスして、合併よりはこういうやり方もあるんですよという議論をすべきであつた。

私は、県単一はだめではないけれども、金融を守るといふか農協を守るといふ過程の中ではこの方向しかなかったのかと思いますが、いづれにしても、代理業化ということで、経営もオーケーだ、職員の育成もオーケーだというような仕組みができる、決して悪いことじゃないと思つています。

ただ、それを、行政が強制するような手段として准組合員の事業利用規制を入れてくるということには大反対です。農協がみずからの判断で代理業化を選ぶ、これは大賛成だと申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

○篠原(孝)委員 ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 維新の党の井出庸生と申します。篠

原先生と同じ信州長野県の出身でございます。きょうは、参考人の皆様、お忙しいところをお越しいただき、また、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

以下、質問をさせていただきたいと思ひます。最初に、鈴木参考人にお伺いしたいんですが、先ほど篠原先生から最後に質問があつた、農協を変えてみないか、農協に入つて変えてみないかというところなんです。

組合員でいらつしゃつて、いづれそういう立場、環境があればというふうなお話があつたんですが、ただ、その一方で、冒頭の御説明であつたように、ホームページを持つちやいかぬとか、部会に入るといふいろいろな制約があるということもあつてなかなか難しいのかと思つていたんですが、農協に対するプラスの面の思いと、一方でデメリットだと感じていた部分が、独立されて四年ですか、農業を始められて六年と伺つていますけれども、どういふような心境の変化があるのか、もし、これから、うちの農協をしよつて立つていつてくれという話になつたら、よしやうと、今そういうお気持ちなのかどうかを伺いた

と思ひます。

○鈴木参考人 農協に関してなんですけれども、やはり実際やつていく中で、今、少しずつ農協の方も、新しく入つてきて違ふやり方をしている農家があるんだというのを知つてくれている状態になつてきたかなと思ひます。

では、その中で、将来的に農協の方でいうことで、今、正直なところを言うと、変えてやうというふうなお話がましいことはなくて、ただ、加工とかで、ニンジンを使った加工品をつくりたいと思つているという話を持ちかけられたりすることがあつて、そのときに、やはり加工品に使うニンジンで、物の量をうちが用意できなくて、これはもしかしら農協の方であればすごく簡単に用意できる量なんじゃないかなというふうな商談があつたりします。そのときには、もし僕が農協に入り込んでいて、きちんといろいろな話ができ

る状態であれば、実はこれこれこういう話をいた

だいたので、ちよつと検討してみませんかという話ができるかなと思ふようなタイミングはちよつとよくありました。

なので、経営を開始して三年間の中であつた規模感の大きな話に関しては、これをここで用意できないから立ち消えにしちゃうんじゃないかと、農協と一緒に話を進めていけたら地域のためになるんじゃないかなというふうなことはありました。

なので、やはりそういうことに関しては、するチャンスはいただきたいというか、そういうふうなところに進んでいきたいなと思つています。

以上です。

○井出委員 鈴木さんの方からも農協がいろいろ知恵やノウハウをかりることもできますし、また、鈴木さんのような存在が農協にとつてまたいい存在になり得るのかなと思ひます。

もう一つ伺いたいのは、農地の確保の關係で、先ほどは農地中間管理機構への期待をお話しされていたんですが、実際、農地を集めるときに農業委員会の方との接点が多々あつたと思ひますけれども、そのときの農業委員会とのやりとりの実体験、特に御苦労された部分があれば教えてください。

○鈴木参考人 苦労になるかはあれなんですけれども、特に最初に農家世帯になるために農地をお借りする際には、やはりきちんと面接という形で、君はどういう形でどういう農業をやつていきたいと思つているのか、どういう計画があるのかという話し合いをする機会がありました。

あとは、やはりまだまだいづれ農地の管理がうまくできていない時期がありまして、農業を始めて独立した一年目、もう全で一人でやつていた時期に、やはりちよつと畑に草が生えてしまつたかそういつたことがありました。これは本当に自分自身の管理不足でしかないんですけれども、そういうときにはやはり指導という形で、きちんとできているのかという指導はいただいております。

す。

今は、そういったことがないように、従業員の力をかりて畑の管理には努めているんですけども、一度そういう形で墨をつけてしまつたところがあるので、新しく農地を借りたりとか農地を購入しようというところがあると、やはり常に農業委員さんの方からは、本当に大丈夫なのかというふうな心配をかけてしまう状態にはなつています。

以上です。

○井出委員 わかりました。どうもありがとうございます。

次に、谷口参考人にお伺いをしたいんですが、事前に谷口さんがいろいろ取材等を受けられているものを少しだけ読ませていただきまして、私からも伺いたいのは監査の話なんですけど、ことしの一月の日本農業新聞で、全中の監査をいじつて、端的に、公認会計士の監査が農協、農業になじむのかというところをストレートに問題提起されている記事をちよつと拝見したんです。

また、法案審議、またその前の、法案をつくられている状況が報道されている過程では、監査の権限がなくなるか残るかとか、その話だけで、では、実際移行したときにどうなるのか、そういう問題点の議論もこれから当然やつていかなければいけないと思つていますが、そのあたりの考えを伺いたいと思ひます。

○谷口参考人 監査問題は幾つかの局面で議論しなきゃいけないと思ひますけれども、一つは費用論の話がありますよね。全中の監査の場合、監査で直接お金をもらつていふというわけじゃなくて、全中そのものの存在を前提とした形でもつて拠出金が出ていて、その枠の中でやつていふという形になつていますから、サービスと対価という關係でもつて業務監査、会計監査ができていふというわけではないということなんです。

その場合、一般的に言われているのは、全中の方

任せていった場合には、例えばどこにやる人がいるのかという問題ですね。

全国的に農協の数が六百五十ぐらい、七百弱ありますけれども、その地域に適当な数の監査人に当たるような公認会計士の方がいるのかどうか、農業のことに詳しい人がいるのかどうかを考えたときに、恐らく、旅費だとかいろいろなことを考えていくと、積み上げるコストが高くなって安くならないんだという、お金ですね、いわゆる経済性の問題の議論があると思います。

しかし、私は、それも大事なんですけれども、先ほど言いましたように、一番大きいのは、やはり農業の詳しい事情をどこまで知った公認会計士さんが、非農業の方がいるかという現実ですね。

ですから、私自身が農業のことを理解するのはすごく大変です。酪農のことを一方で知り、果樹のことも私は一生懸命わかるうとはしているんですけども、酪農のことを知るだけでもこのぐらい本を読まなきゃならないんですよ。それで、圃場の話から、肥料のやり方から、濃厚飼料から、搾り方から、販路から、そういうことと果樹のことが、場合によっては同じ農協の中にあり得るんですね、二つのことが。単一の事業だけやっている農協というのはありませんから、恐らく農協を単位にとれば、日本の農業産出額の構成に当たるようなものが農協の中には必ず含まれてきます。

そういうものを含みながら個性を持っているということですから、それを、東京にいる人は多分理解しないだろうとなると、地域にそもそもいるのかいないのか。しかも、仮に制度を変えて、その方が業務監査もできるとしたとしても、それはよほどの時間をかけないと、それがすぐわかるような状況までいかないだろう。そのときにまた、知識を得たときと、現場は動いていますから、もう三年たったら次は使えないかもしれないんですよ。

そういう事情を考えると、そんな簡単に非農業

の分野で活躍されている会計士の方々が参戦できる状態にあるかどうかという点については、私はそう容易ではないかなというふうに感じております。

そして、実は大きいのは、全中の監査の何が問題だったのかということも簡単に言うと、縛っているということなんです。その金を使って監査しているから、内情をよく知っているから、ぎゅつと首根っこを握っているんだ、多分こういう議論だと思っただけなんです、そうすると、やはりこの間にいろいろ言われた中で、NHKにしても読売新聞にしても日経新聞にしても、全中のやり方に反対して反逆している人というのは数人しか名前が挙がってこない。農協の方の農業新聞なんかのデータでも、せいぜい挙がったとしても十件ぐらいだというのを〇局長がお話ししているということも間接的に聞きました。

六百五十のうち十あつた場合、これは意見として取り上げるのは大事ですけれども、民主主義というのは多数を通して、なおかつ、大事なことは少数の意見を十分に酌み上げることなんです。この場合、少数ではなくて、統計的には誤差の範囲に属しちゃうんですよ。それをもつて変えるというのはちょっと行き過ぎじゃないかな。十分にその意見を尊重して農協の運営に反映させるということとは、民主主義の上で極めて大事だ。ですけれども、それに基づいて変えるというのはちょっとおかしいんじゃないかなというのが私の率直な意見です。

〇井出委員 ありがとうございます。

監査の関係で、ちょっと谷口参考人の後で伺いづらいですけれども、小川参考人に伺いたいんです。

冒頭のお話の中で、どうしても身内の感覚というやうなものが少し監査に出てしまうというところ、身内のような監査というところをお触れになったと思うんですけれども、もし、その問題意識をもう少し何か具体的に言っていたらどうなんでしょうか。

〇小川参考人 非常に微妙な話なんですけれども、私も理事をしております、平理事のときに監査についてそういった質問をいたしました。その実体験をもとにきょうお話ししたわけで、それ以上のことはちょっと。

というのは、農協を運営している執行部が、そういう指摘に対して、そういう面があるんじゃないかといったのかな、うちの農協だけじゃなくて、ほかの農協もそういうことが若干あるんじゃないかなというふうに感じて、指摘する方じゃなくて、受ける方の話としてそういったことを申し上げた次第でございます。

〇井出委員 済みません、ちょっと聞きづらい聞き方で大変申しわけなかったんですけども、では、もう少し一般化して伺いたいんですが、これから公認会計士の監査というものが入ってきたときに、今、谷口参考人からもいろいろ御懸念が、ありましたけれども、実際、農協が大変御活躍されてきて、それをさらによくしていくというときに、公認会計士が来ても、時間がかかってもやっていけるよというやうな、そういう何か前向きな部分の思いがあれば言っていたらいいんですが。

〇小川参考人 これからあることなので、どういうふうになるかという私の想像といたしますか考えの中で答えさせていただきますけれども、一番の懸念が、谷口参考人もおっしゃっていましたが、業務監査のことがあろうと思うんです。いわゆる農協の業務についても今監査しておりますけれども、そういったものが、公認会計士は実態がなかなかわからないのではないかと、うな面でも懸念があるのではないかと、確かにそう言われれば、農業もいろいろ農業がありますから、そういった懸念もありますけれども、それと同時に、金融とか共済とか、ほかの部門も持つておりますし、営農、生活もありますけれども、そういったもののトータルの中で経営の透明度が高まって前向きに経営が改善されていけば、私はそ

れも一つの方法かなというふうに考えております。

ですから、やはり、業務監査等も含めた中で、一体とは言いませんけれども、配慮した中で、農協が特に金融、共済等の透明度を増して、これも全中が分離してまた別会社をつくるというふうな話も新聞等で出ておりますけれども、それも含めて、そういったものに対応していければいいのではないかなというふうに私は考えております。

〇井出委員 ありがとうございます。

次に、石田参考人にお伺いしたいんですが、いただいたレジュメで、附則の多用、二の⑤だと思っただけなんですけれども、ここは大変問題である、本則と効力が同じであつたとしてもなかったとしても問題であるというやうなお話があつて、私も、附則が多いな、附則のついてるものについていないもので一度整理する必要があるんじゃないかなと思っただけです。

附則がこれだけついていることについて、私は、いろいろな改革議論の中の、要は難産の末に何かそういう形になつてしまったのかなと思っただけなんです、これをもう少しどうすべきかというところを、石田参考人のお考えをいただきたいなと思つた。

〇石田参考人 どうすべきかということとはなかなか難しい、私としてはなかなか言いづらいですが、さっきの中央会の監査の問題です。皆さんがどういう議論の立て方をして、あれを外出して一般監査法人と同じ競争をすればよくなるのか悪くなるのかというレベルのお話じゃないと思つた。

ただ単純に、監査士監査と会計士監査で、社会で認められているのは会計士監査なんだから、イコールフットイングを目指す以上、それをやれというだけの話で、本当に考えるべきことは、あれは一連の出口の話なんです。入り口が実は業務監査というコンサルなんだろう。つまり、会計帳簿の正しさがどうのこうのというのは、これ

はどちらであつてもきちんとやっていると私は理解しています。

業務監査ですが、これは、例えば某監査法人でもコンサルティングをやっています。なので、監査法人なら業務監査ができないんじゃないかと、できるんですよ。同一の会社で同一の会計士が業務監査しちゃいけないけれども、別の会計士がやれば問題ないんですからね。だから、やっているわけですし、多分、こういう法律のたてつけになつてもできると思うんです。なので、基本的によくならんとか悪くなるとかという問題じゃなくて、きょうは、私はそこは触れませんでした。全てそれが附則に入っています。

問題は、附則であるがゆえに、それはいずれとられる、なくなるはずで、これを永久に持つていく附則というのは附則になるのかなということでございます。

そうなりますと、全中は一般社団法人になるからいいんですが、よくもないですね、きちんとやらなきゃいけない。総合調整機能とか代表機能、あれも消えちゃったとこがやるの。それから、我々は全国農協中央会と名乗れるよ、名乗れないよというあのくだりも全部外出されていますから、あれが経過措置だとして、あれをなくしちゃつたら五年後どうなるんですかというのが私のきょうの意見でございます。

そういうことで、私から言わせれば異常で、あれを附則なんかで入れるんだつたら本則に入れた方が妥当だというふうに思います。

以上です。

○井出委員 時間が来ましたので、終わります。

私、実はお話があつた佐久病院から徒歩二、三分のところのアパートに住んでおりまして、そういった地元の事情もよく見ながら、きょういただいた御意見を参考にして今後の議論をしていきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○江藤委員長 次に、畠山和也君。

○畠山委員 日本共産党の畠山和也です。

参考人の四人の皆さんには、朝から足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。きょう、私が最後の質問者になりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

初めに、小川参考人と鈴木参考人のお二人に、生産者の立場としてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

農家の戸数がだんだん減つてきて、地域社会も成り立たなくなると言われていると聞かれています。私は北海道選出の議員なんですけれども、北海道では、酪農家が年間二百戸、離農や離脱が相次いで、こともまたバター不足という状況が生まれてきておりまして、新規参入ということはもちろん大事なんですけれども、食料の安定供給を進めるという点から見れば、あわせて、高齢化というふうな地域は言われているんですけれども、今頑張っているけれども、余力はあるんですけれども、このように離農や離脱する方々に対しての支援も必要だろうというふうに思っています。

いろいろな努力を各地でされていることを、北海道のみならず、この間、各地で聞いてきました。

加工や販売で六次産業化なども進めて、地域の雇用も一緒につくるんだ、そうやって若者の定着を図りたいんだと努力されているお話も、先日、私も聞いたんです。同時に、ただ、生産者とすれば、販売や加工の事業も考えるんだけれども、安心、安全な農産物をつくるのが私の本業なんだ、そういう点では、農産物の価格が安定すれば農家は頑張れるんだよというお話を聞いたことがすごく印象的だったんですね。ですから、いろいろな多様な生産者の存在が地域においては必要不可欠だというふうに思っています。

そこで、長い経験がされてこられた小川参考人の目からと、それから、若い感覚で今現場に向かわれている鈴木参考人の目から、農家や地域社会の維持に今何が必要かということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小川参考人 お答えします。

農家も非常に多様化しておりますけれども、その地域によつて事情が違います。

例えば、中山間地の限界集落に近いような部分の地域もあります。そういった場所では、やはり人自身が減つて、地域を守っていくのが容易じゃないという場所の中で農業をどうやって確立するか。特に鳥獣被害等を含めて非常に厳しい場所もあります。

また、北海道に仲間もいますけれども、北海道で六次産業化といつても、物はつくれるんだけれども、売れる場所がなかなかない。地域に人がいないから、つくつてはみてもなかなか売れない。ですから、都市近郊の農業とそういった場所は条件が違うんだという話は北海道の方からよく伺つております。

根釧なんかへ行きますと、ほとんど酪農で、または肉牛ですけれども、牧草しかつくれないような地域ではございます。そういったところで六次産業化するといえ、やはりチーズをつくつたりバターをつくるしかないんだけれども、売る先がなかなかないという話は北海道の仲間からよく聞いております。

また、都市近郊では、そういった安心、安全も含めて、やはり農業の面積等を含めた生産基盤は小さいですけれども、逆に、消費者が近くにいるというメリットもあるんですね。そういった点で、直売所なんかも、地域の皆様に利用してもらつていて、そういうのは、やはりそれだけ人口が多くて、そういったものが得られる。

それと、六次産業化を含めてそういったものに対応するには、やはり地域の産業、先ほども申し上げましたけれども、うちの市ですと、商工会議所、それから旧町村の商工会という三つの団体があるんですけれども、そういった団体と連携していく上で、やはり地域にある程度の、群馬県でも伊勢崎市は人口増加率からいいますと、市では一番です。交通の利便性もあるし、また住宅もふえて、人口もふえている場所でありまして、そういったところでは、地域の皆様というところ

ボしたり、また、農業だけでなく地域おこしの面でも、農業者と商工業者が一つのイベントを開くとか、そういった連携も進めております。ですから、地域の事情によつて、なかなかこれも農家だけではなくて、一概に言えないというふうに思ひますので、そういった面で御理解をお願ひできればありがたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○鈴木参考人 新しく農業を始めた新規参入者の目から見てということで、やはり、周りを見てみると、離農されていく方はいらぬとは思ひますけれども、ずっと農業に携わつてきて、農業をされてきた方の技術だったりとか栽培のノウハウだったりとか、そういうものというのは、もう本当に僕みたいな新規参入者からするとすごい宝のように感じます。

でも、その方たちも体力の限界が来て離農を考えているという状態になったときに、例えばこんなことができたらいなと思ひているのは、では、その農地をそのままの状態でお貸しただけませんかという形で、長年その方が育ててきた農地をお借りする。そのときに、農地をお借りするだけではなくて、やはり何らかの形で、協力なのか雇用なのか、その方と一緒に協力体制がとれるような状態になると、我々みたいな新規参入者に早期に技術がつけられる先生が身近についてもらえるという状態にもなりますし、その方たちの体力が、この辺の問題で離農をしようとしていたんだということが、我々の持つてくる機械でそのあたりは対応できるということであれば、それ以外の細かい技術的な部分と一緒にやつてもらうとか、そういった形ができると、地域の成長が早くなるというのか、農村自体の成長が早くなるような気がしますし、また、それをきっかけに、ふだん余り触れ合ふことのなかったような地域の方だつたり年代の方たちとも接点ができるのではなにかと思ひつていて、そういう形の農地の譲渡というのか、利用権の譲渡も一つの形としてあつたらいいなというふうには思ひつております。

以上です。

○畠山委員 ありがとうございます。

それぞれ地域ごとにさまざまな、歴史も違いますし、農地のあり方、品目、あるいは技術で伝わってきたこともあるかと思うんですね。

そこで、次に、谷口参考人と石田参考人に、お二人にこれもあわせて伺いたいと思います。

今回お出しいただきましたお二人の資料では、今回の改正案についての問題点が幾つか指摘をされております。その中でも、私も先日の委員会

で質問を行いました。とりわけ現行の第八条の、農協が営利を目的としない組織から、高い収益性を実現する組織というふうに法案上には書かれて、削除から変更されるというふうになる点について少し伺いたいと思います。

そもそも、きょうも議論になっていますが、協同組合は、市場経済のもとで、組合員を守るために協同の力で事業を進めるといことが本旨だったというふうに思います。

それで、改正案のように、高い収益性を求めるとなつて、きょうも議論にずつとなつていまして、けれども、株式会社の方などに進むということになれば、その協同の組織という目的や性格が変わることになるのではないかと、これが大きな今回の改正案の論点だろうというふうに思います。

それで、きょう、朝からずつとお話を、あるいは質問も伺いしまして、農協に対する意識改革だとか職員教育だとか、あるいはさまざまな青年部、女性部の取り組みだとか、お話も伺つてきましたけれども、これは農協みずからの改革でめんだらうか。つまり、このように性格や目的にかかわるところまでの改正案が必要なのかなということ先日の委員会でも私は疑問を述べたわけなんです。この中心点になるであろう第八条の部分について、さらにお二人から、私が最後の質問者ですので、言い残したことがありましたら、あわせてお答えいただければというふうに思います。

○谷口参考人 この点は非常に重要な改正にかかわる論点だと思います。

私は、営利という言葉が実際現場で使われるときに、法律の条文で書いてあることと同じなのかという疑問があります。実は、JA出資法人というものを立ち上げてやってきた中で、一番問題になったのはそこなんです。つまり、JA出資法人は農協が出資している法人だから、農協と同じように営利を求めないよなという、どこかで縛りがかかっているんですね、意識として。

しかし、私は、その問題を外しました。つまり、初めは収支均衡という路線から、適切な利益を上げて還元するようにすべきであると言いました。なぜかという、営利というのは、営利そのものを組合の目的にするかどうかという話であつて、持続性を担保する上で、営利が全くない状態

でいけるかといつたら、いけないですよ。そもそも、最初から収支均衡を目指して収支均衡するなんというところは曲芸です。恐らく、相当もうけられるようにやつていって、結構もうけが出たので、ちよつと悪い言い方ですけども、税金の方に行かないで、少し費用で落とすような方向で努力してみようかということで会計士さんの知恵をかりる、節税対策をするということはあると思うんですけども、最初からゼロにするようにやるなんというのはほとんど不可能だと思うんです。

そういう意味では、経済的な利益を求めることが、そのこと自体が究極目的にはならないという意味では正しいんですけども、今一番大事なことは、組織にしても、個別経営にしても、持続性なんです。持続的な経営体として、持続的な組織として、地域農業の担い手になり得るかどうか考えたときに、高い収益ということとそれは必ずしも一致しないだろう。

適切なことというものがあればいいわけであつて、しかし、それは現実には困難があります。なぜならば、これだけ価格が何ヵ所高下があつて、となると、もしかすると、高い収益という言葉で実現

できるようなことが求められる局面があるということ。私は私に否定できないと思います。しかし、問題は、それが最終目的かという、そうではないだろう。

そういう意味で、協同組合としての特性を踏まえながら、営利規定ということで十分なので、前のままでいいというのが基本的な私の考えです。

○石田参考人 協同組合の非営利原則というのは、高い利益を上げるかどうかということに関心があるわけじゃないんですよ。得た利益をどう分配するかに関心があるわけですよ。なぜなら、協同組合が上げる利益というのは、組合員さんからの取引の中で利益を上げるわけです。上がるとすれば、利益が上がるわけですよ。

一般の営利企業というのは、第三者との取引の中で営利を上げるから、より安く仕入れて、より高く売つてもうける、そして投資家に還元するというモデルですよ。協同組合は、自分の組合、自分たちがつくつていて、その人たちにサービスを提供して稼ぐわけですから、そこで営利が発生するというのが概念はないわけですよ。もしここで大きな差額が出たら、それは利益を還元するというのがそもそもの協同組合の考え方ですから。

だから、できる限り利益を上げるというのは、私はあの表現に全然違和感を感じていません。でも、それは、最終的には利用者、組合員に還元すればいいんですよ。わかりますね。

問題は、出資配当は地域農協には七%までですよというあれが入っているわけですから、あとは利用配当。だけれども、それだけやつていけば農協経営がよくなるのかというと、決してそうじゃなくて、将来的なことを考えながら内部留保を高めていかなければよくなりませんよね。わかりますか。

非営利原則というのは、金を稼いじゃいけないんじゃないんですよ。わかりますか。わかつたのなら、もうこれで終わります。

○畠山委員 ありがとうございます。最後に聞きたいんですけど、

ですけれども、監査の問題についてお聞きします。

ちよつと北海道に引き寄せた話で恐縮なんですけれども、組織制度というのが北海道はありまして、言つてみれば、対人信用保証に属するものだというふうにいるんですよ。結局、公認会計士などが導入され、監査の制度が変わるといふ点で心配されることの論点の一つに、不採算なところは次々と指摘をされて、いわば切り捨てられる方向に誘導されるのではないかと、おそれが出ています。

そういつたときに、先日北海道へ行つて聞いてきたんですけども、このような組織制度のよいに、対人信用ですからどうなるかわからないというふうなものだとか、あるいは、農家の倉庫なども、言つてみれば、年に二ヵ月か一定の期間しか使われないようなものなかもうリースでいいんじゃないかと、次々その地域の共有財産にもなつていようなことが、これまで業務として必要と考えられてきたことなどについてメスが入るのではないかと、心配があります。

この点は、実際、監査が変わることによつて、現場の組合員、生産者などのように影響が及ぶと思われ、これは谷口参考人の方にお聞きしたいと思います。

○谷口参考人 これは難しく、多分答えることはできないと思いますけれども、あえて申し上げると、組織制度に当たる内容のことを公認会計士がやつた場合には、恐らく、やはり血も涙もない方向に行つちゃうでしょうね。

私はなぜそういうことを申し上げるかということ、会計士の方は、農民の方を見てやるよりも、ほかの監査する方々を見て、どうやっていこうかということを評価されるんだと思うんですよ。そうすると、やはり、全国基準のものでいかにやるかということに走りますよね。地域の事情を十分にそんたくして、彼らのためになるようにやるのは、相当勇気が要ることになつちゃうんじゃないでしょうか。そこところのずれが現実

は生ずるだろう。

組勘というのは、個人の財産の侵害に至るぐら  
いまで極めて細かいことをやるわけですね。例  
えば、ほぼ毎月のように、残高がどれだけ残つて  
いるか、予定された出費に対してほとんど出た、何  
をやったんだ、車を買った、聞いていないぞ、そ  
んな車を買う予定はなかったじゃないかい、いま  
で介入しているわけですよ。

しかし、それは、組合員の関係の中で農協がや  
るから認められているので、そうじゃない人が来  
て、おまえ使い過ぎだ何だと言われたら、これは  
耐えられないんじゃないかと思うんですね。そう  
いうことをやりかねないような現実がやはり公認  
会計士にはあり得るのであつて、むしろ公認会計  
士としてはそっちの方がすばらしいというふう  
に評価されてしまうんじゃないかなというふうに思  
います。

このことをなぜ言うかという、私自身、息子  
がそういう大手の法人の公認会計士をやっている  
わけですね。それで、中小企業から始まつていろ  
いろ見ているのを聞くと、いろいろな業種があつ  
て、とても理解できないと。そこで、やることは  
何かといったら、やはり教科書に書いてあること  
をできるだけ正確に、ちよつと心持ちを入れる程  
度しかできないと言うんですね、たくさんもの  
を扱っている。

そういう現実から見ると、恐らく、組勘でやる  
ものは厳しいことになるだろうけれども、まだ血  
も涙もある、地域の実情を踏まえた形でもって組  
合員との関係が処理できるだろう。

しかし、そこに公認会計士が来れば、物を見  
て、とにかく切りなさいと、単純に土地を取り上  
げるだけみたいに使われてしまうことになるだろ  
う。となると、地域にまさに亀裂を持ち込むよう  
なことになるつまつて、地域農業の姿が、准組  
合員と組合の関係とかが全部崩れてきてしまうこ  
とになりかねないんじゃないか。

そういう点で、業務監査がそういうふうに変わ  
ると、地域農業において相当ゆがみが生じる可能

性は私は高いんじゃないかな。実は、そのことは  
地域農業を発展させるために、よりよい経営がで  
きるために、そして、組勘というのは、だめな経  
営を捨てて、いい経営の土地を回していくんだ、  
資源を回していくんだという建前で一応動いてい  
るんですけども、どうもその建前がうまく実現  
できない方向に向かつて機能してしまうことの方  
を私は恐れているというのが、今のところの感覚  
です。

以上です。

○畠山委員 ありがとうございます。

終わります。

○江藤委員長 これにて午前の参考人に対する質  
疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまし  
て、まことにありがとうございます。今後の委  
員会質疑に必ず生かされるものと信じておりま  
す。委員会を代表いたしまして厚く御礼を重ねて  
申し上げます。ありがとうございます。(拍手)  
午後一時から委員会を再開することとし、この  
際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

午前に引き続き、内閣提出、農業協同組合法等  
の一部を改正する等の法律案及び岸本周平君外三  
名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案  
の両案審査のため、午後の参考人として、有限会  
社横浜ファーム代表取締役社長笠原節夫君、鳥取  
県農業会議会長川上一郎君、農業生産法人有限会  
社新福青果代表取締役社長新福秀秋君及び北海道  
大学名誉教授太田原高昭君、以上四名の方々に御  
出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

す。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい  
ただきまして、まことにありがとうございます。  
参考人各位におかれましては、それぞれの立場  
から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存  
じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、笠原参考人、川上参考人、新福参考人、  
太田原参考人の順に、お一人十五分程度御意見を  
お述べいただき、その後、委員からの質疑に対し  
てお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は  
その都度委員長の許可を得て発言していただくよ  
うお願い申し上げます。また、参考人は委員に対  
して質疑をすることができないことになっており  
ますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、初めに、笠原参考人、お願いいたし  
ます。

○笠原参考人 紹介をいただきました笠原と申し  
ます。

私は、神奈川県に本社を有しまして、茨城県、  
千葉県で養鶏場の採卵鶏二百万羽を飼養してお  
り、卵の生産と販売をしております。

本日は、現場の農業者の一人として意見をさせ  
ていただきますので、よろしくお願いを申し上げ  
ます。

最初に、今回の農協法の改正について発言させ  
ていただきます。

今般の農協法の改正案につきましては、全国約  
七百ある単位農協の自由度や競争力の強化をする  
ことを目的としており、その考え方に賛同いたし  
ております。

地域によって生産作物も違いますし、マーケッ  
トも異なる中で、各単位農協が特徴を出した取り  
組みを行うことが望ましいと思います。

これまでのJAは、系統システムに依存して、  
みずからの力で農産物の販売などを積極的に行っ  
てこなかったのが実態だと思います。そうした実  
態が今回の改革につながったんだと考えておりま

す。

担い手である農業者のためにも、農産物の有利  
販売や資材価格の引き下げによるコスト削減を全  
力で取り組んでもらいたい、農業所得の向上に寄与  
する取り組みをこれまで以上に実施してもらうこと  
が単位農協には求められるのだと考えておりま  
す。

単位農協が創意工夫して、積極的に農産物販売  
をやってほしいというのが私の考え方です。平成  
二十六年産の米の仮渡金の状況からわかるよう  
に、集荷して出荷するだけの委託販売では、なか  
なか価格を引き上げることは難しいと思います。

このような状況の農協を活性化するために、ど  
この部分を変えていくべきかが重要なポイントで  
はないでしょうか。

地域における単位農協は、農業の核となる組織  
です。一方で、農村地域を中心に高齢化が進んで  
おり、基幹的農業従事者の平均年齢も六十六・八  
歳と、担い手の育成は待たなしの状況です。担  
い手の所得を向上させていかなければ、農業界、  
農協自体もシユリンクしていかざるを得ないと思  
います。

そうした問題意識を持って考えると、やはり、  
単位農協の改革についてスピードを上げる必要が  
あり、そのためには、組合長や役員が経営者とし  
て自覚と責任感を持って改革を進めていくことが  
必要だと思います。

今回の法案においては、担い手を中心とした組  
織になることが目指されているので、担い手の意  
見がもつと農協の組織運営に反映されるように  
なってもらえればと考えています。ぜひ地域の担  
い手に単位農協の理事となつてもらい、単位農協  
の競争力を強化してもらえようようにすることが必  
要だと思います。

また、単位農協には、地域の担い手と積極的に  
接してもらい、事業の提案などを今まで以上に  
行っていたいただきたいと思ひます。農協から離れた  
担い手であっても、農協の事業を利用することに  
メリットがあると感じれば農協を利用すると思ひ

ます。農協を離れた経営者も、もともととは地域で一緒に農業をやってきた仲間です。時には意見が対立することがあるかと思いますが、互いに膝を交えて、本音で議論できれば解決策は見えてくるのではないのでしょうか。これまでは腫れ物にさわらないように、そうした議論をお互いが敬遠しているような気がします。

そうした農協を離れた担い手にこそ、積極的に農協が営業をかけて、農協を利用してもらうような提案や事業を行うことが必要だと思えます。

効率だけが全てではありませんけれども、例えば、稲作三ヘクタール規模の農業者十人に声をかけるよりも、三十ヘクタール規模の経営者一人に営業をかけることの方が効率よいのは間違いありません。現に、飼料会社等はそうした営業をかけているのが現実であります。

今後、法人化や規模拡大が進むことは間違いありません。そのときに、農協がこれまでと同じような事業戦略を行っても通じないと思えます。農協には、担い手の経営が発展するような事業提案を行うことが必要であり、そうした取り組みが地域の活性化にも寄与すると思えます。

このような発言を農業法人の経営者が言うのと、農業法人と農協が対立しているような誤解をされていると思えますが、我々もそういうことは望んでおりません。農業界全体とともに発展させるという意識については、農協も農業法人も変わりはないと思えます。

今回の法改正を契機として、現場で農協と農業法人が積極的に議論して、農業界全体の発展に寄与するように切に望みます。

農業界は非常に厳しい経済状況にあるのは事実です。そうした農業界において、農協にも競争力をつけてもらうことは、業界全体の底上げにもつながると思えます。

次に、農業委員会等に関する法律の改正について発言させていただきます。

農業委員会は、農地の番人として、これまで地域でさまざまな業務をしてきたと考えております。

す。

今回の法改正では、農地等の利用の最適化の推進に熱意ある方を農地利用最適化推進委員とすることが盛り込まれております。ぜひとも、農業委員会の下で、推進委員には、法案に記されているとおり、熱意ある方を選任してもらい、農地中間管理機構とも連携し、地域での農地の利用調整や農地集積のコーディネートとしての役割を担ってもらいたいと考えています。

農地の利用調整や集積を図ることは、農地所有者に私有財産である農地を出してもらうことが必要となります。現場で熱意を持ってきめ細かに農地の出し手などに農地中間管理機構の制度などを説明して、農地の利用調整等を図ることが必要です。そのためにも、推進委員を設置することは有効だと考えております。

この推進委員をきちんと機能させるためにも、十分な人員配置とすることが必要であり、予算的な面でもきちんとバックアップすることが必要だと考えております。

また、今回の法案には、都道府県段階と全国段階に農業委員会をサポートする農業委員会ネットワーク機構を指定することが盛り込まれております。この農業委員会ネットワーク機構の業務として、法案には、法人化や経営の合理化に向けた支援と認定農業者など農業担い手の組織化、組織の運営の支援という二つが明記されております。これまで農業法人協会など担い手組織の事務局の多くを全国農業会議所や都道府県の農業会議が担ってまいりましたが、その部分が既存の法律には明記されていませんでした。そこを今回の法案に明文化していただいたことは、業務として明確にそうした活動をできるよりどころとなります。

政府は農業法人を五万法人とするという政策目標を挙げております。こうした政策目標を達成するためにも、都道府県の農業法人協会などの事務局を担う農業会議などが法人化等の支援や担い手の組織化などの業務を強力に推進する体制を整備することが必要であります。そのためにも、十分

な財政的、人的な支援が必要になりますので、その部分もきちんと支援をしてもらえればと考えております。

次に、農業生産法人の要件の見直しについてです。

農業生産法人の構成員要件などを緩和することは、農外からの資金調達手段がふえるという意味では有益だと思います。また、出資などの形で資本が入ってくれば、必然的に経済界などの技術やノウハウといったものが入ってくる可能性も有しております。

ただ、農地というのは、経営資源という側面も持っておりますが、農地法にも明記されているとおり、国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源でもあります。そうした公共性を考慮すれば、あくまでも経営の主体は農業者であるべきで、今回の法案で明記されているとおり、農業者が議決権の過半数を有することが望ましいと考えております。また、生産あつての農業経営ですので、余り所有という部分に注目されることのないように、地域との調和に配慮した上で、農地を農地として活用し、農業生産を行うことをきちんと担保できる仕組みをつくっていただくことが必要だと思っております。

以上、私の意見を述べました。

最後に、農業政策はさまざまな制度が存在しておりますが、それぞれの法律、制度の主役はやはり担い手たる農業者であります。今回の法改正により、担い手たる農業者の所得向上を達成するために、農協や農業委員会組織には、担い手の農業者を育て、支える活動をこれまで以上に進めていただく契機となることを願っております。

以上、私のお願いのコメントとさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

〇江藤委員長 ありがとうございます。

次に、川上参考人、お願いいたします。

〇川上参考人 御紹介にあずかりました川上でございます。私は県職員のOBでございます。その前半は農

業改良普及員、後半は行政業務に携わりました。県を退職後は、JA中央会の専務理事として二期六年間、そして、食農教育支援センターを立ち上げまして、理事長として四年間務めさせていただきました。続いて、今の農業会議会長の任を仰せつかりまして、現在四期九年目となっております。

この間、資料の一ページ目の意見の概要にも述べておりますが、農業振興に当たって、一番難しい問題であり、鍵としておりますことは、重視しておりますことは、地域調和ということでございます。それは、地域の持つ等質性とかあるいは統一性といった、一体性のある機能、そういうものをどう引き出すかということでございます。

しかしながら、昨今の地域は、集落間それから農家間、この格差が広がっておりますし、まして物の見方や考え方が、こういった点での価値観が多様化しております。地域の大切さとか、それに伴って難しさ、こういうものを今本当に痛感しておるところでございます。

そういった観点から考えますと、今回の制度のあり方というのをどういうふうに考えるかといいますと、やはり意識改革を伴うような教育的な手法を基本ベースに置くべきだ、こういうふうに思っております。

本日は、そういう考え方のもとで、御審議中の法案の中での、特に農業委員会法を中心に、私の意見を三点に絞って述べさせていただきます。

この下に図を挙げておりますけれども、これは、今申し上げたような観点から、運動論を展開し、さらにステップアップ戦略というようなことで整理しておるものでございますが、下に挙げておりますように、最後は人である、こういうふう

に認識しております。

二ページ目をごらんいただきたいと思えますが、まず、意見の第一は、農業委員の選出方法あるいは定数のあり方でございます。

まず、これを考える前に、地域の概念というもの

は、とかく便宜的に、市町村行政区域を単位にすることが一般的であります。本来、農業委員会活動をする上では、実効性とか、あるいは地域の機能を引き出すという観点から、やはり、実質地域、一つの限られた効果的な地域を活動拠点にすることが必要だと思っております。

そういう意味で、地域とは、まず基本地域は集落である。広げても数集落。そして、昭和合併が行われましたときの段階の旧市町村区域、これが望ましい、こういうふうにも思っております。図の二にそのイメージを描いておりますけれども、右側に書いておる矢印でちよつとミスプリントがありまして、基本地域と小地域というところまでが実質地域というふうにも考えておるところでございます。

このような考え方から、農業委員の選出方法というのは、実質地域を念頭に置いて選ぶことが大事だというふうにも思っておりますし、同時に、選ばれた後も、実質地域を中心に活動することが望ましい、このように思っております。

つまり、選ばれる側、選ばれる側も、互いに責任と緊張感を持って、そして、それ以上に実質地域というものを考える必要がある。したがって、実質地域から最低でも一人は選ばれるということが望ましいと思っております。

いずれにしても、農業委員会制度の委員というのは、人の力に依拠するものでありまして、この概念なくして成果を得ることは非常に難しいと思っております。

以上のことから、農業委員の選出方法や定数の規定につきましては、原則論にとどめていただきまして、あとは各地域の弾力的な運用を可能にするようなことになっていただけたらと思っております。

次に、下に挙げておりますように、意見の二つ目は、農業委員と農地利用最適化推進委員の関係であります。一言で言えば、これは人間関係論であります。

ここで危惧することがございまして、この連携

をどう進めるかということになりますと、大切な、難しさがあるわけですが、何と申しても、連携という言葉がありますけれども、これは本当に難しい問題だと思っております。

そういうことから、今回、推進委員の身分について、特別職の非常勤地方公務員というふうにしてありますが、結構だと思っておりますけれども、職務において、縦列なのか横列なのか非常にわかりづらいものになっております。

いつとき、農業委員会の指揮のもとというような言葉が報道されたこともありまして、今、現場では戸惑いと不安が根深く広がっております。さらに、農業委員会は市町村の任命、それから農業推進委員は農業委員会の委嘱、こういった差も人間関係をぎくしゃくすることになりはしないか、こういうふうなことを懸念しております。

法律案には、推進委員について、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者というふうにありますように、推進委員は極めてレベルの高い、そして重要な職責を担うものであります。この任務はプライド、それから誇り、これによって支えられて果たせるものでありまして、また連携も、これを認めることでもうまい、このように考えております。

以上のことから、地域から常に尊敬と信頼が得られるような、そして快く推進委員に就任していただけるような、そういう環境づくりをすることが必要でありまして、いま一度、このことについての確たるメッセージをお願いする次第でございます。

次に、意見の公表についてでございます。

これも極めて重要なことでございまして、法律案では、新たな条文を起こして、農地利用の最適化業務に関するところに特化して、関係行政機関に対する意見の提出、このように規定されておりますけれども、農業、農村の問題というのは複雑に絡み合った要因から成り立っておりますので、これを解決するには、農業、農村の全般の問題について意見の公表をすることは必要だというふう

考えます。

したがって、農業委員会の意見公表の内容をさらに充実するということが、これを重く受けとめていただけるような裏づけの整備をお願いしたい、このように思っております。

最後に三番目、三つ目でございます。

まずは、都道府県の農業会議の問題であります。

ネットワークに組織変更ということになります。これに当たって、一つは農業委員会活動の支援ということと、もう一つは財政基盤の維持強化、この二つが課題になります。

ネットワークでの農業委員会に対する活動の支援というのは、諮問に関するチェックと判断の助言、これが大きく挙がります。

改正農地法では、三十アールを一つの基準にして、ここで線引きされておりますけれども、私としては釈然といたしません。なぜなら、三十アール未満を積み上げていきますとそれを超えるわけでありまして、現実には、今までの諮問におきましても、大半は三十アール未満でございます。

そういうことから、こうした機構が行う意見聴取というのは、これは全ての農地ということとさせていただきます。このように考えております。

もう一つの支援は、特に委員の資質向上でございます。私はこれをスーパー農委と名づけまして、見分けて知る、見抜いて解く、見きわめてなすという三つのプロセスを大切に、図の八で一番下に描いておりますように、プロジェクトやセミナーといった方式を導入、実践するとともに、全国に呼びかけてこの確立に努めているものでございます。

こうした研修のあり方といった点で、国段階におかれましては、指導支援を特に切望するものでございます。

最後に、財源の確保についてであります。農業会議を設立して以来、今日に至るまで、国

や都道府県はもとより、関係賛助員の理解と多大な支援によりまして、支障なく今日まで運営してまいりました。これが、今回の新たな法人への移行ということになりまして、法令業務、そういった関係の経費や、あるいは賛助員からの援助の仕組みが変化するようなことになると、これは大変でございます。

どうかこの仕組みが継承されますように、格段の御配慮をお願い申し上げまして、私の意見陳述にかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)  
○江藤委員長 ありがとうございます。

次に、新福参事人、お願いいたします。

○新福参事人 宮崎から参りました農業生産法人有限会社新福青果の新福と申します。

まず、脱サラから四十年ぐらいい、農業界に入りまして従事させていただいておりますが、その中で、この四十年間の経験で得たこと、また、そういう一つの問題、課題を私なりに述べさせていただきます。そして、次の代を担う若い人たちが、明るく、楽しく、元氣よくできるような農業の姿というのを私なりに感じております。よろしく願ひいたします。

まず、現在の農協の問題点、これは、私なりにおさらいすれば、戦後当時の日本で農協を必要とした背景と歴史の中で、主に米を中核とした食料生産、流通方式、そういう中で、当時から、資本主義経済の中で地方農業、農村は、食料生産とあわせて、片一方では人材供給基地として位置づけられた。そして、時代変革とともに、近年、必然的に高齢化、過疎化で地方農業、農村の衰退となってきたのではないかなと思っております。

また、私が、大先輩である地方の農家の人たちに言われた言葉を心に痛切に感じておりますが、戦後、家族が生きたために食料生産に励み、気がつけば、残ったものは老人のしわと借金だけだ、これは私たちも経験しております。

そういう中で、全部の農協が悪いとは思っておりません。中には地域農協でしっかりと腰を据え

て頑張っている元気な農協も存在するということをもう一回考える必要があるんじゃないかなと思っております。

ただし、一部の地域農協では、軸足が、農業経営から、いつの間にか、営農指導から金融事業まで含めた農協経営になってしまっているものもあるということなんです。

地域農協は、農家、地域を守ることをアイデンティティーとしておりますが、そのためには組織自体も守らざるを得ず、組織の生き残り農家利益の間でのジレンマが発生してきている。

一番大切なことは、国民及び消費者、生活者視点から、農業者が安心、安全な食料及び国土環境保全、地域社会基盤整備等にその地域で継続的に価値を発揮及び貢献できるのかであって、国が産業政策と地域政策を分けて取り組む中、農協はその中間点に置いていかれ、議論が混沌としているんじゃないかなと感じております。

そして、農協にはそういう中でどうなってもらいたいのか。

以前、組合員であったころ、規模拡大の中で、当然、人、物、金、情報の中で、お金という投資がかかってきます。時間の制約上、割愛をさせていただきましても、断られた、堅沈させられた経験もありまして、本当に、農業者及び組合員の意欲をそぐものであつてはいけない、やる気を起こすものであつてほしいんだ。これは、今の農業系政策金融機関でも同じことをされております。そういう中で、私たちは、平成七年から、素人の県内外の若手の農家さんを積極的に採用しております。そういう中で、こういう農業系の一つの金融機関にしろ、なかなか投資として見てももらえないというのも農業の一つの問題ではないかなと思っております。

そして、まず、立法、行政にも言えることではありますが、現地、現物、現状、現場の視点に立ち返り、これからその地域で存在価値の立ち位置と方向性をはっきりとつくり、民間では当然やっておりますが、スピード感のあるPDCAを実行し

てもらいたい。

そして、農業者が求めるものと系統農協が求めるものが、近年、ミスマッチが大きくなつてきているのではないかなと思っております。特に、人、物、金、情報等の整備のおくれが顕著化しております。

時代の変化を先取りする自己改革を進め、県連及び各地域農協が新しい取り組みや多様な取り組みにより、より農家の所得向上につながるような営農指導や販売事業を再構築していただき、法人としても取引相手先としても魅力的な農協になっていただきたいと思っております。

農協と連合会、中央会の関係について述べさせていただきます。

本来、協同組合の原則は、利用者である組合員がコントロールしなければならぬのに、地域を守るためには組織を守らなければいけないというジレンマから、いつの間にか、負の面でのトップダウン機能優先、組織優先になつてしまつていく。系統農協の政治的、経済的利益も、高い価格維持を生んでしまつていのではないかなと思っております。

農協は、農家が安く資材を購入するためにつくった組織なのに、農家が農協を通じて肥料などの農業資材を購入すると高くつくという批判がなされてきております。高い資材価格は、最終的には高い食料品価格となつて、消費者の負担をふやす結果となつていっているのではないかなと思っております。

私たち企業経営からすると、さまざまな優遇措置をもつていても、一般企業と同じ条件で対応できていないのではないかなと思っております。戸別所得補償制度の矛盾と疑問というのは、これこそが農業者と地域を分断する諸問題になつていと感じております。

そういう中で、政党及び政治が農村での支持を維持拡大しようと競い合う状況では、核心の問題、課題ははけてきてしまひ、本末転倒しているような気えしてしております。

しっかりと頑張っている地域農協もある中で、今回の農協改革で国民が負のイメージを持てていることは不幸なことでもあります。全中、県連、地域農協、それぞれの役割があり、地域農協は独自性を出せばよいし、地域農協間の力量格差は正のため、県レベルの中央会の営農指導等における役割は私は重要だと思っております。スケールメリットを出すということをもう一回再構築していただきたいと思っております。

今の農協を改革するには何をすればよいのか。今日、現在のままで、組合員になつてもメリットを見出せていない。今の地域農協では、主業農家も兼業農家も高齢農家も同じく一票の議決権を与えられている。私は、そういうところが問題ではないかなと思っております。欧米の農協では、利用高に応じて議決権を認めるという未来志向型の開かれた発展的農協が出現してきております。

そういう中で、農協と行政、政治の立場から、長年、慣習的なアウトソーシング先として行政側も重宝して使ってきたというものもある。そして、現在でも、私たち法人組織及び法人経営者には、地方行政の中では、末端行政からは今でもさまざまな情報はなかなか伝わらない。

食料生産活動と地方農業、農村の問題は、私は別のものとして捉えております。縦軸系統の事情から出現しているような気えを感じております。今後、農協を改革するには、そういう中でリスクを負つて戦略的な販売に取り組める環境を醸成するということ。

また、原点、現地、現物、現状、現場に立ち返り、農家の所得向上と営農を継続する体制の早急な構築をしないと、残された時間はない。

そういう中で、新事業にスピード感を持つて取り組み実績重視の組織になれるように意識改革を実行すること。他産業では、報酬、給与、昇進等に実績は反映されております。

そういう中で、現在は、法人として経済連と一部取引はありますが、対等な関係での取引先とし

て、私たちも有望と感じております。次に、農業委員会改革に進めさせていただきたいと思ひます。

現在の農業委員会の問題点というのは、農地法の思想では、今でも自作農主義であるということ。耕作は従業員が行い、所有は株主に帰属するという株式会社のような農地の所有形態は法律では原則認められておりません。

また、農業委員会の方も、農業に興味及び魅力を感じて就農しようとする非農家出身の人たちのよりどころである農業委員会の敷居の高い対応の仕方では、離れるばかりではないかなと感じております。それこそ、平等と公平を履き違えているような感じさえしております。

次に、配付させていただいているのは、農業セリサスの中での、農業委員会のアンケートをとつたものの結果でございます。

それはまたごらんになり、判断していただければいいと思ひますが、ただ、本音で言えば、農業委員会より、顔見知りの近くの農家を信頼して農地を委託するというのが農家の心情でございます。弊社も、間作を含め、個人対個人の借地、通称、行政用語では間小作と言われております。そういうものを百筆ほど、信頼関係の中で實際借地をさせていただいております。

今後、農業者が加速的に減少する中で、果たして農業委員会を市町村に基本的な一個置くメリットはあるのか。個人的には、私たちも二つの市で百二十五ヘクタール、筆数で約四百筆弱つくらせていただいておりますが、これも、両方とも農業委員会からの情報はなかなか低調でございます。そういう中で、農業委員会の今後の方向をどう改善したらいいのか。

地域農業者者に公平性を持つて、双方向性を持つた農地等の情報を提供できる仕組みを構築、整備してもらいたい。そんな難しいことではないと思ひます。例えば、私たち法人組織及び法人経営者には、地方行政の中でも現場に近い市町村や農業委員会からの情報も少なく、これらの情報は、

長年の組織の慣習で、流しやすいくところしか流されていなく感じております。

やはり、委員会、委員のスキルとモチベーションアップに加えて、中長期的な行動計画、展望を持った活動が私は必要ではないかと思っております。

このためには、農業委員、また新設される最適化推進委員に求められる定数、質を確保できる報酬を支えられる恒久的な予算の確保が私は必要だと思っております。

今の農業委員会を改革するにはありますが、農地の相続については、農地法ではなく民法で規定されております。相続は現業者でなくても可能だということ、ここに矛盾を持っている。

農業委員の構成は、認定農業者を過半とするだけでなく、農業を支えている地域の他産業の人たち、また消費者等の一定数の参加を求める仕組みも私は必要じゃないかと思っております。

農地の所有者のための農業委員会なのか、農地を利用する利用者のための農業委員会なのか。時代が変わる中で、六十年基本的に運営が変わらないこと自体が問題であると思っております。

民間では常識的であります、中長期的な計画、展望に対する工程策定及び関係部署による実績評価法が私は有効じゃないかと思っております。

農業委員の能力向上や資格の付与、これは国の責任で実施するべきだと思っております。市町村長の推薦と議会承認では、人柄は評価できても實力ははかれない。

弊社の分散農場を以前分析したところ、この分散農場にしろ、経常純益で三パーから五パー前後損失しております。そういう中では、今般のこの農業委員会、農地法の一つの改正のつけどころは私たちが評価しておりますが、こういうものを全国的にしたとき、相当な国の損失になっているんじゃないかな、私はそちらの方を危惧しております。

最後になりましたが、農地は所有者からすれば

資産であります、使わなくても。農地として活用されて初めて財産となり得る。使われなくなつた農地は、国民からすれば負債であり、ある視点でいえば、国土利用と保全の公共性、公共財でもあるということをもう一回冒頭お話しさせていただいて、終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○江藤委員長 ありがとうございます。

次に、太田原参考人、お願いいたします。

○太田原参考人 北海道から参りました太田原でございます。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕

私は、長年、農協問題を専門に研究してまいりましたが、なぜ、今、農協や農業委員会の改革が政府から出てくるのか分かりません。提出されている政府案のベースになっている規制改革会議の農業改革への意見の書き出しは、我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次世代の後継者問題、受け手が必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる環境は危機的状況にあると言えらうというふうになっております。

そのとおりだと思いますが、そう言ったのはなぜでしょうか。素直に考えれば、食料自給率三九%というところまで追い込んだ農産物貿易自由化を初め、これまでの農政に原因があるのですから、この状況を変えるためには農政の転換が必要だというのが普通の人の考えではないでしょうか。

ところが、規制改革会議は、農政の責任には全く触れず、農協や農業委員会の改革が必要だとしてゐる。これは責任の転嫁ではありませんか。国会議員の皆さんに徹底して議論していただきたいのは、まずこのところでございます。

恐らく、こうした認識の根底には、我が国の農業が零細で非効率であり、これを思い切つて大規模化し、企業化することが解決の道なのだから、零細な農家を守っている農協や農業委員会を変え

なければならぬという考え方があるのだと思ひます。

しかし、アメリカやオーストラリアと比較して零細だというのは間違いです。世界農業センサスという農業統計がありますが、それを実施している八十一カ国の農業経営規模を合算すると、一ヘクタール以下が七三%、二ヘクタール以下で八五%、五ヘクタール以下では実に九五%となります。日本の農家の平均は一・六ヘクタールですから、これは世界標準規模であります。

国連は、昨年、二〇一四年を国際家族農業年とすることを決議したことは御存じだと思いますが、その問題意識は、今世紀半ばにも九十億に達すると見られる人口爆発、このふえ続ける人口を誰が養うのかというところにあります。アメリカやオーストラリアの大規模農業の生産力は限界に達しておりますから、人口爆発の中心となつてゐるアジア、アフリカの農業を近代化し、生産力を高めるしかない。そのためには、この地域に圧倒的に多い小規模な家族経営に思い切つた投資をしなければならぬというのが国連決議の趣旨であります。

そうした問題状況の中で、日本の農業はどのような位置づけにあるのでしょうか。

この問題について、国連の世界食料保障委員会の報告書、これは農文協から訳本が出ておりますが、この報告書には、日本は小規模農業部門の経験を世界に提供できる存在であるというふうになっております。どういうことかといいますと、日本は、小規模家族経営が小規模のままで近代化に成功し、生産力を高めた唯一の国なのであります。

ごく大ざっぱに申し上げると、日本の農業は、江戸時代までは恐らく他の稲作国と同じような技術水準にありましたが、明治維新後にいわゆる明治農法で単位面積当たり収量を倍加させ、戦後の農地改革によつてそれをさらに倍加させました。そして、農業基本法下の構造改善事業によつて、集中的な農業投資を行い、圃場を大型化し、機械

を入れて、労働生産性を飛躍的に引き上げました。

アジア、アフリカの小規模家族農業にとつて、これは将来の可能性を示すものであり、その意味で、日本の農業は世界の希望の星となっているのであります。

このような成果が得られたのはなぜでしょうか。政府による農業投資とともに、農協制度、農業委員会制度、農業共済制度、農業改良普及制度など、農家への支援体制が大きな力となつてきたことは明らかであります。特に農協が、農家の生産と生活を両面から守る総合農協という我が国独自の組織、事業形態を創造的に発展させてきたことが重要であるというふうになっております。

この日本型総合農協は国際的にも高い評価を得ております。

お手元にあるブックレットは、私が規制改革会議の農業改革への意見の逐条批判を試みたものでありますが、ぜひ先生方の参考にしていただきたいと思つております。

この本の四十七ページをちょっとあけてください。四十七ページの最上段に、一九八〇年のICA、国際協同組合同盟であります、その世界大会における当時のレイドロウ会長の報告の引用がございます。真ん中あたりから、ちょっと読んでみます。

典型的な日本の状況のなかで総合農協が何をし、どんなサービスを提供しているかを考えてみたい。それは生産資材の供給、農産物の販売をしている。貯蓄信用組織であり、保険の取り扱い店であり、生活物資の供給センターである。さらに医療サービスやある地域では病院での診療や治療も提供している。農民に対しては営農指導もし、文化活動のためのコミュニティセンターも運営している。要するにこの種の協同組合はできるだけ広範な経済的、社会的サービスを提供している。総合農協がなければ、農民の生活や地域社会全体は、まったく異なつたものとなる。

これは、世界の協同組合の大会で報告されていることであります。

その下段には、ICAのテキストと言われるジョン・ストーン・バーチャルという人の本がありますが、その中でも、後ろの方に、「日本の農協は、国際協同組合運動にとって「アジア・環太平洋地域における最大のサクセス・ストーリー」である」と高い評価を与えている」と評価していることも紹介しております。

こうした評価があるからこそ、ICAは、今回の日本の農協改革に対していち早く関心を持って調査団を派遣しました。そして、その報告書の中で、日本政府が立ち上げたこのプロセスは、どんな言葉を政府から語られようと、脱協同組合化にほかならないという大変強い批判を行っております。このような批判を受けること自体、反論はもちろんでしょうけれども、先進国として極めて恥ずかしいことなんだということを言っておく必要があるだろうと思います。

国民の代表である先生方をお願いしたいことは、このような実績を築き上げてきた国内の農業者と彼らがつくる協同組合を壊すことではなくて、その努力を正當に評価し、政治の力でそれを守っていただくということであります。よろしく願います。

次に、規制改革会議の提言は、余りに過激で乱暴なものだったために、自民党のプロジェクトチームの先生方の努力で、これがそのまま実施されるということになったようであります。そのことは大変よかったと思っておりますが、提案されている法案を見ると、焦点となっていた中央会の扱いのほかにも、多くの点でやはりこの提言がベースになっていると思われるところがあつて、これでいいのかと心配しております。

例えば、農業協同組合及び連合会は、その選択により、新設分割や株式会社、一般社団法人、生協、社会医療法人への組織変更ができるとの規定がありますが、これは、選択制とはいえ、総合農協の解体に通じるものではないでしょうか。

総合農協は、農業面での事業とともに多くの生活関連事業を行っており、農家の営農と生活のよりどころとなっております。それだけでなく、地域住民が准組合員となつてこれらの事業を利用することにより、地域における生活の支えにもなっております。

特に、北海道などは過疎地が多いわけでありますが、こういうところでは金融機関や商店が次々と撤退し、ガソリンスタンドは農協のものしかない、生鮮食品もAコープでしか売っていないというような地域がどんどんふえております。農協はまさに地域のライフラインとなっているのでありますが、これは総合農協の一体経営の中で初めてできることであります。

総合農協を解体させるならば、地域は生活を守る最後のとりでを失つて、まさに地方消滅の道をたどることになるでしょう。このこと一つとっても、政府案では現場に混乱をもたらすだけでありまして、私は到底賛成することはできません。廃案が適当かと思っております。

それでは、農協は改革しなくてよいのかという点、そんなことはありません。今までの参考人もる申し上げていたように、いろいろな問題がございます。しかし、それは法律を変えたからできるというものではないと思います。むしろ農協の自己改革に期待しなければならぬわけでありまして、今まで農協は何の改革もしてこなかったかのようなことを言う論説もありますけれども、そうではない。

この一枚の、これは農林中金で出している農林金融という雑誌に私が書いたものであります。これは後からごらんになってください。これまでの戦後農協の歩みは自己改革の連続であり、その中で大きなエポックが三つあったということが書いてあります。

第一は、戦後間もなくのころの再建整備の時代であつて、これは農林省主導で行われたもので、とても自主改革と言えるものではありませんが、農家がみずからの出資で農協を再建させたこと

で、農業会の看板かけかえと言われた戦後農協が、おらが農協になったという意味で、大変重要な転換点であつたと思います。

二番目が、一九六〇年代から七〇年代にかけて、総合農協と専門農協の合併が進んだ時期であります。

それまで、食糧依存の米麦農協と言われた総合農協が、専門農協の施設、人材を引き継ぐことで、営農指導やマーケティングの力をつけ、農業の総合的發展に寄与するようになりました。私は、これ以降の農協を新総合農協と言つてよいという論文を書いたことがあります。

三つ目が現在でありまして、これは一九九一年の全国農協大会で決定された組織、事業改革であります。

それまでの農協の組織は、行政組織に対応した一町村一農協、それから、全国、都道府県、市町村という三段階組織であつたわけでありましたけれども、それを広域農協と二段階組織に改め、つまり、それまでの農協が農政の下請機関という一面を持っていたわけでありましたが、そこから脱却しようとするという非常に重要な内容を含んでおります。これは二十年以上前に出た方針でありますけれども、いまだ未完の、改革途上の課題でありまして、最近出されているJA自己改革要綱もこの線上に位置づけられているものであります。

最後になりますが、今政治がやるべきことは、法律で上から改革を押しつけるのではなく、農協の自己改革を後押しして、それが大きな成果を上げることができるよう、農業をめぐる環境を整えていくことではないかということをお願いして、私の陳述を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔齋藤健〕委員長代理退席、委員長着席

○江藤委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○江藤委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武部新吾。

○武部委員 自由民主党の武部新吾です。

参考人の皆様方、本日は、大変貴重なお話をありがとうございました。

今回のJA改革というのは、地域の農協が地域の農業者の皆さんと協力して、農業所得の向上に力を発揮してもらいたいというのが目的でありまして、きょうは、午前中は、生産現場から、主に家族経営、法人の方もいらっしゃるけれども、どちらかというと規模の小さい農家の方、そして午後は、農業法人でも、大型経営をされている笠原さんと新福さんにお越しいただきました。

先ほど、新福さんのお話の中で、今、農業者と農協の間で求めるもののミスマッチが起きているというお話がございました。まさにそのミスマッチをどう解消していくかというのが、今回、この農協改革を進める上で重要になってくると思うんですけれども、担い手を初め農業者の方々が地域の農協に最も期待している役割というのは、新福さんはその役割についてどうお考えになつていらっしゃるか、所見を聞きたいと思つております。

○新福参考人 四十年と先ほど申しましたが、私も一時期、組合員でございました。その当時に振り返れば、営農指導、例えばこういう害虫が出たが見に来てくれぬか、現場までお越しになつて指導等をしていただきました。今、そういうものがほとんどなくなつて、先ほど述べたと思いますが、やはりそういう信用、金融事業、これは時代の変化の中で、やはりJAさんの組織を守るためにという一つの、結果的には組合員を守るためにもあつたと私は思うんですね。

私は組合員ではなくなりましたけれども、私はそれを、先ほどの話の中では、農協を潰せと言っているんじゃないかと、農協はその地域で必要でないか必要であるか、やれるのかやれないのか、そういうことを大切にしたいとき、やはり現場というものがある点で、もう一回農協に頑張ってもらいたいという中で営農指導というのを描いたつもりで

ございます。

それが一つのミスマッチのスタートでございまして、あとは、先ほども言いましたが、資金の相談、販売の相談をしたとき、どうしても淡泊になり出したのかなと思っております。よろしいでしょうか。

○武部委員 新福参考人、ありがとうございます。

要するに、本来J Aがやるべき営農指導とか、それを親身に生産者の方々と計画的に進めていく体制をつくるのが大事だということだと思っております。

その上で、新福さんのお話の中に、笠原さんも経営感覚が大事だというお話、新福さんも同じお話だったと思いますけれども、中でも、農協経営ではなくて農業経営だ、今のお話につながるころだと思っております。

まさに、農業経営を進めていく上で、なおかつ、我々は今までのいいものをつくるということとを、生産者の方々は非常に頑張ってきていただいて、技術も高くなってきたんですけども、これを消費者ニーズに合わせてどう高く売っていくかということがこれから地域農協に求められてくるんだというふうに思います。

その上では、やはり農協も経営感覚が必要になってくる。農業経営感覚もそうだし、農協をやっていく上でも、本来の仕事しながら経営をうまくやっていくというのが必要になってくるというふうに思います。

今回の改正案の中で、理事の過半を、認定農業者、または、農産物販売、法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないということにしています。もちろん、農業経営もそうでありまされども、しっかりと農協も、物、人、それから情報、こういったものをうまく活用して経営していくことが大事なんだと思います。

農協の経営感覚について、笠原参考人と新福参考人にお聞きしたいんですけども、今の農協の経営感覚についてはどう評価されているか、それ

から、どうすれば農協が経営感覚を発揮して、有利販売、コスト削減に積極的に取り組んでいけるか、御所見があれば伺いたいと思います。

○笠原参考人 今は皆さんも御存じのとおり、地方へ行きますと、DIYホームセンターが農村の中に大変できています。あのお客さんは、まさに農協の組合員なんです。これを農協が放置していくという感覚がわからない。これが経営感覚ですね。一つがそういうことであります。

それから、もう一つは、今のマーケットの変化を、三十年間、私は鶏卵の販売をしておりますけれども、商店街から始まりまして、棚売り販売、ボランティアチェーン、それからチェーンストア協会とだんだん変わってきています。特に、チェーンストア協会、日本に幾つかあります。今はほとんど単独の集まりですけれども、店舗はございません。今は系列化して、大きなスーパー

さんが日本の何十%ものシェアを持っています。これに対する対応をきちんとしておかなければ、幾らいいものをつくっても対応できないんですね。

私の業界を申し上げますと、一億五千万羽、私が養鶏業界を父親から譲ってもらったのは約四十年前ですが、当時の養鶏家登録は、多分、正確には覚えていませんけれども、三十万軒あったと思います。今は二千三百軒強だと思っております。これが今の、物価のエリートとなっている卵を我々の業界が支えてきた。それで、物価のエリートになっています。これは、マーケットに準じて対応してきた。大変苦しい経営をしなければ、今現在も世界に冠たる競争力を持っております。

唯一、我々が危惧していることは、これを維持して発展させるためにはどうしたらいいかということ。それは、原料です。農業生産者にいっぱいつくっていただく穀物、飼料、こういうものが我々の畜産業界と融合してコラボすれば、本当に強い誇りを持てる農業政策になるだろう、私はそういう誇りで鶏を飼っていますし、また、日本の農業人はそういうつもりでやっている方が多く

います。それを酌み取りながら、地域地域の農協さんが肌で接して改革をしていく、こういうことが非常に大事だと思います。

経営感覚でいけば、もう議論している時間がありません。先ほど申しましたとおり、就農年齢が六十六・八です。待たなすです。そういう意味で、少しきつい言葉になりますけれども、そういう感覚で、農協には経営感覚を議論する前に、実践で数字を上げてもらいたい、こういうふうに思っています。

以上です。

○新福参考人 笠原さんも言われたように、私たち民間でいえば、実績評価なんです。先ほどもお話ししたように、私たちが四年前に、口蹄疫、鳥インフル、新燃岳と、宮崎県では大変な被害を受けました。売り上げも、数字でいえば二億五千万ほど一年で落ちました。これは畜産ではございません。野菜です。これは、風評被害ということで、実際は起り得ることなんです。危機管理の中では、そういう中で、農協も同じことが私は言えるんだと思うんですね。

そういう中で、先ほど申しましたように、もうちょっと農協は頑張らないかぬがな、そういう熱い思いを私は持ちながら、組合員ではないけれども、

しかしながら、農協を潰したとき、私たち企業農業が発展、継続できるのか。私は、できないと思う。そういう歴史の中のノウハウ、信頼関係、ブランド、そういう地域だからこそ、つながりが出てきたと思うんです。

宮崎県は、信連、経済連、私たち社団法人宮崎県農業法人経営者協会、総会員数で百五十社ちょっとありますが、そういう中で、お互いの強みと弱み、お互いの強みと弱み、これを持合いましようということで、去年からスタートしております。そういうものが、今後の地方農業、農村の中で、生産、販売まで、今まで点でございましたが、一つの線として生かされればなと私なりに思っております。

回答にはなつたでしょうか。よろしくお願いいたします。

○武部委員 ありがとうございます。大変いいお話をお伺いさせていただきました。

今、新福参考人は、今は組合員じゃないとおっしゃっていましたが、笠原参考人もお話の中で、今回のJ A改革が、J Aと農業法人がこれを契機に協力関係、ともに発展する機会になる可能性があるというお話をされていて、大変これは興味深いなと思って聞いておりました。

それで、今もお話があったとおり、マーケットのこと、笠原さんや新福さんが培われてきた情報網ですとかネットワークですとか、そういったことが、恐らくこれから地域農協にも必要になってくるんだと思うんですね。そういった協力関係で、地域の農協も発展させることができるようになるということだと思っております。

もう一つ、笠原さんのお話の中で、担い手を育成していくかなきゃいけないんだ、新福さんもそうだけれども、会社の中でも若い人達を雇って、そしてそれを、また次の担い手として出すというようなことも、これはやらなきゃいけないけれども、これも大変な作業だと思っております。

そういったいろいろな意味で、具体的に地域の農協と農業法人が協力していける分野といますか、期待している分野といますか、そのことについて、笠原さんと新福さんにお話しただければと思います。

○笠原参考人 私の一例で申し上げますと、私は今、餌の関係で全農さんと大きい取引をしています。これは二十五年前まではゼロでした。それを三段方式で、農協さん、系統、全農、こういう流れの中で、なかなか原価が見えなかったということがございまして、今は全農さんと大きなパイプを結んでおります。

それは、先ほど申し上げましたけれども、我々の業界が寡占化になったという流れの中に入っていることも事実です。しかし、先ほど申したとおり、今現在を考えま

すと、マーケットから見ますと、農協だとか農業法人だとかという、いわば対立構造ではなくて、一つの作物、いわば需要と供給のバランスを、今現在一番いいタイミングでやればいいのか、誰がどこでやればいいのか、こういうことが非常に問われます。

買う側のスーパーさんから見ても、一年間安定的に供給できるのは誰だ、こういう質問も来ます。逆に、生産側からすれば、この地域はこの何月に生産はできるけれども、これは、供給は安定できるのは三カ月ですよ、こういうようなアンバランスが出てくるわけです。

ここに、もともと持っている系統さんの、先ほどの系統システムではなくて、やはり市場ともきちんとした仕組みを持つていけるわけです。また力もあります。そこに、我々のいわば農業法人、そういうものをきちんと取り込んだ中で、市場に評価される仕組みと一緒に、こういうことは一番短い時間でできるのではないかな、私はこう思います。

これは、理屈ではなくて、もう求められてます。御存じのとおり、スーパーへ行ってみると、顔の見える野菜とか、顔の見える畜産となってます。スーパーさんにずっと農家の写真、おらがつくつたと。私も息子の写真が出ています。こういう形は、まさしく地元の農協さんの経営感覚を直していただいて、もう少し改善をしてもらえば、私は、共同してやるのが短い時間でいくんじやないかな、そんな思いを持っています。

以上でございます。

○新福参考人 先ほどの補足になりますけれども、私が脱サラした四十年前というのは、淡い夢というのがございました。それは個人の農業で田舎暮らしができること、これは今でもその半分は消えておりません。しかしながら、この時代の変化の中で、周りが、四十年前近く前から、後継者がいないよ、高齢化していくというのを見てきました。その中で、農協の一つの衰退というのの寂しいながら見てまいりました。

その中で、私たち新福青果のブランドというのも確かにあります、小さいながら。しかし、その地域の農協を通せば、やはりブランドという信用の中で高く売れている。先ほども述べましたが、そういう相当な経費と信頼関係のつくり方に農協というのは投資をしてきたはずなんです。

そういう中で、私たちもそういう地域の一人として、組合員ではございませんが、新たなつながり、連携、こういうものが私は必要ではないかなと。

もう一つ、宮崎県都城市でございますが、ここには約一万二、三千ヘクタール、広大な農地がございます。その中で、当然ながら耕作放棄地というのがありますけれども、私たちが求めている農地を、農協さんと情報をつなぎながら、総合的な分合とか分割とか、そういうものができないかなと。本来はこれは農業委員会がしなければいけないことなんです。それを私たちが、そういう一つののしる、そういう農地のものとしても、技術としても、情報がないから、ばらばらにコストをかけてやっていくのが現状でございます。

私が言いたいのは、そういう時代の変化の時流に合わせていければ、農協として、私たち個人農業経営者として、その地域では生活できないし、事業としてまず成り立たないということを確認していただきたい。

そういう中で、私たちは、新福青果グループ会社として、約七十名の雇用がございます。その中で、生産現場というのは、先ほどもちよつと述べさせていただきましたが、二十年前から先行投資という形で、若い人たちが農業に打ち込めるような環境整備、例えば日曜、祭日を休むとか、福利厚生で社会保険に加入するとか、退職金制度を入れるとか、そういうところをやれば、正直、私たち、百二十五ヘクタールの中で、生産現場の平均年齢は二十六・五歳前後でございます、それは描いたものじゃなくて、そういう農協さん、地域と同じような取り組みをすれば若い人たちは興味を示しているんだ、そういうところを、新福青果が

地域にある限り、そういう農協さんと手を組んで連携を持つてやっていけば一つのモデルになるんじゃないかなと私は思っております。

よろしく願っています。

○武部委員 ありがとうございます。川上参考人にお聞きしたいと思っております。

最後の質問になると思いますが、川上参考人から、農業委員と推進委員、この信頼関係が大事だということ、連携協力が何よりも必要で、それが農業委員会の仕事をさらに力を発揮されるというお話を伺いました。

連携強化も大切だと思うんですけども、これからの制度でありますから、農業委員と推進委員の役割分担といいますか、農業委員は何をするんだ、推進委員は何をするんだ、笠原参考人からも、推進委員には熱意を持った人になってほしいというように御要請もありましたけれども、これについて、川上参考人のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○川上参考人 農業委員と推進委員の役割分担では、示されておりますように、推進委員は農地利用の最適化と。これは今の課題でありますから、かなりウエイトも高いわけですし、当然のこと、一人でするよりも手分けをして、あるいは専門的にという点では理解できると思っています。

ただ、いろいろな問題が絡んでくるわけでありまして、当然、農業委員会の業務である農業委員の業務、このこととの関連なくして推進委員は役割を果たすことはできません。

そこに連携ということが起きてくるわけでありまして、その連携の中で、ただ役割を分けておるからそれぞれでやってくださいといいますが、地域の担当が別々であればこれもまたマッチできませんし、それから何よりも、人間関係を申し上げましたけれども、そのところで上下が生じますと気持ちが悪くありません。

そういう意味で、私の個人的な感覚ですけれども、役割を分けることはいいいわけですが、まず名称において、対等的な表現が欲しい。

それは、例えば農業委員に対して、特任農業委員は農地利用最適化担当というような推進担当、こういうような形で名前から始めて役割分担をすれば、後々いろいろな形で連携がとりやすくなりますし、それから、農業委員の方では地域担当ということは示されておられません。それは現行もそうです。ですが、現実にはほとんどのところが農業委員さんは地域担当をしております。そこが拠点でなければ、広域な観点から、大所高所といえますけれども、それではやはりきめ細かく行き届いたことにならない。

そういう意味で、職務上の地位もあわせて、そして役割分担はさらに明確にしてということをお願いしております。

以上でございます。

○武部委員 大変ありがとうございます。

質問を終わります。

○江藤委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔です。

四人の参考人の先生、ありがとうございます。それぞれに貴重な御意見を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

私から何点か、今後の質疑の参考ということでお聞かせをいただきたいと思っております。

まず、今回の法律は、六十年ぶりの農協の大改革、こういうことでもございますけれども、端的に二点、それぞれの先生にお伺いしたいんですけれども、一つは、農協はこれからの必要なのかどうか。そしてもう一つは、どなたも今のままでいいということはおっしゃっていませんかと思っておりますから、どこを変えればいいのか。この二点について、笠原参考人から順次、せっかく来ていただいておりますから、四名の参考人に御意見を伺いたいと思います。

○笠原参考人 大変答えにくいんですけども、先ほどから申し上げていると思いますけれども、農協が必要かどうかという、今のままでは価値がない。ということは、今の組織をどうやって生かすか、これに限ると思っております。

それで、やはり我々事業をやっているもので、これだけ長い間後継者が育たなかったというのは、若い人から見て魅力がなかったということだと思ひます。そういう意味では、今のままでは必要ない、改善をスピードアップして変えることであれば、今まで持っているノウハウもありませんし、やはり地域地域の問題でもありますから、スピード感の改革によるということに限ると思ひます。

変え方ですけれども、私は、今まで農協さん同士の競争があつたかどうかというのは、なかったと思ひます。どこかの商売でも、業界内で競争感があつて、初めて農協のいい悪いが出てくると思ひます。その中で、やはり農協さんの質の改善ができたと思ひます。

その農協間の競争が今までなかったということは、今のままでは必要ないのかな、競争があつてこそ、必要な農協が出てくるし、必要ではない農協が出てくるんだらう、その責任を持つのはトップである組合長、あるいは役員の考え方だ、こんなような思ひです。

それ以上、なかなか、今すぐに答えることはできませんけれども、以上でございます。

○川上参考人 まず、農協が必要かどうかということですが、私は、総合農協として必要だということに考えております。

それは、まずは一番の根本にありますのは家庭であります。そして、地域であります。それを受けて農協がいろいろな形で対応するわけですから、総合農協でなければなりません。ただ、農協は、もうからないことも、大事なことはやらなきゃならぬ。そこに総合農協としての意味があると思ひております。

どこを変えればいいのかということでございますが、これは一言で言つて、私は営農主体型のJA改革と名づけておりますが、このことに尽きるところでおります。

それは、やり方としましては、まず、生産部会、ここをきちんと強くしなきゃなりません。個

人個人で自己完結できない部分というのはたくさんございまして、それが共同販売であり共同生産ということにつながっていきます。あるいは加工もそうでありまして。そういうことを実質的に実践できるのは、生産部会でありまして。

その生産部会を強いのにするためには、当然、指導段階におります営農指導員、これの資質は問われてきます。営農指導員は、従来は技術指導中心でございました。続いて経営指導に移りました。今度は加工、販売までということに、一連した流れの中で対応しなきゃなりません。この営農指導員の資質、ここが一番問われてきておると思ひております。

同時に、理事会であります執行部の考え方、これが営農主体型のJA改革ということのスローガンに置かなければ実行に移せません。

ただ、運営の方では、営農主体型になればなるほど経費がかかってくるまい。そういう面で、どうしても赤字を出しちゃならぬというのが執行部の考え方になるわけでありまして、ここは、損をしてもならず、もうけてもならずという非常に際どいところを今運営しておるといふのが事実でありまして、やはりそういう面から見て、第一に生産部会を基点にして運営するということを総会も含めて全体的に認めて合つて、協力し合つていく、そこには総合農協の力しかないだらう、このように考えております。

以上でございます。

○新福参考人 粗っぽい意見ですけども、必要であるか必要でないか、私は大局的には、将来的には必要だと思ひます。ただ、現時点ではメリットを感じないから利用しない、それが正直な話でございます。

そういう改革というのが組織内でされれば、スケールメリットが出てくるだらうし、先ほども述べましたが、そういう農協のブランドというのは、信用力は、私たちが一経営者として弱いところなんです。そういうものを早急に是正もしなくては改革をしていただければ、農協というのは、

私たちが経営で一番コアになり得る一つの団体であるんじゃないかなと思ひております。

また、ある面では六次産業化という、六次産業化法で今どんどん進めておりますが、私たち一農業者が六次産業化を進めるのは限界が来ます。そういう中で、地域のリーダーといひますか、まとめる人が、六次産業化法でも農協が引っ張つていってくだされば、私たちもそういう中で協力できるところは協力しながら、また私たちの経営にもそれを反映させていけるんじゃないかなと思ひております。

以上です。

○太田原参考人 農協は今後必要かどうか。質問なさつた石田委員の問題意識とはちよつと違つたかもしれませんが、実はこれは農水省にとつて結構深刻な問題でありまして、農水省は、もう十年くらい前になりますか、農協のあり方研究会というものをつくつて、まさにこれから農協は必要かどうかという議論をやつたわけでありまして。

それはどういふことかという、それまで農水省、農林行政にとつて農協は絶対に必要だつたわけですね。なぜならば、食糧制度があつたから。食糧制度がある限り、農協の協力なしにはできない。しかも、農協の主要業務はほとんど食糧制度に基づく国の業務の代行である、こういう時代がありました。しかし、食糧制度がなくなる、この時点で農協と行政はどういふ関係を結ぶべきか。要するに、安易な農協依存はやめようという脱農協宣言を農水はしたわけでありまして。

しかし、食糧制度はなくなつたんですけども、減反政策がある限り、減反政策は農協の協力なしには絶対にできません。しかし、その減反政策も間もなくやめる。そうすると、いよいよ農水自身が農協から卒業できるのではないかと。農協は今後も必要かといふのはそこから出てくる一つの問題なのでありますが、農家組合員にとつては、今後ますます必要であるということは明確であります。

農協は、農家組合員の共同販売、共同購入とい

うことをこれからまさにみずからの任務としてやつていかなければならないわけでありまして、そこで、今、大型法人と農協との協力関係という大変いいお話が出ておりましたけれども、これからの行政と農協の関係にも同じことが言えるわけでありまして、これは今までのような下請関係とかそういうことではなくて、まさに対等なパートナーとして日本農業を支えていく、そういう関係でいくべきではないだらうか、そういうふうと思ひております。

それから、これもちよつと外れるかもしれませんが、協同組合というのは仲よしクラブで競争がない、だから進歩がないという、結構古い古さされたフレーズがありますけれども、そんなことはなくて、先生方はよく御存じのように、各県、各産地で激烈な産地間競争をやっているわけでありまして。この産地間競争を通じて、米を見ても、どんどんおいしい米ができてくるし、イチゴなんかを見ても、すばらしいイチゴが出てくる。

ですから、今後も競争というのは続け、協同組合は競争と無縁だなんてことはありません。ただ、協同組合の産地間競争というのは、これはスポーツの、いわば団体競争なんです。団体競争で、競争をすればするほど中はしつかりまとまらなきゃならない、切磋琢磨しなければならぬ。そういうことをしながら常に競争していく。

農業の産地間競争というのは……(石田(祝)委員「聞いたことに答えていただいて、余り時間がないんです」と呼ぶ)よろしいですか。

終わります。

○石田(祝)委員 参考人に来ていただいて、発言に注文をつけて申しわけなかつたんですが、二十分という中でできるだけお聞きしたいと思ひましたので。

今、私は直接的に農協について、今後を含めて必要かという、これは農協にとつて失礼な質問だったかもしれないけれども、四人の方は、必要だという方が現時点で二人、あと、改革すればというお答えだったというふうに思ひます。

私も、去年からずっとこの問題に携わってまいりまして、今回、法案という形で与党として提出をさせていただいた、こういうことでございませう。ですから、我々も、私個人としても、農協には地域での大事な役割があると。

実は、私の本籍地も大変な田舎でございまして、そこにはもうほとんど何も無い、こういう状況なんです。もちろん金融機関、銀行なんかもございませう。そういうところで、地域に住んでいる方をどう支えていくかという意味で、私は、農協は社会のインフラとしてはどうしてもこれからは頑張らなければならぬ、しかし改革は必要だ。こういうことで、今回の法律は、我々としても責任を持って出した以上は成立をさせていって、そういう中で改革にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、今回、それぞれ与党、野党の御推薦で来ていただいておりますので、私は与党の立場でありますけれども、来ていただいた以上は、やはり野党の御推薦の方にも意見をお伺いしようというところで、今お伺いしたところでございます。笠原参考人とお新福参考人にお伺いしたいんですけれども、これまで御自身で、私から見ると、本当に企業経営者マインドを持って進めてこられたというふうに思います。

私の地元でもミョウガをつくっている産地がありまして、そこは後継者がいないというよりも、後継者をやりたいという人が多くて、私が直接聞いた中では、今やっている経営者、お父さんですね、お父さんが、もう後継者は俺が決めるんだ、子供が二人も三人もやりたいと言っているんだけれども、全員にやらせないんだと。ですから、極端なことを言うと、後継者対策なんて要らないんだ、もうかればみんなやるんだ、こういうふうには思ってきたんです。

今度はお二人に、いわゆるもうかる農業としてどういう点を心がけてこられたのか、時間も余りありませんので、端的にお答えをお願いしたいと思

います。

○笠原参考人 私、四十年前、千葉に行って何をしたかという、自分の卵を自分の価格で売りたい、こういうことでやってきました。

当時、父親の財産を肩に設備投資をしたんですけれども、鶏卵相場というのが日経新聞に出ましても、その相場で事業計画を立てるんですが、当時の銀行さんは、この相場は本当かという、私にもわからないんですね、需要と供給ですから。これはもう事業計画にならない、そういうことで、三十五年前に販売会社をつくりまして、自分の卵は自分の値段で売りたい、今でいえばNB商品ですね、こういうことをやってきました。

そのときに、当時、同じようなことを今言われておりますけれども、どんな商品でも、やはり必ず生産に特徴がありますね、その商品に。私の時代は、卵は大きい方がいいとか中くらいがいいとかという、サイズ別に値段がついていました。私はそれをミックスして、卵は一緒じゃないかという自分で持っている商品の特徴をつけて、差別商品ができた。この差が、一キロ当たり、大体年間平均で、今現在二百円ぐらいの相場なんですけれども、当時、相場が波打ちしますけれども、大体七%から八%ぐらい手取りがふえたわけですね。これは我々にとっては、数ですから、装置産業です。大変なボリュームになった。

こういうことで、自分の商品は自分の価格で売る、こういうことでやってきました。

○新福参考人 経験から申しますと、不安の中に、農業というのは選択肢の中に入らないと思うんです。これはほかの産業でも一緒だと思わすね。

ということ、社長でも一つの人生でございませう。また、若い人たちが農業をやりたいという中에서도、そういう興味を示した段階で、そこに目を向けているというところはありがたいことなんです。そういう中で、最低限の労働環境整備、先ほ

ども申しましたから、割愛させていただきます。

そして、販売。これは、笠原さんが言われたように、その当時、組合員であったころ、やはり共同仕入れ、共同販売という限定がございませう、組合には。その中で、私たちがつくった商品というのは一つ一つが愛情の塊であって、誰がそれを欲しがっているか、今で言うマーケット・インというの、その当時、組合になかったと思うんですね。指定された市場に流通を促して、その中で平均的に割って、口座へ落とされる。そういうところの矛盾があったわけですから、そういう物流も含めた販売方法、そういうものを変えていけば、先ほども述べさせていただきましたけれども、お互いにその地域で本当に手をとり合っているんじゃないかなと私は思っております。

以上でございます。

○石田(祝)委員 四人の参考人に大変貴重な御意見を賜りました。

今まで委員会は、ややもすると、参考人の話を聞いたらもう質疑は終わり、こういうことも聞々ありましたけれども、今回は、大変早い段階で大変重要な意見を聞かせていただいた、私は、これからの大いに、本当の参考に私たちもさせていただけるんじゃないかな、こういうふうに思っております。

しかし、質疑が進めば採決するのは当然でございませう、それはしっかりと採決までやらせていただきますと思ひますが、私は、公明党としても、農業は生命維持産業だと。これは、ほかの、産業と言つて一くりにするイメージとはちよつと違う、産業と言つていいのかという、ちよつとちよつとちよつとあるところもありますけれども、やはりそれで食べている人もいますから、もうけなきやいけないということも事実だろ

うと思ひます。

で、充実した審議をしつかりとさせていただきたいことをお約束いたしまして、終わらせていただきます。

○江藤委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございます。

参考人の皆さん方には、それぞれお忙しい中をこうして我々に貴重な御意見をただけま

す。

今、石田委員からもありましたが、参考人質疑を先にやれるというのは私は大変よかったというふうに思っております、大変参考になる意見をそれこそたくさんいただけて、それから我々が審議をしていくということになりますので、前もって御意見をいただいたことは大変貴重だったというふうに思っております。

同じ農業者としての立場でも質問をさせていただきたいというふうに思うんですが、農業経営者のお二人はほぼ私と同世代でございませうので、言っていることの時代背景はよくわかりますので、そうして聞かせていただきました。

太田原さんには、北海道でもいろいろ御指導いただけてまいりました。

午前中の質疑も聞いていて、少し何か我々の頭の中で整理をしなきゃいけないなということが幾つか出てきたというふうに思っております、先ほど来ちよつとテーマになっておりますが、非営利についてやはり相当勘違いがあるというふうに思っております。

農協が利益を上げるなというふうに勘違いをしている皆さん方がたくさんいて、それは、上げた利益を配分しろという意味であつて、農協がストックしなきゃいけないという意味ですから、農協がもうけなきゃいけないという意味とは全然違うんだということは、午前中の論議も、それから今ほどの参考人のお話からもある程度整理がされてきたのかなというふうに思うのと、もう一つは、農業といつてもいろいろな職種があつて、耕種農業

のようなものがベースで農政というのはつくられてきていますが、今の鶏卵のようなものとか肉牛とか野菜とか、非常にスパンの短いものと、一年以上スパンがあるものと、これを一に論議するというのもこれもまた非常に難しいものだなという感じを覚えてまいりました。

スパンが短ければ短いほど、一般の企業経営と同じ感覚でやっていかなきゃいけないというふうにいるんですが、スパンの長いものを一カ月ごとに経理しろと言われたら経理できないわけですから、これを同じ感覚で整理していくというのもこれもまた非常に難しい話だなというふうに思っています。

最初に、午前中も含めて農業委員のお話をしっかりと伺うというのはきょうの川上参考人だけでございまして、先ほど農協の話の聞いたらすばらしい理論を展開されて、それも聞きたいところではありますが、農業委員会について川上参考人にお願ひ申し上げたいと思います。

それで、地域調和ということを大変重視されて意見を述べられておりました。農地の番人として、まさにその最前線で御苦労いただいていたわけですが、そこで、まず、二つお伺いをしたいと思います。

それは、近年になって特になんですが、農地に關していろいろなものができ過ぎ、つくり過ぎだというふうには私は思っているんです。それは、農業委員会というのとはまたありますけれども、そのほかに、農地利用集積円滑化協議会とか、農地中間管理機構とか、あるいは今度は推進委員とか、何で農地一つにかかわるのにこんなに幾つもの組織が必要なのかということについて、現場ですと見てこられた川上さんにぜひその点をお伺いしたいなというふうに思っております。

もう一つは、今度の新しく考えられているその推進委員がなければ本場に農地というのは動いていかないのかということについて、どういふふう

に思っております。それは選挙で選ぶ方がよりいいというふうには私は思っておりますが、もう一つ、今度、建議が法的根拠がなくなるわけでありまして、これは、参考人自身が言われていたように、川上参考人の場合は白書をみずから地域で出しておられたりして、大変そこら辺も重要視されておられたんですが、それらについてまずお伺いしたいと思います。

川上参考人 最初は農地の問題で、あの手この手ですいろいろな形の方策がとられておるといこととであります。

それぞれに特色はあるかと思いますが、目的は一つであります。時間的な経過の中でふえておるものもありましようし、それから、内容的に、そこでなければ機能的に発揮できない、そういう制度もあるかと思ひます。

ただ、一つ言えることは、一番の問題は、利用する側の受け手側と、出し手の方、地権者ですね、個人ということに限定をいたしますと、これは仲を取り持つ、調整する役割は非常に大変でございます。それがために推進委員があつたり、いろいろな角度から助言してもらつたりということがありますし、さらに、それをどうするかという面で、出し手の希望も受け手の希望も、受けた方がいいが、ただ農地を荒らさないように維持管理するだけか、あるいは何かをつくつてもうけるのか、利用の形態もそれぞれありますよね。

今回の機構がスタートしたときにも、前段は、一旦預けて維持してもらつただけでもいい、こんなことが最初にあつたものですから大いに期待しておつたんですけれども、これが、利用するものがなかつたらお返しということになりましたので、またこれが、中山間地域の方に対する受け手の希望というのは、具体的に入れば入るほど明確に少

なくなりまして。ですから、出し手と受け手の方のマッチングができない。

それからもう一つは、当然のこと、面的にまとまらなやいけません。それが、今、個人がいわゆる意向調査をしようしたけれども、それを利用側に使つてもらえるようにするとなれば、もう少し面的にまとまらなやならぬ。

したがって、結論は、それぞれの地域、集落といたつたようなところで話し合つて、出し手がグループになつて出す、いわゆる地縁の集団ですね、そういう形をまずとらないと、地権者でない者があそこそこをくつつけてこうだということとの調整に入らうとしても、とても大変であります。地権者同士が話し合つて、それをもつて面的にして使つてもらえるようにする。

ところが、この仕組みは、今、中山間地直接支払いの団体ができ上がつておりますが、こころしありません。当然のこと、地域にはリーダーもおりませんし、それから協議会のようなものもないわけでありまして。そのことなくして周りからこうだあだと言ひましても、現実的なものに結びついてこないということが欠陥であります。

ですから、マッチングできない部分というのはいろいろそういうものがあつてございまして、農家の方の気持ちも、顔が見えて信頼が置ける人でないと出さないという人もありますし、きちんとした公的な組織でないとだめだという人もありますから、そういう選択肢を設ける意味では、種類がたくさんあつた方がいいということも言えるかもしれません。

いずれにしても、それぞれの特色を生かした形が必要だというふうに思ひます。それから、推進委員の方にきましては、人という見方と、それから役割という面がございまして。

推進委員が必要だということは、役割が必要であります。役割が必要だからということで推進委員ができておるわけであつて、農業委員が全部かけ持ちできるといふことであれば推進委員は要

らないわけですね。そこらあたりが、どれだけのウエートでどれだけ専門的にやるべきか、このところではいわゆる役割分担ということが起きてきまして、一概に推進委員が絶対いなければいけないということにはならないというふうな見解を持っております。

それから、建議の問題であります。これは非常に大事なことでありまして、通常の農業委員会活動をしておれば、必ず、これはこうしてほしいとか、ここが問題だというのが出ます。それを行政施策に反映するために意見を申し上げるわけでありまして、これはいつでもどこでもできることではあります。が、きちんとした法的な裏づけの中でこれを受けとめるよといふことになりまして、何らかの形で回答する義務が働きます。そのことを我々は期待しておるわけでありまして、したがって、何らかの形で重く受けとめてもらえる体制というものが裏づけが欲しいと申し上げましたのは、そこにあるわけでありまして。

したがって、農業委員会や推進委員が活動して、延長線上で気づいたこと、あるいは考えられたことは何らかの形で行政施策に反映できるような、このことは非常に大事だと思ひますので、ぜひ続けていただけたらと思つております。

以上でございます。

○佐々木(隆)委員 限られた時間で四人の皆さん方にお伺ひするのはなかなか大変なんです、頑張りたいと思ひます。

太田原先生、何度か本も読ませていただいておりますし、いろいろなところへ投稿されているのも読ませていただいておりますが、先生がずつとおつちやつておられる、総合農協でなけりやいけ

ない、私もそう思つております。恐らく、これは分割すると九〇％以上の農協は潰れるんじゃないかと僕は思つてゐるんです。

総合農協でなけりやいけないう、先ほどちよつと歴史的経過もお話をいただきましたが、先生がずつと言つておられるそのところを、もう一度、なぜ総合農協でなけりやいけないうのかと

いうことについてお伺いしたいと思います。

○太田原参考人 私もずっと総合農協、総合農協と言っているものですから、改めてそう聞かれると、さて何と答えたらいいのかわかりません。

総合農協でないのは専門農協でありますけれども、一時、専門農協が華やかな時代があったんですね、特にミカン地帯なんかを中心にして。しかし、その時期は短くて、やがてそれは、オレンジ・牛肉の自由化が始まって、貿易自由化が進むとともに潰れてしまったわけがあります。ただ潰れたのではなくて、先ほど言いましたように、総合農協に吸収されたのであります。

そこで、なぜあれだけの栄華を誇った専門農協が経営的に弱かったのかといいますと、これは明らかに信用事業と共済事業、特に信用事業を欠いていたために資金力が乏しくて、伸びているときにはいいけれども、非常に耐久力がないということが、これは歴史的な教訓としてあると思います。したがって、総合農協の強靱さというようなことがそこで実証されたと思うんです。

しかし、それはあくまでも農協経営についてであります。日本では、大型法人の皆さんは違いますが、日本では、日本の代表的な普通の農家は、日常的には経営と生活が未分離である、そういう状況の中で、やはり経営と生活と両面から支える、これが総合農協の特徴でありますし、その必要性はしばらく変わらないのではないかと、そういうふうにおっしゃいます。

○佐々木(隆)委員 あと四分ほどでもありませんが、ここで二人にちょっとお伺いをしたいんですが、

新福参考人が、一番最初の書き出しのところ、農業委員会の改革のところ、耕作者主義というあの懐かしい言葉を聞かせていただきましたが、ずっと農地は耕作者主義をとってまいりましたが、私が初めて国会に来たときに、農地制度の改革、農地法の改革があって、そのとき担当しております、それはそのときに外されました。でも、何で耕作者主義にずっとこだわってきた

のかという、それは新福参考人もおっしゃっていただけるように、地域というものと農地が一体だからです。だから、耕作者でない地域も守っていけないというところに、ずっとそこにこだわってきた理由があったわけですが、時代の背景とともに、ちよつとそこは、それほど厳しくすることはしないのではないかと、このためたわけがあります。

今、法人経営をやっておられる中で、だからといって地域とかかわりなく生産をしているわけではないというふうに思いますが、そのことをできれば端的に聞かせていただきたいんですが、笠原参考人にも聞かせていただきたいと思ひます。

担い手ということを随分強調しておられました。実は、農政をやっていく中で、担い手という定義は非常に難しい定義なんです。我々が政権をとっていたときも担い手というものの随分議論しましたけれども、結果、販売農家の全てというところをやってきたんですが、これをどう考えておられるか。

これは、変に絞ると、そこにだけ農政の政策が行っちゃうということにもなっちゃうわけで、担い手という言葉をおっしゃっていただいたので、その辺をどう考えておられるのかということをお笠原参考人の方にお伺いしたいと思います。それぞれお願いします。

○新福参考人 最後の担い手の方からさせていただきます。基本的には、地域には、個人の農業者、また、集落営農、私たちがいた企業農業、これはバランスが一番大切だと思ひます。企業農業で全部賄えるか、私は、これはリスクがあるだろう。私がその業界において言うのは変でございすが、そういうリスクがあるという理想としているんだ。ただ、そこで生活できるかできないかだと思ひます。そういう点を、所

有から借地という農法でやっていたわけでございます。

さかのぼること二十年前は、畑で、十アール二百五十万まで農地が上がりました。そのころは引く手あまたで農地が足りなかつた。それから急に、いろいろなオイルショック等を考へて、時代の変化の中でどんどん整備されて、今、十アール五十万ですよ。そうしたら、所有より借地の方がいいわけですね。例えば、十アールを一年間一万円で借地したときに、五十年は賄えるわけですから。

そういう点でいったとき、今、鳥獣害とか、そういう限界集落のところに土地の買い手がいない、使い手がいない。そうなっていったときに、地域の問題ですから、そういう中で、私たちは企業農業として、その地域を一括的に包括的に借りして、その雇用創出も含めながら、地域保全で利益を上げていく、そういう形態で私たちは地域に貢献できるんじゃないかと思ひます。

○笠原参考人 私は、担い手という、私自身の認識は、次の時代を担う農業生産者で、これは法人だろうが個人だろうが全て次の時代を担う、そういうふうにお思ひます。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので、きょうはどうもありがとうございました。

○江藤委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 維新の党の村岡敏英でございます。午前、午後と、八人の参考人の皆さんの御意見、本心に勉強になりました。お忙しい中、ありがとうございました。

そこで、もう大分農協法の一部の改正に關しては皆様にお聞きいたしましたので、私はちよつと違う視点からお聞きしたい、こう思ひしております。

私は、予算委員会、国会議事堂の前が芋畑の昭和二十一年の写真を見てもらって、総理に質問しました。

農業というのは、この国にとって、食料が不足になったら本当に国民は困るんだ。その現実はいった七十年前にある。そして、歴史を振り返れば、政治で一番大切なのは、農業の政策が成功するかどうか、これが歴史上ずっと大切なことであり、全世界を見れば、日本のように、輸入できるような国ならば別ですけども、この食料飢餓というのは政治の一番大切なことなんだということの認識を述べさせていただきます。

その上で、ただし、食料が不足しているときから、食料が余り始め、減反政策をとり、そして農業のそれぞれの生産高も落ちてきて、また所得も落ちてきています。そして、今の現状が、平均年齢も六十六歳以上、さらには所得も低い、そして担い手がいない、大変厳しい状況になっています。

そこで、農林省も、また政府も、ここにいる農水委のメンバーも、農業を何とかもう一回再生したい、そして、それは農村社会もしっかりと再生したいという思いで審議してきております。

そこで、そもそもの論なんですが、この農協法の改正が一番最初に手をつける問題だったのか。それとも、農業を再生させるためには、ほかのこと、手をつけた方がいいのか。農業界にいて、それぞれの立場で大変御見識を持った、また、実際に農業をやられている方もおりますので、本当は、農業は何かから手をつけたらいいと思ひなのか、お一人ずつ参考人の方からお聞きしたいと思ひます。

○笠原参考人 私は、全体のことはよくわかりませんが、農業者として事業ベースからお話ししますと、農地の集積、農地を休耕地にしないことというところになります。これは農地の集積が一丁目一番地だと思ひます。このことをやることによって、土地利用型の方々の労働生産性は向上する。そのことによって大型化になればなるほど、いわば日本が今持っているいろいろな農業の技術、そういうものも駆使できる。かつ、いろいろな横持ち、エネルギー問題の解決も大きくなることによってできる。

そういうことで、私は、自分の養鶏産業を見て、一段の平飼いから、今はマンシヨンの経営になつています。土地利用型は横にどうしても広げなきやいかぬということになれば、この農地の集積が一丁目一番地だと思つています。それに人的、資金的に集中することが、多分、日本の農業の再生になるんだらう、私個人はそう認識しています。

以上です。

○川上参考人 目標をどこに置くかということですが、私は、食料安全保障だと思つて

食料安全保障の場合は、今言われておりますように、食料自給率という物差しがございますが、これでは十分でないということで、食料自給力ということが加えられました。力というのは、生産力であつたり供給力ということになります。しかし、これを数値にすることは難しいわけですから、結局は、食料供給という大目標にかけて国民が必要なるものを満たしていくということになります。

そこには、企業的な農業だけでは供給できません。小さい農家でも全部供給につながつておるわけでありまして、したがつて、地域でも農協でもその食料供給という使命感が一つあると思つています。そのところを土台に置いた政策になつていかなきゃならぬと思つていますが、ただ、今の政策の中では、産業政策と地域政策という大きな二つの柱で走つておりますけれども、私に言わせると、その中間的なところの部分が一つの抜け穴になつておるのではないかとふうに思つています。

そういうものを支えていき、元氣をつけていくというのは、やはり農協に力が必要でありますし、農業委員会の方も、そこが母体になつてくる、このように思つております。そういう考え方で進めたらと思つております。

○新福参考人 中長期での展望というのが、そう

いう食料政策、それから地方農業、農村の別な分野の政策、これをはつきりしなければだめだと私は思つております。

また、そういう中で、あのイギリスでさえ、農地をあれだけ整備するのに三百年かかつているんですね。そういう一世紀、百年、中長期展望を、日本もやはりいいところを研究して学んだ方がいいと思つています。

また、これからの農業人、勝手に農業をして勝手にやるようでは困ります。そういう中で、地域に対して農業人は責任と義務を負うんだ、それぐらゐの自覚を持つた農業人になつてもらいたいし、また、そこに対しては、国の方もそういう農業人を育てられるような、例えば所得政策とかそういうものがあつていいんじゃないかなと思つております。

○太田参考人 大変大事な質問をしていただいたと思つています。

私は、今までの参考人の御意見ともダブるかと思つていますが、やはり、生産者、担い手に将来展望を与える所得、価格安定政策、これが最優先されるべきだと思つております。

とにかく、今それがないと、T P Pが大変だといふけれども、まだT P Pが実施されているわけじゃないですよ。だけれども、北海道の先生方は御存じだと思ふんですが、去年、北海道で、酪農家だけで二百戸離農しております。これは高齢化とか借金じゃないんですよ。ばりばりの現役の優良経営の人がやめていく。その理由を聞くと、要するに将来不安なんです。

ですから、それを食いとめるための所得、価格安定政策、まずそれが必要だということでございます。

○村岡委員 大変ありがたいでございます。それぞれに農業の一番解決しなきゃいけないことを聞かせていただきました。

私は、実は、戦後の農政で、減反があつたりいろいろなことがあつたわけですが、一つ大

きく解決しなきゃいけない問題は米問題だと思つてゐるんです。ここが、農業の予算をほとんどつぎ込みながら、なかなか解決してこなかった。そこで、先ほど言つたような、自給力にしても、六次産業化にしても、いろいろなものに投資ができなかった。

その問題をどう解決していくかという中で、今は転作の中に飼料米というのが入つてきたわけですが、けれども、この米問題というのが、例えば集積していくことを笠原先生はおつしやつていましたけれども、集積していったときに、しかし、余つてゐるものをどうするか、こういうときに、飼料米という政策を掲げている。

先生のおつしやつた集積とともに、この米問題というのをどう考えているか、お聞かせ願えればと思つてます。

○笠原参考人 私は今度の飼料米の話を最もしたいと思つてゐるんですが、今、日本の畜産業界が世界から、特にアメリカ中心に、穀物を千二百万トン買つてゐます。その中で、今回、政府がこういうふうな飼料米ということをやつていただきました。

食料米として、多分、生産額は、私は正確には覚えていませんが、九百万トン前後だと思ふんですが、その中の国民が使用している米の需要が約五百万トン弱。残りの約四百萬トン前後、数字は正確ではありませんけれども、これが我々畜産業者に餌として入つてゐるわけですね。

これは、我々にとつても、いわば国にとつても、先ほど言つた安全保障問題においても、この二百萬トン、三百萬トンは黙つて我々の畜産業者が吸収できるわけです。いわば、今まで、かつてないんですが、日本が穀物政策としてこれを取り上げた場合、お米政策はどう変わるのか、こういうものをやはり一度先生方で議論していただきたい。

今、お米の先物も出てゐますけれども、供給過剰な食料米で、先物が値が上がるわけがありません。しかし、我々の畜産業界は千二百萬トン買つ

ていますから、国内の生産で千二百萬トンあれば吸収できるわけです。それも、できませんけれども、その中で数百万トンできれば、我々は、為替に變動なく、シカゴ相場に變動なく、安定した穀物価格で入る。いわば国内自給率が相当上がるわけですね。これには私は国民の方にも非常に評価をいただける。

その一つは、食品の安全、安心です。もう一つは、将来どういふ状況になるかわかりませんが、けれども、世界人口が七十二億以上になつてきたときに、果たして食料として今までどおり金を出せば買えるのか、こういう不安もある。

そういう中で、やはり我々としては、国内の飼料米をいわば適正価格で我々に供給してもらえような仕組みをつくつていただきたい。結果、耕畜連携として日本の大事な水田がフル活用できるんだらう、こういうふうに入つてゐます。

○村岡委員 大変参考になる御意見、ありがたいと思つてゐました。

米政策の中で飼料米というのがどういふふうな形で継続できるかどうかというのもしつかりとやつていきたい、こういうふうに入つております。

そこで、川上参考人にお聞きしたいんですが、先ほど、推進委員だとかいろいろな委員があつて、たくさんいる、その役割分担もしなきゃいけない。

本当に思ふんですけれども、私は秋田県なので、農業委員の方々もいろいろ知つております。三万円から五万円ぐらいの非常に報酬が少ない中で努力して、地域の土地を動かすということにはいろいろな感情が入りますし、地域の方たちは大変な努力をされてゐると思ふんです。

そこで、先ほどもお話がありましたけれども、農地中間管理機構、そして農業委員、この中で、特に農業委員は、今回の改革で、選挙じゃなく市町村長が選ぶ。この部分の中で、選挙のとき、それから選挙じゃなくなつたとき、このメリット、

デメリットというのはどのように受けとめているか、お聞きしたいと思っております。

○川上参考人 選挙かどうかという点では、結果的に地域から選ばれるというプロセスが大事でありまして、選挙は手段になります。したがって、プロセスが大事にしてあれば大きな問題はないかと思っております。

現に、今現在、選挙はごく少ないわけでありまして、それはなぜかといえば、先ほどから申し上げておりますように、実質、地域の中で一番大事な人、お願いしたい人をお願いしておるわけです。なった人に聞きますと、とてもこんな大変な仕事は本当は受けたくない、特に忙しい認定農業者の方はそう言われます。でも、地域の方から頼まれれば何とかしてあげなきゃならぬ、そういうことで、報酬を抜きに頑張っていたいております。

そういう意味におきまして、地域から選ばれるというプロセスは非常に大事だと思いますし、最終的に、今掲げてありますように、性別だとか年齢だとかいろいろなバランスのことを考えたりするときには調整ということが必要になりますので、その意味では、もう少し上の段階で調整するような機能といえますか、それがあっていいかなと思いますので、それがメリットといえればメリットかな、このように考えております。

○村岡委員 制度を変えるわけですから、メリットを求めて変えていかなきゃいけない、こう思っております。

ただ、いろいろ現場に行つて、心配されている農業委員会の方々は、首長によつてどういう方を指名するのかがこの非常に心配されている。そういう意味では、この制度がスタートして、やはり様子を見なきゃいけない部分もあるのかな、こう思っております。

参考になりましたので、ありがとうございます。そして、新福参考人にお聞きしたいんですけれども、先ほど、今の農協では使うことはない、そ

してまた、なかなか農協のメリットを感じられない、こうおっしゃいました。御自分で法人経営してやられているわけですから、当然そういうお答えになると思いますが、私なんかも、現場でも、普通に農協に入っているながら農協に対してのいろいろな苦情もあるわけです。

しかし、私が思うには、やはり、今まで国の方針を、先ほど代行していたということもありますけれども、それを忠実にやったことがなかなか個々の農業の方々にメリットを与えられなかった、こういうふうになっているんです。

そこで、先ほど、農協が変わるときに営農指導とかそういうのを言っておりますけれども、農協が根本的に行政の下請じゃなくなっていくということをやりたい望んでいるのかどうか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○新福参考人 私たち企業農業からすれば、開かれた農協、これからの農協経営の中で組合員にどういう利益を積み上げられるのか、もしくは足せるのか、そこが問題だと思うんです。

とりあえず、そういう中で、私たちは二、三年前から東南アジアから肥料と資材は入れております。それは農協にも相談に行きました。しかし、今の系統ではその価格には対応できない。しかし、そういうスケールメリットは相当なものを持っているはずなんだと、私はそういう疑問と矛盾を感じているんです。そこを私は叱咤激励しているわけなんです。そういう中で、地域の農協というのは潰してはならないと先ほど述べました。

やはり、一つの意識改革、もしくはそういうことは是非々というのをはつきりして、先ほど言いました農業版のPDCAは、すなわち農協のPDCAを実行する時期だと思っております。そういうものをやっていただけたらなと思っております。

○村岡委員 ありがとうございます。

私も、開かれた農協になっていかなきゃいけない、協同組合というのは、組合員だけというの

じゃなくて地域を考える、やはり開かれていかなきゃいけないと思っております。

そして、我々の党は、企業とのコラボもしなきゃいけないということを言っています。

それは何かというと、やはり企業を排除して六次産業化というのはなかなか進まない、だから、ここはいつも言っているんですが、企業が農村社会、農業界に入ってきた場合には新入社員のものが入ってくれ、そして、農業者の方が経営のノウハウを学ぶということを考えなきゃいけない、ここで対立しては所得も上がってこない、こう思っているんです。

そこで、最後に太田原参考人にお聞きしたいんですが、私は、コラボをしつかりできるようにしなきゃいけない、こう思っているんですけれども、どのようにお思いでしょうか。

○太田原参考人 六次産業と民間企業との関係ですが、おっしゃるとおりだと思っております。

それで、これはいろいろな問題があるんですけども、北海道ではかなりその問題はクリアされてきていると思っております。ホクレン自体がかなり大きな加工、販売の機能を果たしております。それから、北海道の製造業の四十数%が農業、漁業を基盤とする食品加工業であります。おのずから、そういう関係は以前から強いつながりを持ってきておりまして、ですから、今言われている、民主党政権以来言われている六次産業というのは、私はちよつと、それは大事だと思っております。これが、これは農水省の政策ですよ。

本来の六次化というのと、もつと、二次産業、三次産業を含めて社会的分業というのがあるわけですから、委員がおっしゃるようなコラボ関係で分厚い地域経済をつくっていくというのが本当だろうと思っております。

それは、実際に地域で、農家がつくるのもやれ、加工もやれ、販売もやれというようなことを短絡的に言われて、もう大変困っている農家やJAの女性部をたくさん聞いております。やはり社会的分業というものはあるわけですから、そ

う中で十分なコラボ関係をつくっていくことが地域全体にとつても大事だ、こういうふうと考えております。

○村岡委員 四人の参考人の先生方、どうもありがとうございます。

○江藤委員長 次に、斉藤和子君。

○斉藤和子委員 日本共産党の斉藤和子です。

本日は本当にありがとうございます。参考人の先生方、本当に貴重な御意見をお聞かせいただきました。私が最後になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、笠原参考人の方にお聞きしたいんですが、生産法人の要件緩和にかかわつて、やはりあくまでも主体は農業者というふうな発言の中で強調されたんですけれども、逆に、この要件緩和によつてどのような懸念があるというふうにお考えに、感じていらっしゃる件などがありましたら、お答えいただければと思うのですが。

○笠原参考人 全く私の私見ですけども、私、四十年の中で、大手商社ですとか大手企業と一緒にやってきました。しかし、そういう方は、損益分岐点が、だめだということになると引き揚げます。このことを私は危惧しているということなんです。

農業者というのは、経営コストだけではなくて、情熱を持って国民の命を支えている、やはりこういう誇りとプライドを持っています。そういう意味では、大変利益が薄い事業かもわかりませんが、これを粘り強くやって、それで付加価値をつけていく、こういうことが我々の求められていることなので、緩和は、金融だとかそういう意味では非常に結構ですけども、最終的にはそういう誇りを持った方に、農業者にやつてもらいたい、そういう意味です。

以上です。

○斉藤和子委員 ありがとうございます。続いて、新福参考人にも同じように、生産法人の緩和について、農業は他産業と同じく考えてはいけ

資料がありまして、それに関してどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○新福参考人 経験から申し上げますと、やはり農業というのは、通常言われる企業は人なりでございまして。農業人ほど、農家ほど、今、人材に投資をする時期でもあるわけなんですよね。

しかし、金融機関にしろ、そういう人材投資というのは、短期的には見られても、私たちは二十年かかりました、この二十六・五歳にするまで。そういう中長期的なものが、今後、農業生産法人の要件緩和にしろ、はつきり申しまして、今の現時点では、過半はその地域の農業人が守るべきだ。また、それが二十年後、三十年後、時代が来たときにまた考えればいいんじゃないかな、私はそういう考えでおります。

以上です。

○斉藤和委員 ありがとうございます。  
次に、川上参考人にお聞きしたいと思うんですが、先ほどもありましたけれども、農業委員会の公選制がなくなるといことで、私は、地域の代表としてやはり選挙で選ばれている、選挙をしないとしても、代表として地域から推薦をされて出てきているというところに大きな責任と意味があったのではないかと思うんですが、その辺、いかがお感じになっていらっしゃるでしょうか。

○川上参考人 今までのお答えでちよつと誤解があったかもしれませんが、私は、公選制が第一義でありまして、それがあって初めて選ばれておるわけでありまして、ただ、その中身が、趣旨が、地域から選ばれる、そして、みんなから選ばれた、このプロセスを言っておるわけでありまして、それができるのは公選ということがあって初めて可能になります。

したがって、その趣旨を無視しては成り立たないと思っておりますので、そのことだけはつけ加えさせていただきます。

○斉藤和委員 ありがとうございます。

私も、やはり公選制であつてこそ地域の代表だというふうに思うんです。

私は、その地域の代表という点でもう一つ川上参考人にお聞きしたいのが、意見の公表、建議の規定の削除で、これは年間という千六百件ぐらゐ各地方から上がっているというふうに聞いているんですけれども、やはり地域の代表であるがゆゑに意見を言える。

逆に言えば、公選制もなくし、この意見の規定も、限定的なものは残りましたけれども、大枠は削除するということは、農業者の皆さんの声が逆に届かなくなるのではないかと非常に私は懸念を持っています。いかがでしょうか。

○川上参考人 御質問のとおりでございます。この意見の公表、建議というのはきちんとしたものの中で行うことが必要だと思っております。ただ、その中身の問題と、それから、出された意見や建議がきちんと反映できる、そういう流れになつていく必要があると思っております。

そういう意味で、私も、中身の充実ということで、農地白書あたりも工夫して、鳥取県は十九市町村でございますけれども、どの市町村も全部そろつて、同じような視点から項目を検討しながら、それを図表化し、数値化して、さらにそれにつけ加えて意見を述べてということにいたしました。そこまで持つていきますと、各首長さん方は、ああ、これが欲しかったと、ほとんどの市町村長さんがおっしゃつておられました。

したがって、もつとも我々も工夫しなきゃならぬと思ひますけれども、より掘り下げた意見を出す必要がある、これは私どもの方の責務になります。

ただ、その流れの中で、先ほども申し上げましたように、聞きおく程度のことにとどめられてしまつと困りますので、ぜひとも、どういう形であるうと、きちんと重く受けとめてもらへるような、そういう体制整備をしていただきたいということをお願いしております。

○斉藤和委員 ありがとうございます。

最後に、太田原参考人にお聞きしたいんですが、これも、この農協法が改定をされる、その大もと

の根本的な認識なんですけれども、農協法ができるときは食料が不足基調だった、しかし、今は食料が過剰基調にあるんだということが根底に置かれて、さまざま改革が必要だということが言われているんですけれども、食料が過剰基調にあるというこの認識、私は、ちよつと、こういう認識でいいのかなという、非常に疑問を持っています。ですが、太田原先生はどのように感じになっているのかということ、あわせて、日本の農業が小農、零細農家で担われている、この食料の過剰基調という認識とあわせて、日本の農業の担い手としての小農の役割というのを聞かせただけだと思ひます。

○太田原参考人 ありがとうございます。  
かつては不足していた、今は過剰だから農協を改革しなければならぬという問題設定が私にはよくわからないんですが、恐らく、そういうことを言う人は、食糧制度のことが背景にあると思うんです。

戦前から、食料が足りないとき、まさに食糧管理制度で乗り切つてきたわけですね、いろいろな犠牲を出しながら。そういう中で、農協というのは、まさに供出と配給のための機関として、きれいに言えば、農政とタイアップしながら、事実上は農政の下請をしながらそれを支えてきた。だから、過剰になつて食糧制度もなくなつた、したがつて農協も要らない、多分、こういう図式が頭の中にあるんだろうと思うんです。

ですから、それはやはり大間違いですよ。食糧制度のときに役に立ったというのは大変重要な公共的役割だったと思うんですが、食糧制度がなくなつても減反がなくなつても、つまり、行政の下請の必要がなくなつても、これは先ほど言ひましたが、農協には協同組合としてやらなければならぬ重要な役割があるわけですね。それは、こういう情勢の中ではますます必要になってくるわけで、先ほどの御質問とも関係いたしますけれども、それも組合員のためというだけではなくて、今まさに農協が地域のインフラになつてお

りますから、地方消滅と言われるような厳しい状況の中で、ますます農協は総合農協としてその役割を發揮していかなければならぬ、こういうふうにご考へております。

○斉藤和委員 ありがとうございます。  
引き続き、太田原先生に質問したいんですが、けれども、今、総合農協だからというお話があつたんですが、私も農協の方とお話をして、やはり、今、農家の方が一番求めている営農指導、これは総合農協だったからこそできたんだという趣旨のことを発言されていたんです。営農指導だけではなく、赤字になるのは目に見えていて。そうした点で、営農指導とか、総合農協だからできた農家の皆さんへの利益の供与というところ、今回の改定によつて株式会社を、選択制ですが、選べる、そうなたときに、独占禁止法の適用外だった協同組合から、要は適用されることになる、それによつて農業者の皆さんの期待に本当にこたえられるのかどうかということをお答えいただければ。

○太田原参考人 営農指導そのものはなかなか事業として付加価値を生まないで、ほかの事業からの繰り合わせでもっている。本来はきちんと賦課金を取るべきだという議論もあるんですが、なかなかそうはいかなくて、ほかの事業の収益で賄つているというのが実情でありまして、そういう点でも、総合農協でなければならぬというものはおっしゃる通りであります。

ちなみに、台湾の農協法、あそこでは農会と言ひますが、農会法では、金融事業の収益の何%を営農指導に使わなければならぬ、そういう法律がありまして、こういうこともちよつと調べて参考にしていただければと思ひます。  
それと、おっしゃる通りに、私も字面しか読んでおりませんが、今回の農協法改正で、営利を目的としないう協同組合の一番の肝のところが削られて、大いにもうけなければならぬみたいなものになつていくと、たしかこれは独占禁止法の対象になるのではないかと。小さい農協なら別で

すけれども、全農くらいのことになるとそういう心配が現に出てまいります。

ですから、その点は、やはり協同組合というのは何ぞやと。協同組合に対する独占禁止法の適用除外というのは、これは経済民主主義の大原則でありますから、そのことについてはきちっと守っていただけるようにお願いしたいと思います。

○斉藤(和)委員 最後に、また太田原先生にお聞きしたいんですが、今の総合農協とかかわりや独占禁止法とかかわりにもなるんですが、けれども、やはり監査のあり方が大もとから根本的に変わる。

これは、先ほど来、参考人質疑の中でも出ていたんですが、農協が農協として、農家の皆さんのための農協というのではなく、今のお話と重なるんですが、やはり利益を求めていく、要は、そうでなければ会計監査に耐えられないというふうになった場合、中山間地なんかは特に、経営が成り立たなくなつてやめざるを得ないというふうな、地域崩壊につながるのではないかと、うふうに私はちょっと感じるんです。

やはり、農協がなぜ監査をきちんと自分たちでやってきたのかというところの、その意味の大きさと、いうんでしょうか、その辺をぜひお聞かせいただければと思います。

○太田原参考人 今回の農協法改正の最大の論点です。

今まで全中がやってきた監査を外出して、しかも、それと一般の公認会計士とを選べる、そういうふうに変えるようありますが、私は、おっしゃるような心配の前に、一般の公認会計士の方が総合農協の監査というのは果たしてできるんだろうかと非常に危惧しております。

これは大変ですよ。私も生協の監事を何年かやったことがあるんですが、そこで公認会計士の方たちが大変だとおっしゃっていて、総合農協となるとさらに大変だろうと思うんですね。そこで果たして正確な監査ができるのか。もしそういう法律が成立したとしても、私は、各単協は従来ど

おりの外出した監査法人の監査を選択すべきだというふうと考えております。

それで、これまでの全中の監査というのは、何か仲間内の監査だとかいろいろな言い方がありますが、けれども、私は決定的に重要だと思つてゐるのは、農協というのは金融機関ですから、これがほかの企業と違うところですね。金融機関というのは絶対に潰せないわけですね。そのために、農協の監査は、単なる会計監査だけじゃなくて、業務監査、それから経営指導と結びついて、危ない農協は事前に察知して、合併させて、とにかくバニツクを起こさないようにしてきた、この実績は非常に大きい。

当たり前じゃないかと言われるかもしれませんが、他方、銀行も合併に合併を重ねてきたんですけれども、これは膨大な公的資金を投入せざるを得なかったわけですね。ただ、これだつて監査法人のあれを通つてゐるわけだから、何をやっていったんだろうと思うんですが、そういうことを、膨大な公的資金を投入せざるを得なかった銀行の合併、一切そういうものは使わずに自力更生した農協の合併、これを比較すれば、従来の全中による監査の役割というのは非常に明快なんじゃないでしょうか。それを外す必要は全くないというふうに私は考えております。

○斉藤(和)委員 参考人の皆さん、本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○江藤委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

次回は、来る六月二日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会





平成二十七年七月三日印刷

平成二十七年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U